

各国の被害者の身元識別情報を相手方に秘匿する
民事・家事法制等に関する調査研究業務

報 告 書

令和3年10月

公益社団法人商事法務研究会

各国の被害者の身元識別情報を相手方に秘匿する
民事・家事法制等に関する調査研究業務
報 告 書

目 次

アメリカ

菱田 雄郷 (ひしだ ゆうきょう) 東京大学大学院法学政治学研究科教授1

イギリス

杉山 悦子 (すぎやま えつこ) 一橋大学大学院法学研究科教授37

フランス

垣内 秀介 (かきうち しゅうすけ) 東京大学大学院法学政治学研究科教授55

ドイツ

勅使川原 和彦 (てしがはら かずひこ) 早稲田大学法学学術院教授91

* 所属等は調査実施当時のもの

アメリカ

東京大学 菱田雄郷

1. 本稿の目的及び対象¹

本稿は、アメリカの民事訴訟における、性犯罪の被害者、DV等の被害者の氏名及び住所等の秘匿に関する法制度の紹介を目的とするものである。ただし、アメリカの民事訴訟制度は、連邦と各州で別々に構築されており、その全貌を把握するのは困難であることから、特定の法域の法制度に限定して紹介をすることにせざるを得ない。

そこで、本稿では、まず連邦裁判所に係る法制度の紹介を試みる。連邦裁判所の民事訴訟に関する規律は、各州の民事訴訟の規律にも大きな影響を与えており²、アメリカにおける民事訴訟制度の規律を代表させるに相応しいと考えられるからである。

もっとも、本稿が想定する事件類型の全てについて連邦裁判所が管轄を持つわけではない。

州裁判所が、連邦法によって連邦裁判所の専属管轄とされている事件を除くあらゆる事件について事物管轄を有するのに対して³、連邦裁判所は、合衆国憲法第3編第2節第1項の定める範囲内で、合衆国議会が認める事件に限り、事物管轄を認められる⁴。そして、合衆国憲法第3編第2節第1項は、連邦憲法、連邦の法律、条約に基づく事件と、相異なる州の市民の間の争訟につき連邦裁判所の事物管轄を認めているところ、本稿の対象として想定される事件は、後者の争訟に当たり得る。しかし、そのうち連邦法により、連邦裁判所の事物管轄が認められるのは、合衆国法典28号1332条(a)(1)の要件を満たすものに限られ、同条が対象とするcivil actionには、家族関係を対象とするものは含まれない⁵。その結果、例えば、離婚、離婚扶養料または子の監護に関する事件は、連邦裁判所の事物管轄には含まれないとされる⁶。そうすると、性犯罪の被害者が加害者に対して提起する損害賠償

¹ 本稿は基本的には文献調査に基づくものであるが、文献調査から十分に明らかにならない点については、Paul Hastings LLPのTara Guinta弁護士、Sachiko Taniguchi弁護士、Ker Medero弁護士にご教示頂く機会を得た。ここに記して謝意を表す。上記3弁護士からの教示内容は、2021年10月13日に筆者が受領した、上記3弁護士連名によるmemorandumに記載されているので、本稿では、これを「メモ」として引用する。

² 浅香吉幹『アメリカ民事手続法（第3版）』（弘文堂、2016年）15頁。

³ 浅香吉幹『現代アメリカの司法』（東京大学出版会、1999年）86-87頁。

⁴ Samuel Issacharoff, Civil Procedure 4th ed., Foundation Press, 2017, p.133.

⁵ Ankenbrandt v. Richards, 504 U.S. 689, 700 (1992)。なお、樋口範雄『アメリカ家族法』（弘文堂、2021年）122-123頁も参照。

⁶ Ankenbrandt v. Richards, 504 U.S. 689, 703-704 (1992)。

請求訴訟等は、合衆国法典 28 号 1332 条 (a) (1) により、連邦裁判所と州裁判所の双方が事物管轄を持ち得るが、例えば、DV 等の被害者から加害者に対する離婚訴訟などは州裁判所のみが事物管轄を持つことになる。

そこで、例えば、DV 等の被害者が、住所等を秘匿しつつ、離婚訴訟を提起するような状況についての規律に関しては、連邦裁判所に妥当する規律を見るのみでは不十分であり、州裁判所に妥当する規律を見るべきこととなる。もっとも、すべての州の法制度を網羅するのは困難であることから、本稿では、連邦裁判所が管轄を持たず、州裁判所のみが管轄を有する事件に係る法制度については、ニューヨーク州のものを一例として⁷、紹介することとする。

2. 連邦裁判所に係る法制度

a. 訴状 complaint 等における原告の実名の表示

i. 原則

各プリーディングには、裁判所の名称、事件名、ファイル番号及び、連邦民事訴訟規則（以下「FRCP」という。）7 条(a)の表示（「訴状」「答弁書」等の記載）を伴った表題がなければならない（FRCP10 条 (a) 前段）。プリーディングは、FRCP7 条 (a) に定められているものを指し、訴状、答弁書等を含む。そして、プリーディングの内、訴状に関しては、その事件名には、すべての当事者の氏名を含んでいなければならない（FRCP10 条 (a) 後段⁸）。

ii. 匿名の利用が認められる場合

原告は、John Doe、Jane Doe 等の架空の名称を用いて訴えを提起し、その身元を隠そうとする場合があるが、このような訴状は、特別な場合にしか認められない。実名での訴訟追行の要求は、公衆の、裁判所手続に対するアクセスの権利及び私人の訴求者に対峙する権利と関わるからである、と説明される⁹。

⁷ ニューヨーク州を例としたのは、様々な意味で規模が大きく、法制度が比較的整備されているとともに、文献も多いからである。ニューヨーク州の法制度が、アメリカの中でどのような位置にあるかは、他の州の法制度の調査を待って検討すべき事柄であり、本稿では立ち入れない。

⁸ 訴訟は real party in interest（実質的利益当事者とか適格当事者と訳されることが多い）の「名」において追行されなければならない旨を定める FRCP17 条 (a) も同趣旨のことを要求するものとして引用されることがある。

⁹ Doe v. Kamehameha Schools/Bernice Pauahi Bishop Estate, 596 F.3d 1036 (9th Cir. 2010)。表現は異なるが、匿名が限定的にのみ認められるという点は、多くの連邦巡回裁判所で認められている。Sealed Plaintiff v. Sealed Defendant, 537 F3d 185,188-189 (2nd

したがって、原告が架空の名称を用いて訴えを提起することが許されるか否かを判断するためには、匿名性の必要と、当事者の身元は公的情報であるという一般的推定及び相手方当事者に対する不公正のリスクとを衡量しなければならない¹⁰。

そして、このような衡量の際の考慮要素として、何を挙げるかは裁判所により若干の相違がある。第2巡回控訴裁判所が挙げるのは、以下のような10個の要素である¹¹。①訴訟が、高度にセンシティブであり、個人的な性質のものを含むかどうか、②身元の特定が、匿名性を求める当事者さらには第三者に対して報復による肉体的または精神的損害のリスクを生ぜしめるかどうか、③身元が明らかになることで他の損害が発生するかどうか、またその損害の程度はどの程度になるか、④原告が、とりわけその年齢に照らして、開示によって生じ得る損害に対して特に脆弱であるかどうか、⑤この訴訟が政府と私人のいずれの行為に異議を唱えるものか（政府に関連する訴訟の方が強い公共の利益が認められる）、⑥原告が匿名で請求をすることにより、被告が不利益を被るかどうか、不利益の性質が訴訟の特定の段階で異なるかどうか、地方裁判所が不利益を軽減できるかどうか、⑦原告の身元がこれまで秘密にされてきたかどうか、⑧原告に身元の開示を求めることで、訴訟に対する公共の利益が促進されるかどうか、⑨争点が純法律問題であるため、訴訟当事者の身元を知ることに対する公共の利益が特に弱いかどうか、⑩原告の秘密を保護するための代替メカニズムがあるかどうか。

他方、第9巡回控訴裁判所は、以下のような5つの要素を挙げる¹²。①予想される損害の深刻さ、②原告のおそれの合理性、③原告の、損害または復讐に対する脆弱性、④原告に匿名での訴訟追行を許す場合に訴訟の各段階で被告に生じる不利益¹³及び、それを回避す

Cir. 2008)は、訴状の記載事項の要件は、裁判手続の公衆による検証を促進するという重要な目的に資するものであり、容易に無効にすることはできないといい、*Doe v. Megless*, 654 F.3d 404, 408 (3d Cir. 2011)は、手続は公的なものであり、訴訟当事者は、個々のプリーディングでその身元を特定することが要求されるといい、*Doe v. Stegall*, 653 F.2d 180, 185 (5th Cir. Unit A Aug. 1981)は、第1修正にも言及しつつ、原告の氏名への公衆のアクセスは慣行上の手続的形式性に尽きるものではない、という。

¹⁰ *Does I thru XXIII v. Advanced Textile Corp.* 214 F3d 1058, 1068 (9th Cir. 2000)。

¹¹ *Sealed Plaintiff v. Sealed Defendant*, 537 F3d 185,189-190 (2d Cir. 2008)

¹² *Does I thru XXIII v. Advanced Textile Corp.* 214 F3d 1058, 1068 (9th Cir. 2000)。

¹³ *James v. Jacobson*, 6 F.3d 233, 240-241 (4th Cir. 1993) は、人工授精の患者が医師に対して医療過誤訴訟を提起し、子に出生の状況が子に対して明らかになることによる損害のおそれを理由として、匿名での訴訟追行を申し立てたという事案において、被告に生じる不利益として、原告が匿名であることが、事実認定者たる陪審に対して、裁判官は、原告の損害の主張に理由があると考えているという印象を与える可能性と、原告の信用性を被告が弾劾する権限を不公正に侵害することを挙げている。

る手続を構築し得るかどうか¹⁴、⑤当該事件における公共の利益が、当事者に対してその身元の開示を要求することで、最もよく守られるかどうか。第2巡回控訴裁判所のリストより若干コンパクトになっているが、大きく異なることを述べる意図はなさそうである。

身元の開示によって生じ得る損害はいかなる性質のものである必要があるか、という問題についても裁判例の傾向を確認しておこう¹⁵。避妊¹⁶、非嫡出性¹⁷、中絶¹⁸、性転換¹⁹、同性愛²⁰、エイズ²¹、強姦²²、性的虐待²³は、高度に私的な問題であるとして、匿名での訴訟追行が認められやすいものである。他方で、身元が開示されることにより、きまり悪さを感じるとか、社会的スティグマを受けるといのは匿名での訴訟追行を認める十分な理由とはみなされない傾向にある²⁴。また、精神疾患に関しては、匿名での訴訟追行を認める理由になるとする裁判例もあるが²⁵、強迫性障害では十分ではないとするものもある²⁶。セクハラを受けたという事実が開示されることによる不利益も十分ではないとした裁判例がある²⁷。

¹⁴ James v. Jacobson, 6 F.3d 233, 241 (4th Cir. 1993) では、前注に記述した、匿名による被告に対する不利益を緩和する措置として、原告が、①その実名以外の側面、例えば、その職業や出身は秘匿しない、②その請求は、匿名に関する損害を引き起こす精神的抑圧の苦しみに関するものではなく、単に暴行、強姦に関するものであって、陪審に対する説明において、匿名性は、子の保護のためになされているものであって、両親の請求に理由があるか否かとは無関係である旨を強調する旨を提案していた。

¹⁵ 裁判例の整理に関しては、2 Moore's Federal Practice - Civil § 10.02[2][c][ii][iii]を参考にした。

¹⁶ Poe v. Ullman, 367 U.S. 497, 498 (1961)。

¹⁷ Doe v. Shapiro, 302 F. Supp. 761, 762 (D. Conn. 1969)。

¹⁸ Roe v. Wade, 410 U.S. 113, 120 (1973)。

¹⁹ Doe v. Blue Cross & Blue Shield, 794 F. Supp. 72, 74 (D.R.I. 1992)。

²⁰ Webster v. Doe, 486 U.S. 592, 595 (1988)。

²¹ W.G.A. v. Priority Pharm., Inc., 184 F.R.D. 616, 617 (E.D. Mo. 1999)。

²² Doe v. Lally, 467 F. Supp. 1339, 1341 (D. Md. 1979)。

²³ John Doe 140 v. Archdiocese of Portland, 249 F.R.D. 358, 361 (D. Or. 2008)。

²⁴ Doe v. Vill. of Deerfield, 819 F.3d 372, (7th Cir. 2016)は、悪意による刑事訴追に基づく訴えを提起した原告が匿名で訴訟追行することを認めなかったケースである。原告は、匿名での訴訟追行が認められなければ、逮捕、刑事訴追の記録の抹消が無意味になるとか、決まりの悪さを感じる事となると主張したが、これでは匿名を認めるのに十分ではない、とされた。

²⁵ Doe v. Colautti, 592 F.2d 704, 705 (3d Cir. 1979)。

²⁶ Doe v. Blue Cross & Blue Shield United, 112 F.3d 869,872 (7th Cir.1997)。

²⁷ Doe v. City of Chicago, 360 F.3d 667, 669 (7th Cir.2004)。

報復等により一定の具体的な損害を受けるおそれがある場合には、その損害の内容により判断される。身元の開示により、報復として相当な嫌がらせを受ける可能性がある場合に匿名での訴訟追行を認めたもの²⁸、実名が知れると海外労働者である原告に対して解雇、国外追放、収監等様々な報復がなされる可能性がある場合に匿名での訴訟追行を認めたものがある²⁹。他方、経済的または専門職業的な損害を受けるというだけでは、匿名での訴訟追行を認める十分な理由にはならないとするものがある³⁰。

以上の要素をどのように衡量し、匿名による訴訟追行を許すか否かは、裁判所の裁量である。ただし、裁量権の濫用の有無は、上訴審における審理の対象となる³¹。なお、匿名ないし架空の氏名での訴えは、一般的には、自然人にのみ認められ、会社その他の主体にはこのような訴えは認められない³²。

iii. 匿名の利用の目的

匿名の利用は、一般公衆に対して実名を秘匿するという目的でなされることが多く、被告に対して実名を秘匿する目的は、ある場合³³とない場合³⁴がある。被告に対する実名の秘匿

²⁸ Doe v. Porter, 370 F.3d 558, 560–561 (6th Cir. 2004)。

²⁹ Does I thru XXIII v. Advanced Textile Corp. 214 F3d 1058, 1071-1073 (9th Cir. 2000) (原告の脆弱性も重視している)。

³⁰ Free Market Compensation v. Commodity Exchange, Inc., 98 F.R.D.311, 313 (S.D.N.Y. 1983)。他方で、Does I thru XXIII v. Advanced Textile Corp. 214 F3d 1058, 1069-1070 (9th Cir. 2000) は、一般論としては、経済的な不利益でも足りると述べている。

³¹ James v. Jacobson 6 F.3d 233, 238 (1993) は、匿名で訴訟追行したいという原告の申立てを却下する決定に対して原告が中間上訴を提起したという事例で、本文のような判断を示したものである。

³² 2 Moore's Federal Practice - Civil § 10.02[2]。

³³ Does I thru XXIII v. Advanced Textile Corp. 214 F3d 1058 (9th Cir. 2000) は、外国労働者が、公正労働基準法に基づいて雇用者を訴えた上で、報復のおそれから匿名での訴訟追行を求めたものであって、被告からの実名の秘匿が求められている。

³⁴ Doe v. United States Dep't of Justice, 93 F.R.D. 483 (D. Colo.1982) は、情報公開法に基づく訴えが匿名により提起されたという事案であるが、原告は、訴訟記録の封印と、被告及びその関係人に秘密保持命令を出すことを条件に実名を明かすと主張しており、被告に対する秘匿は目的とされていない(秘匿は認められず)。Coe v. United States Dist. Ct. for Dist. of Colo., 676 F2d 411, 412-413 (10th Cir. 1982) は、原告が、自らの、専門職に係る性的過誤の責任に関する懲戒委員会の公的審尋の差止訴訟を匿名で追行することを求めたという事例であり、これも性質上、被告は原告の氏名を知っているであろう。Doe v. Blue Cross & Blue Shield United, 112 F.3d 869 (7th Cir. 1997) は、精神障害の治療について保険金の

が目的とされる場合もされない場合も、同じ基準が適用されるが、被告に対する実名の秘匿による被告に対する不利益は、訴訟の段階によって異なるので、例えば、ディスカバリがステイされている間は、匿名が許容されるが、ディスカバリにおいては、保護命令の下で、制限的な開示が求められるということも考えられる³⁵。また、被告に対する原告の実名の秘匿は、将来の訴訟において被告が既判力を援用することを妨げる可能性があるという問題もあるが（将来の訴訟の原告が過去の訴訟の原告と同一であるかどうか判断できない）、秘密保持条項付きの保護命令の下で、原告の実名が被告に開示されている限りは、このような被告の不利益は、匿名での訴訟追行を妨げる理由にならないとされる³⁶。

支払を求める訴えを匿名で提起しようとしたという事例であり、被告は原告の実名を知っていたものと解される。M.M. v. Zavaras, 139 F.3d 798 (10th Cir. 1998) は、収監者が、中絶サービスのための基金を認めなかったとして、矯正職員に対して匿名で訴えを提起したという事案であるが、被告はすでに原告の身元を知っているということが認定されている。James v. Jacobson, 6 F.3d 233 (4th Cir. 1993) は、医療過誤訴訟という性質上、被告は原告の身元を知っているという可能性もありそうであるが、判文上は明らかではない。Doe v. City of Chicago, 360 F.3d 667 (7th Cir. 2004) は、警官から受けたセクシャルハラスメントに基づく匿名の訴えであり、被告は原告の氏名を知っているようである（セクハラでは匿名での訴訟追行は認められないが、被告の仲間による報復のおそれは匿名での訴訟追行を理由になり得る、としている）。Sealed Plaintiff v. Sealed Defendant, 537 F.3d 185,187 (2nd Cir. 2008) は、匿名の原告が州と地方自治体及びその職員に対して、公民権及び憲法上の権利の侵害にわたる身体的及び性的侵襲を主張して訴えを提起したというものであり、被告からの実名の秘匿が目的とされているかは必ずしも明らかではない（利益衡量なしに匿名の申立てを却下した決定を取り消したもの）。Doe v. Vill. of Deerfield, 819 F.3d 372 (7th Cir. 2016) は、刑事訴訟で勝訴し、刑事記録の抹消を得た者が、悪意による訴追等を主張して、訴えを提起し、実名で訴訟追行をするとすると刑事記録の抹消を得たことが無意味になるとして匿名での訴訟追行を求めたという事案であるが、被告からの実名の秘匿が求められているかは明らかではない（秘匿は認められず）。

³⁵ Does I thru XXIII v. Advanced Textile Corp. 214 F.3d 1058, 1069 (9th Cir. 2000)。類似の事件としては、Roes 1-2 v. SFBSC Mgmt., LLC, 77 F. Supp. 3d 990, 995-996 (N.D.Cal. 2015) がある。ナイトクラブのダンサーが、架空の名称で、その雇用主に対して、原告を独立請負人として扱うのは違法であると主張して、訴えを提起したという事件である。被告は、原告の実名がわからないと、例えば、ディスカバリで、他のナイトクラブに対して、原告はそこで働いていたかどうかを尋ねることができず、不利益であると主張して、架空の名称での訴訟追行を争ったが、原告は、保護命令の秘密保持条項の下で被告に実名を提供することで、架空の名称での訴訟追行自体は継続し得る、とした。

³⁶ Roes 1-2 v. SFBSC Mgmt., LLC, 77 F. Supp. 3d 990, 995-996 (N.D.Cal. 2015)。

iv. 手続

当事者が、匿名で訴えを提起したい場合、その前に地方裁判所に許可を申し立てなければならない、とされる³⁷。その際には、裁判所は、原告に対して、以後に封印することを前提として、実名を裁判所及び被告に対して開示することを要求することがあるようである³⁸。

許可がないにも関わらず、匿名で訴えが提起された場合、連邦裁判所は、氏名を欠く当事者に対する管轄を有しない、とされている³⁹。そして、第1審で、許可の申立てをしないまま匿名で訴訟追行をし、上訴審で、改めて申立てをしたとしても、管轄の欠缺という瑕疵が遡及的に治癒されるわけではない⁴⁰。

v. 匿名での訴訟追行の許可が取り消される場合

いったん匿名での訴訟追行が許可されても、その後、許可が取り消されることがある。原告の審尋のみに基づいて匿名での訴訟追行が許可され、その後、被告がかかる許可の取消しを求め、それが認められたという場合が典型的である。このような場合、原告が実名の開示を直ちに強いられるのは相当ではないとして、原告に対して、実名により訴訟追行を続ける意思があるかを一定の期間内に提示すべきよう指示した裁判例がある⁴¹。訴訟追行の意思がないとの解答があった場合の処理は判文には記載されていないが、自発的却下 *voluntary dismissal* (日本法でいう訴えの取下げに相当) になるということが考えられようか⁴²。そして、原告は、自発的却下を申し立てる際に、*without prejudice* である旨を述べれば、再訴の

³⁷ *W.N.J. v. Yocom*, 257 F.3d 1171, 1172 (10th Cir. 2001)。

³⁸ *National Commodity and Barter Ass'n, National Commodity Exchange v. Gibbs*, 886 F.2d 1240, 1245 (10th Cir. 1989)。このような処理をするのは、被告に対する匿名性は求めている場合ということになるだろう。

³⁹ *W.N.J. v. Yocom*, 257 F.3d 1171, 1172 (10th Cir. 2001)。

⁴⁰ *W.N.J. v. Yocom*, 257 F.3d 1171, 1172-1173 (10th Cir. 2001)。

⁴¹ *Doe v. Fedcap Rehab. Servs.*, 2018 U.S. Dist. LEXIS 71174. 9 (S.D.N.Y. 2018)。また、*Doe v. Shakur*, 164 F.R.D. 359, 362 (S.D.N.Y. 1996) は、原告の匿名での訴え提起に基づきなされた欠席判決の登録に対して、被告が、原告の実名を用いて、当該欠席の登録の取消しを申し立てたところ、原告が、裁判所に提出されるべき全ての書類上原告を匿名とする命令を申し立てたという事案において、原告の申立てを却下したものであるが、訴訟追行を続けるか否かを原告に判断させるため、被告の欠席登録の取消し申立てに係る期日を延期し、それまでは原告を匿名のままとしている。

⁴² トーマス D. ロウ ジュニア「アメリカ民事訴訟におけるプライバシーおよび営業秘密の保護」大村雅彦＝三木浩一編『アメリカ民事訴訟法の理論』(商事法務、2006年) 67頁は、実名により訴訟追行するか、*dismissal of the case* とするしかない、という。

権利は失われないとのことである⁴³。

vi. 訴状以外の書面

訴状以外で、原告の氏名の記載が要求される書面としては、呼出状 (FRCP4 条 (a) (1) (A)) や、訴状以外のプリーディング (FRCP10 条 (a)) 等があるが、これらについても、訴状と同様の基準で匿名の利用の許否が決められる⁴⁴。すでに紹介した裁判例の多くにおいても、訴状の記載のみが問題にされているのではなく、匿名での訴訟追行が問題にされたものである⁴⁵。

vii. 未成年者に関する特則

裁判所への電子的または紙による提出物については、プライバシーに関する情報を一定の範囲で除外したものを提出することが要求されており (FRCP5.2 条 (a))、未成年者を記載すべき場合には、そのイニシャルのみを含めなければならない (同項 (3))。未成年者が、どのような資格で記載されるかは問わないので、原告、被告、第三者いずれの資格で記載される場合もイニシャルのみを含めるべきこととなる。

FRCP5.2 条は、2002 年 E ガバメント法に従って制定されたものである。同法は、連邦裁判所に対して、すべての申立てをオンラインでなし得ることを要求するものであるが、これは、事件記録の拡散によるプライバシーの危険を高めるものであり、公衆のアクセス権とプライバシーの適切な衡量が強く求められることから、FRCP5.2 条が設けられたのである⁴⁶。

なお、FRCP5.2 条については、本章 e.iii の記述も参照。

b. 訴状・答弁書における被告の実名の表示

i. 訴状における被告の実名の表示

訴状には被告の氏名も記載しなければならない (FRCP10 条 (a)) が、ここでも、一定の場合には、原告がその氏名を知らない被告を、John Doe、Jane Doe 等の架空の氏名によって記載することが認められる。例えば、出訴期間制限法に基づく期間の満了が近い場合に、被告の氏名が知れなくても原告が訴えを提起できるようにする趣旨である⁴⁷。

⁴³ メモ 7 頁。

⁴⁴ J.C. v. Choice Hotels Int'l, Inc., 2021 U.S. Dist. LEXIS 60426 (N.D.Ca. 2021) では、全ての提出物について匿名で訴訟追行することの許可が求められており、訴状に関するものと同様の基準で判断がされている。

⁴⁵ 例えば、M.M. v. Zavaras, 139 F.3d 798,799 (10th Cir. 1998) では、匿名での訴訟追行の許可の申立てがなされ、その許否が問題とされている。

⁴⁶ 1 Moore's Federal Practice - Civil § 5.2.02[1][2]。

⁴⁷ 2 Moore's Federal Practice - Civil § 10.02[2][d][i]。

このような被告の記載を利用しようとする原告は、被告の氏名が知れないということを主張するだけでは足りず、呼出状の送達を試みることができるように、適切な表示その他の情報を提供し、または提供する努力をしなければならない⁴⁸。また、被告の氏名が知れないことが、原告による意図的怠慢や合理的な調査の欠如による場合には、裁判所は、架空の名称による被告の記載を許容しない⁴⁹。

ii. 答弁書等における被告の実名の表示

答弁書もプリーディングの一種であるから (FRCP7 条 (a))、FRCP10 条 (a) が適用される。ただし、答弁書の場合、訴状とは異なり、原告、被告それぞれの側の第 1 当事者の名称を記載し、他の当事者は概括的に表示することができる (FRCP10 条 (a) 後段)。したがって、被告側が複数である場合であって、その一部の氏名を秘匿したいという場合には、その者を第 1 当事者にはしない、ということで氏名を秘匿することも考えられる。

しかし、被告が 1 人である場合や、複数の被告の全ての氏名を秘匿したいという場合には、このような扱いは取り得ず、裁判所から、匿名または架空の名称による訴訟追行の許可を得る必要が生じる。訴えの提起の場合と同様の基準により、匿名または架空の名称により被告を記載した答弁書の提出が許容されよう⁵⁰。

c. 訴状等における原告の現住所の表示

FRCP11 条 (a) は、すべてのプリーディング、申立書及びその他の書面は、少なくとも 1 人の記録上の代理人により、その名で署名がなされるべきこと、代理人がいいる場合には当事者本人により、署名がなされるべきこと、当該書面には、署名者の住所、E メールアドレス及び電話番号が記載されるべきことを定める。したがって、本人訴訟の場合には、訴状に当事者本人の住所の記載が要求されることになる。

また、各地方裁判所のローカルルールでは、代理人がいる場合にも、本人の住所の記載が要求されることがある。例えば、ワシントン DC のローカルルール 11.1 では、当事者によ

⁴⁸ 2 Moore's Federal Practice - Civil § 10.02[2][d][i]。

⁴⁹ 2 Moore's Federal Practice - Civil § 10.02[2][d][i]。

⁵⁰ W. Coast Prods. v. Doe, 275 F.R.D. 9 (D.C. 2011) は、原告が、違法に原告の著作物をダウンロードしたとして、訴状において IP アドレスにより被告を特定しつつ、訴えを提起した上で、被告の身元情報を得る目的で、プロバイダへの召喚状送達 of 許可を求めたところ、被告から、かかる申立ての却下を求める匿名の申立てがあったという事案において、訴状における匿名性が許容される場合に係る判例を引用し、同様の基準が妥当することを示した上で、被告は、著作権侵害に関してターゲットになることを回避するために連絡先の秘匿を求めており、このような身元情報についてのプライバシー上の利益は極小であるとして、匿名による申立書の提出を認めなかったものである。

る、または当事者のための最初の提出物には、当該当事者の氏名と完全な住所が記載されなければならない、と定められている。

さらに、原告は訴状の提出と同時に、またはその後に、呼出状 summons を提出し、クラークから署名と封印を受け、発給してもらうことになるところ (FRCP4 条 (b))、呼出状には、代理人がいる原告であれば、代理人の氏名と住所を記載し、代理人のいない原告は自らの住所を記載しなければならない (同条 (a) (1)(C))。呼出状は、訴状の写しとともに被告に送達されなければならないから (同条 (c) (1))、これにより代理人のいない原告については、その住所が被告に知られる可能性が生じる⁵¹。

以上のように種々の書面に原告の住所の記載が要求されるが、裁判所が、匿名による訴訟追行を許可した場合には、それに伴い、住所の記載もしなくてよいこととなろう⁵²。なお、氏名は記載するが、住所を秘匿したいという当事者が存在することもあり得る。このようなことを明示的に認める裁判例は確認できないが、裁判所の裁量によりこのようなことを認める余地はあるようである⁵³。

d. 証人の氏名等の秘匿

i. 総論

双方の当事者立会いの下での証言をし、またはするであろう者の情報は、ディスクロージャーないしディスカバリの段階とトライアルの段階での証人尋問において開示され得る。そこで、以下、それぞれの段階における証人の氏名等の秘匿についての規律を概観する。

ii. ディスクロージャーまたはディスカバリ

1) 初期ディスクロージャー

当事者は、その請求または防御を支えるために利用する可能性がある情報 (弾劾のためにのみ利用するものを除く。) で、ディスカバリの対象となるものを有する蓋然性のある個人の氏名、分かれば住所及び電話番号を、ディスカバリの要求を待つことなく相手方に提供し

⁵¹ FRCP4 条 (d) (1) に基づいて、送達を放棄した被告に対しては呼出状を送達する必要はないので、呼出状の送達により住所が被告に知られるということはないことになりそうであるが、放棄がなされる場合ばかりではなかろう。なお、原告の住所の記載が欠けていたとしても、それによって被告が不利益を受けていなければ、そのような呼出状の送達によっても裁判所は、人的管轄を認められる、とする裁判例もあるが (McGee v. Cook, 2011 U.S. Dist. LEXIS 39050, 5-7 (M.D.Fla. 2011))、やはりこのような場合ばかりではないであろう。

⁵² 裁判例の判文からは必ずしも明らかではないが、メモ 5-6 頁も、裁判所の裁量でそうなること自体は当然の前提としているようである。

⁵³ メモ 6-7 頁。

なければならない (FRCP26 条 (a) (1) (A) (i))。初期ディスクロージャーは、原則として、FRCP26 条 (f) の定める会議の日またはその後 14 日以内に行わなければならない (FRCP26 条 (a) (1) (C))。

ここで初期ディスクロージャーの対象となるのは、当該当事者が、その請求または防御を支えるために利用する可能性のある者の氏名等である。ここでいう利用は、トライアルにおいて証人として呼び出す場合のみならず、プリトライアルにおいて一定の申立て（例えば、略式判決の申立て）を支えるために、その宣誓供述書を提出するという場合も含む⁵⁴。

したがって、ある当事者が、その者の氏名等の秘匿を望むのであれば、まずは、その者の情報を利用しないという対応が可能であるが、重要な情報を持つ者についてはそのような対応は困難である。その者の身元について初期ディスクロージャーをしなければ、後に、その者の証人申請をなし得ない等の制裁を課され得る⁵⁵。

2) 質問書

ある当事者が、その請求または防御を支えるために利用する可能性がないとして、初期ディスクロージャーの対象としなかった者についても、相手方から、その者の身元情報について質問書が送られてくる可能性がある。質問書の送付を受けた者としては、同情報が、FRCP26 条 (b) (1) の定めるディスカバリの範囲外である等の主張ができない限りは、開示を拒むことは困難である。

3) 保護命令

もともと、初期ディスクロージャーまたは質問書に対する回答をせざるを得ない場合であっても、FRCP26 条 (c) の定める保護命令を利用し、証人の身元情報の開示を拒むことはなお可能である⁵⁶。

保護命令とは、正当な理由が示された場合において、裁判所が、開示が求められている当事者またはその他の者を、迷惑、困惑、抑圧または不当な負担もしくは費用から保護するために発する命令である (FRCP26 条 (c) (1))。

保護命令の要件である、正当な理由の有無は、利益衡量で決するというのが裁判例の趨勢

⁵⁴ 6 Moore's Federal Practice - Civil § 26.22[4][a][ii]。

⁵⁵ 2 Moore's Manual--Federal Practice and Procedure § 15.02[5]。

⁵⁶ Wagstaffe Prac Guide: Fed Civil Proc Before Trial § 34-VII B.3 は、初期ディスクロージャーも保護命令の対象になり得るという。FRCP26 条 (a) (1) (A) は、ディスクロージャーは、別段の合意または裁判所命令がない限りで、初期ディスクロージャーを要求しており、保護命令を定める同条 (c) (1) も、その (A) (B) 及び (D) では、ディスクロージャーが保護命令の対象になることを前提としている、ということが条文上の根拠とされる。

であり⁵⁷、その際の考慮要素としては、①当該情報の開示が何等かの私的利益を侵害するか、②当該情報は、正当な目的または適切な目的のために求められているか、③当該情報の開示は、当事者を困惑させるか、④公衆衛生または安全に重要な情報の秘匿が求められているか、⑤当事者間での情報の共有が公正と効率性を促進するか、⑥秘匿命令による利益を受ける当事者は、公的機関または公務員か、⑦事件は、公共に重要な争点を含むか、を挙げる裁判例がある⁵⁸。

保護命令の内容としては、法文上、(A) ディスクロージャーまたはディスカバリを禁じる、(B) 時間及び場所または費用の分配を含め、ディスクロージャーまたはディスカバリのための条件を特定する、(C) ディスカバリを求める当事者により選択されたもの以外のディスカバリの方法を指示する、(D) 一定の事項の調査を禁じ、または、一定の事項のディスクロージャー若しくはディスカバリの範囲を制限する、(E) ディスカバリが実施される間に立ち会う者を指定する、(F) 証言録取を封印し、裁判所の命令でのみ開封することを要求する、(G) 営業秘密またはその他の秘密の調査、開発もしくは商業情報の非開示または特定の方法でのみ開示することを要求する、(H) 当事者に対して、同時に、封印された封筒において特定の文書または情報を提出し、裁判所の命令に従って開封することを要求する、の8種類が定められている。ただし、これは限定列举ではなく、それ以外の内容の保護命令を発することも認められている⁵⁹。

4) 証人の身元の秘匿に係る保護命令

証人の身元の秘匿に係る保護命令は、多くの場合、証人が報復を受けるおそれを理由に申し立てられる⁶⁰。かかる申立てを認めるか否かに関しては、FRCP26条(c)にいう正当な理由の有無を判断するための利益衡量の枠組みを援用するもの⁶¹と、匿名での訴訟追行の

⁵⁷ Farnsworth v. Procter & Gamble Co., 758 F.2d 1545, 1547 (7th Cir. 1985)。

⁵⁸ First Niagara Risk Mgmt. v. Folino, 317 F.R.D. 23 (E.D.Pa. 2016)。

⁵⁹ 6 Moore's Federal Practice - Civil § 26.105[1][b]。

⁶⁰ 以下で紹介するものは全てこの類型である。証人の身元が明らかになることで、当事者の身元が明らかになり、当事者に不利益が生じるということを理由とする保護命令の発令の許否が問題となった事例は発見し得なかったが、この場合に、保護命令がおおよそ発令し得ないということはないように思われる。

⁶¹ Quair v. Bega, 232 F.R.D. 638 (E.D.Ca, 2005) (原告は、不当に部族から追放されたとして人身保護を求めて訴えを提起したという事案であり、原告は、追放に係る総会のメンバーの身元が開示されると報復のおそれがある(総会ではメンバー間で追放に関して、脅し、脅されがあったと主張されている)、と主張して外部弁護士のみに身元を開示する保護命令を申し立てたが、脅しの事実が具体的に示されていないとして、申立ては退けられた)、Constand v. Cosby, 229 F.R.D. 472 (E.D.Pa. 2005) (著名な被告から性的暴行を受け

許可に係る裁判例における利益衡量の枠組みを援用するもの⁶²とがある。もっとも、その利益衡量の判断要素に大きな違いがあるようには見受けられない⁶³。

保護命令の内容は、事案により様々であるが、例えば、以下のようなものがある。①原告は、証人に番号を割り得る、②原告は封印の下、各証人の実名入りのスプレッドシートを裁判所に提出する、③被告の記録上の弁護士は、裁判所の職員として、これらの証人の身元についての秘密を保持する旨を裁判所に対して表明した上で、当該スプレッドシートを閲覧することが許される⁶⁴。アトニーズアイズオンリーを利用して、証人の身元の秘匿の必要性和相手方当事者の適正手続の保障とを可能な限り調整しようという試みといえようか。

iii. トライアルにおける証人尋問

刑事訴訟においては、被告人は、その者に対する証人に対峙する権利が合衆国憲法上与えられている（合衆国憲法第6修正）。ここから、連邦最高裁は、証人の信用性が争点となる場合において、反対尋問で虚偽を暴き、真実を明らかにする出発点は、証人が誰であり、どこに住んでいるかを尋ねることであり、これを禁じることは、反対尋問の権利そのものを骨抜きにすることである、と述べたことがある⁶⁵。

合衆国憲法第6修正は、民事訴訟には直接妥当しない。しかし、下級審裁判例において

た原告から被告への訴えで、同様の被害にあった証人の身元の秘匿を原告が申し立てたという事例であり、本裁判例は、原告は、身元の開示により、証人が、メディアや被告の熱狂的なファンから身体的または心理的な損害を受けるおそれが生じ得る理路を明確に示していないことや、証人自身が保護命令を申し立てていないこと等を理由に、申立てを斥けた）。

⁶² Mount Hope Church v. Bash Back!, 2010 U.S. Dist. LEXIS 39576.1-2 (W.D.Mich. 2010) は、Does I thru XXIII v. Advanced Textile Corp., 214 F.3d 1058, 1068 (9th Cir. 2000)を引用しつつ、議論を展開する。

⁶³ Quair v. Bega, 232 F.R.D. 638,641-642 (E.D.Ca, 2005) は、Does I thru XXIII v. Advanced Textile Corp., 214 F.3d 1058, 1068 (9th Cir. 2000)（以下、「Does 判決」という。）の引用に基づく申立人の主張を斥ける文脈において、Does 判決は、プリーディングの段階における当事者の身元の秘匿に係るのに対して、重要証人の身元の秘匿は、相手方弁護士がその依頼者たる相手方当事者と、供述内容を議論することができなくなるという問題を生ぜしめる点で、Does 判決とは問題状況が異なる、という。もっとも、Does 判決は、訴訟の各段階における相手方の不利益も考慮すると述べているので、この論旨は、Does 判決それ自体の妥当性を論難するというよりは、同判決を自己の有利に援用しようとした申立人の主張を斥けるという点に重点があるように思われる。

⁶⁴ Mount Hope Church v. Bash Back!, 2010 U.S. Dist. LEXIS 39576.3 (W.D.Mich. 2010)。

⁶⁵ Smith v. Illinois, 390 U.S. 129,131 (1968)。

は、上記の最高裁判例の説示は、民事訴訟にも妥当すると論じるものがある⁶⁶。以下、その説示を要約する。

同裁判例は、まず、プリトライアル段階での身元の秘匿の場合には、手続のその後の段階で身元が開示される余地があるのに対して、トライアル段階での身元の秘匿は最終段階であるから、同列には論じ得ないと指摘し⁶⁷、その上で、報復に脆弱な目撃証人のような狭い範囲の証人は、保護命令による保護を受ける権限を持つ可能性があるとする⁶⁸。しかし、同裁判例で問題になった専門家証人の場合には、その身元及び住所の開示が一定の危険を生ぜしめるとしても、そのような危険は証言を引き受けなければ回避できるとして、目撃証人とは区別する。そして、結論としては、専門家証人の報告書等を封印の上で記録に編綴する、その身元情報の拡散を制限するという限度で保護命令を認める一方で、現在または過去の偽名について質問することは禁じなかった⁶⁹。

以上のように、トライアルにおいて証人の身元を秘匿することはかなり制限的であるが、これを認めた裁判例もある⁷⁰。これは、部分出産中絶⁷¹禁止法の実施の差止めを求める訴えにおける原告が、その専門家証人の身元の保護を申し立てたという事案である。同裁判例は、当該専門家証人の身元が明らかにされた場合、その生命が危殆に晒されることを認めた上で、証人を嫌がらせまたは不当な困惑から守るために、裁判所は尋問の方法や順序について合理的なコントロールをするものとするとして定めた連邦証拠規則 611 条 (a) 及び FRCP26 条 (c) を引用し、さらに、通常の条件で証言を強いることで証人の安全が脅かされるような

⁶⁶ Amway Corp. v. P&G, 2001 U.S. Dist. LEXIS 2880. 12 (W.D.Mich.2001)。被告の専門家証人が、原告の組織は、組織的犯罪集団の組織と類似した方法で運営されている旨の報告書を提出したところ、原告は、これに反駁するため、FBI 覆面捜査官を専門家証人として利用することとし、その際、①当該捜査官の現在及び過去の偽名及びその所在についての質問の禁止、②当該捜査官が用いた過去の身元に関する情報は特定の者にのみ開示する、③当該捜査官の報告書、証言当は、封印の上で記録に編綴する、という内容の保護命令を申し立てた、という事案である。

⁶⁷ Amway Corp. v. P&G, 2001 U.S. Dist. LEXIS 2880. 13-14 (W.D.Mich.2001)。

⁶⁸ Amway Corp. v. P&G, 2001 U.S. Dist. LEXIS 2880. 15 (W.D.Mich.2001)。

⁶⁹ Amway Corp. v. P&G, 2001 U.S. Dist. LEXIS 2880. 16-18 (W.D.Mich.2001)。

⁷⁰ Carhart v. Ashcroft, 300 F. Supp. 2d 921 (D.Neb. 2004)。

⁷¹ 原語は、partial birth abortion であり、合衆国法典第 18 号 1531 条 (b) では、「部分出産中絶とは、中絶を行う者が、(A) 部分的に娩出された、生きている胎児を殺すことが明白な行為を行う目的で、頭位分娩の場合は胎児の頭部全体が母体の外に出るまで、逆位分娩の場合は胎児の体幹のうちへそを越えた部分が母体の外に出るまで、生きている胎児を意図的に経膈的に娩出し、かつ、(B) 分娩完了以外で、部分的に娩出された生きた胎児を殺すことが明白な行為を行うような中絶を意味する」と定義されている。

極限的な場面では、インカメラや法廷外での証言その他の保護に資するような環境での証言が認められるという実務注釈書の記載にも言及しつつ、本件はそこでいう極限的な場面であるとして、①当該証人を、Dr.J.Doe として言及し、その身元は、この裁判所の命令により事後的に許可された者を除き、本件の当事者の弁護士以外のものには開示しないものとする、②当該証人の証言は、インカメラで聴くものとする、③当該証人の専門家報告書は封印する等の命令を発した⁷²。このように、専門家証人についても身元を秘匿したままとした例があるが、かなり極限的な事例であったようであり⁷³、どこまでの広がりを持ち得るかは目撃証人の場合も含め、なお注視する必要があるだろう。

e. 裁判記録中の個人情報への取扱い

i. 公衆によるアクセスの権利

公衆は、裁判記録を閲覧し、謄写する権利を有する。これは、コモンロー上の推定に基づく説明されるが⁷⁴、これに加えて、合衆国憲法第1修正を根拠に挙げる裁判例もある⁷⁵。

裁判記録という概念は、法文上は定義されていないが、裁判例では、裁判所に提出された文書（命令、判決、意見等の裁判所自身により提出されるものも含む）が裁判記録である、と解されているようである⁷⁶。提出されたブリーディング、申立書その他の文書がその例である。ただし、裁判例の中には、裁判所への提出物は、裁判機能と関連し、訴訟当事者の実質的権利の決定に一定の役割を果たす場合に限り、裁判記録になる、という限定を付すものもある⁷⁷。裁判記録への公衆のアクセスの権利が推定されるのは、裁判機能の監視に資するからである、という考え方を背景にするものである。

ところで、FRCP26条(a)(1)または(2)に基づくディスクロージャー及びそれに続くディスカバリの要求とそれに対する応答は、手続において利用されるか、裁判所が提出を命じない限り、裁判所に提出しなくてよい、とされる(FRCP5条(d)(1)(A))。したがって、ディスカバリの過程で生成された資料の多くは、裁判記録とはならず、公衆によるアクセスの権利の推定の対象にもならない。

⁷² Carhart v. Ashcroft, 300 F. Supp. 2d 921, 922-923 (D.Neb. 2004)。

⁷³ Carhart v. Ashcroft, 300 F. Supp. 2d 921, 922 (D.Neb. 2004) には、17年の間、刑事事件及び民事事件の双方で同種の問題を扱ってきたが、証人の身元を保護する必要性がこれほど説得的に示されたのは見たことがない、という説示が含まれている。

⁷⁴ Nixon v. Warner Communications, Inc., 435 U.S. 589, 597 (1978)。

⁷⁵ Brown v. Maxwell, 929 F.3d 41, 47 (2d Cir. 2019)。

⁷⁶ Vantage Health Plan v. Willis-Knighton Med. Ctr., 913 F.3d 443, 451 (5th Cir. 2019)。

⁷⁷ FTC v. Standard Fin. Mgmt Corp., 830 F.2d 404, 408 (1st Cir. 1987)。

ii. 封印による公衆のアクセスの制限

FRCP においては、裁判記録に係る公衆の閲覧・謄写の制限についての定めは置かれていない。しかし、裁判記録に係る公衆の閲覧・謄写の権利は絶対ではなく、裁判所は、裁判記録について固有の管理権限を持っているのであるから、かかる権限に基づいて裁判記録を封印し、公衆の閲覧・謄写の権限を制限することができる、とされる⁷⁸。

したがって、裁判記録の全部または一部の秘匿を欲する者は、裁判所に対して封印命令を申し立てることになる。かかる申立ての当否の判断はここでも利益衡量であり、封印により守られる利益と、それに損なわれる利益が天秤にかけられる⁷⁹。

かかる利益衡量の第1段階⁸⁰は、封印により損なわれる利益の把握であり、これは、しばしば、アクセスに係るコモンロー上の権利の推定の強度という観点から測定される⁸¹。封印により損なわれる利益が大きければ、アクセスの権利の推定は強く働き、これを覆すにはより強い対抗的利益が要求されるということである。そして、アクセスの権利の推定は、連邦裁判所が、司法運営についての公共の信頼を得る手段を必要としていることに基づく以上、そのような推定の強さは、封印の当否が問題となっている資料が、合衆国憲法に由来する裁判権の行使に係る問題においていかなる役割を果たしているか、そのような資料が、裁判所を監視する人々にとってどれだけの価値を有しているかにより定まる。結論を左右し、裁判権の行使の監視に有用な資料については、アクセスの権利の推定は強く働くことになろう。

利益衡量の第2段階は、封印により保護される利益を特定し、これを、第1段階で確定したアクセスの権利の推定と衡量するという作業である。封印により保護される利益として考慮されるものには、プライバシーに係る利益、営業秘密のほかに、法執行や司法の効率性を維持する利益⁸²も含まれ得る。そして、主張されているプライバシーに係る利益に与えられるウェイトを確定するためには、①主題が伝統的に私的なものとされてきた程度とともに、②非開示を求める当事者が開示により受ける損害の性質と程度を考えるべきであり、②に関しては、情報のセンシティヴィティのみならず、アクセスを求める者がどのように当

⁷⁸ Nixon v. Warner Communications, Inc., 435 U.S. 589, 598 (1978)。

⁷⁹ Nixon v. Warner Communications, Inc., 435 U.S. 589, 598-608 (1978)。

⁸⁰ Mirlis v. Greer, 952 F.3d 51,59 (2d Cir. 2019) は、封印の当否の判断は、3段階審査であるという。第1段階は、裁判記録該当性の判断であり、第2段階は、アクセスの権利推定の強さの決定であり、第3段階は、これに対抗する要素を特定し、衡量するという作業である。本文では、第2段階と第3段階のみを切り出している。

⁸¹ United States v. Amodeo, 71 F.3d 1044,1048-1049 (2d Cir. 1995)。

⁸² United States v. Amodeo, 44 F.3d 141, 147 (2d Cir. 1995) では、裁判所職員が組合の腐敗を調査した報告書へのアクセスが問題とされ、情報源が明らかになると法執行ないし司法の効率性に支障が生じ得るという点も、アクセスの是非を判断する考慮要素になるとされている。

該情報を使う意図を持っているかも検討される⁸³。

iii. 相手方当事者によるアクセスの権利

以上に述べたように、一定の要件が満たされた場合、裁判記録の封印により公衆のアクセスは制限される。もっとも、このことは、相手方当事者のアクセスの権利を直ちに制約することにはならず、相手方当事者はなおアクセスの権利を維持することになるとのことである⁸⁴。したがって、相手方当事者による裁判記録に対するアクセスの権利を制約するには別途保護命令等の措置が必要となろう。

iv. FRCP5.2 条

1) 意義

2002 年の E ガバメント法の制定により、書面の電子的な提出及び事件記録へのインターネットによるアクセスが可能となると、プライバシーの保護と事件記録の公開との間の適切なバランスを図ることが従前以上に要求される。FRCP5.2 条は、このような要請に従い、定められたものである⁸⁵。

2) 個人情報の編集

裁判所が異なる命令を発しない限り、電子的または紙による裁判所への提出物で、個人の社会保障番号、納税者識別番号若しくは成年月日、未成年者と知れている個人の氏名または金融機関の口座番号を含むものにおいては、当該提出をした当事者または非当事者は、以下の項目のみを含めることができる（FRCP5.2 条（a））。

- (1) 社会保障番号と納税者識別番号の最後の 4 桁
- (2) 個人の生年
- (3) 未成年者のイニシャル
- (4) 金融機関の口座番号の最後の 4 桁

提出物が、以上の要件に合致するように準備をするのは提出をする者またはその弁護士
の責任であり、裁判所のクラークは、以上の要件に合致しているか否かをチェックすること

⁸³ Mirlis v. Greer, 952 F.3d 51,61-67 (2d Cir. 2019)。この事件では、未成年時の性的虐待についての被害者の証言録取を移したビデオテープの複写請求の可否が問題となり、請求者は、ビデオの内容をブログ上で公表し、被害者を辱め、嫌がらせをする意図で請求しているという点も、開示による損害の性質と程度の認定において考慮している。

⁸⁴ メモ 7 頁。

⁸⁵ 1 Moore's Federal Practice - Civil § 5.2.02[1][2]。

を要求されない⁸⁶。なお、FRCP5.2 条 (b) においては、同条 (a) の要件が課されない場合が列挙されている。

FRCP5.2 条 (a) は、一定の個人情報に関しては提出物へ記載する事項を限定することを要求するものであるが、これは、当該情報の帰属主体の保護を目的とするものであるから、その者による保護の放棄が認められている (同条 (h))。具体的には、編集及び封印なしでの提出をすることにより保護を放棄したものとされる。このような保護の放棄は、例えば、編集の費用がプライバシー上の利益を上回るような場合になされることが想定される⁸⁷。

3) 提出者のオプション

編集されたものを提出した者は、封印の下で編集されていない写しを提出することも認められる (同条 (f) 前段)。裁判所は、当該編集されていない写しを記録の一部として留め置かなければならない (同条 (f) 後段)。E ガバメント法 205 条 (c) (3) (iv) に由来する定めである⁸⁸。

編集された情報を含むものを提出する際には、編集された情報の各項目を特定し、記載された各項目に一意に対応する適切な識別子を指定した参照リストを添付することができる (同条 (g) 前段)。このリストは、封印して提出しなければならず、権利として修正することができる (同条 (g) 中段)。リストに記載された識別子に対する事件での言及は、対応する情報項目を指すものと解釈される (同条 (g) 後段)。こちらも、E ガバメント法 205 条 (c) (3) (v) に由来する定めである⁸⁹。

4) 電子ファイルへの遠隔アクセスの制限

裁判所が異なる命令を発しない限り、社会保障法に基づく給付金請求訴訟及び移民に係る退去命令、退去救済、または移民給付金もしくは拘禁に関する訴訟または手続における、電子ファイルへのアクセスは以下のとおり認められる (FRCP5.2 条 (c))。

- (1) 当事者とその代理人は、行政記録を含め、当該事件のファイルのいかなる部分についても、電子的な遠隔アクセスをすることができる。
- (2) その他の者は、裁判所において完全な記録への電子的なアクセスをすることができるが、電子的な遠隔アクセスは、(A) 裁判所が維持している係属事件一覧表と (B) 裁判所の意見、命令、判決その他の処分 (事件記録のその他の部分または行政記録を除く) に限り、することができる。

⁸⁶ 1 Moore's Federal Practice - Civil § 5.2.03[1]。

⁸⁷ 1 Moore's Federal Practice - Civil § 5.2.App.01[2]。

⁸⁸ 1 Moore's Federal Practice - Civil § 5.2.App.01[2]。

⁸⁹ 1 Moore's Federal Practice - Civil § 5.2.App.01[2]。

社会保障関係事件及び移民関係事件は、センシティブな情報が多く、提出物の量も多いことから、特別な扱いを認めたものである⁹⁰。なお、FRCP5.2条(c)の対象事件については、同条(a)の要件は課されない(同条(b)(5))。

5) 裁判所の権限

FRCP5.2条(a)及び(c)は、裁判所の命令により、別段の処理をすることを認めている。そこで、同条(d)及び(e)は、裁判所がいかなる命令を発することができるかを定める。

第1に、裁判所は、編集をすることなく封印の下で提出がなされるべき旨を命じることができる(同条(d)前段)⁹¹。この場合は、当然、同条(a)の要件はかからない(同条(b)(5))。なお、裁判所は、後に提出物の封印を解き、または、提出をした者に対して公開される記録のための編集バージョンの提出を命じることができる(同条(d)後段)。

第2に、裁判所は、正当な理由があれば、事件内の命令により、(1)さらなる情報の編集を要求し、または、(2)非当事者の、裁判所に提出された書面に対する電子的な遠隔アクセスを制限もしくは禁止することができる(同条(e))。同条(a)でカバーされていない情報(運転免許証番号や外国人登録番号)の編集を要求すること、同条(c)でカバーされていない事件類型で、第三者による遠隔アクセスを制限することが想定されている⁹²。

3. ニューヨーク州に係る法制度

a. 家族関係事件の管轄等

ニューヨーク州憲法第6章第7条は、Supreme Court(さしあたり「地方裁判所」と訳しておく)が、一般的第1審管轄を持つものと定めている。他方で、ニューヨーク家庭裁判所法 New York Family Court Act(以下「FCA」という。)115条前段は、ニューヨーク州家庭裁判所(以下、単に「家庭裁判所」という。)は、子の虐待、扶養、婚姻外の父子関係の確定、子の扶養等に係る手続について排他的な第1審管轄を持つとしている。もともと、同条後段は、本条は、NY州憲法第6章第7条で定められた地方裁判所の管轄を制限または縮減するものではないとも定める。

⁹⁰ 1 Moore's Federal Practice - Civil § 5.2.App.01[2]。

⁹¹ これは、従来の封印のルールを変更することを意図するものではなく、編集が、封印の代替手段となり得る可能性を考慮したものである、と説明される(1 Moore's Federal Practice - Civil § 5.2.App.01[2])。従来からある封印という手段に編集という手段を付け加えたのが、FRCP5.2条であるということであろう。

⁹² 1 Moore's Federal Practice - Civil § 5.2.App.01[2]。

そうすると、FCA115 条前段が定める事件については地方裁判所と家庭裁判所の双方が管轄を有し、それ以外の事件については地方裁判所のみが管轄を有するということになる。例えば、離婚事件は、地方裁判所のみが管轄を持つ。

ただし、地方裁判所と家庭裁判所の双方が管轄を持つ場合も、地方裁判所は、その管轄の行使を控えるのが通常であり、管轄を行使するのは、例えば、離婚訴訟に扶養等の関連事件を併合する場合等に止まるとのことである⁹³。

b. 家族関係事件に係る手続に適用される規範

ニューヨーク州民事訴訟法及び規則 The New York Civil Practice Law and Rules（以下「CPLR」という。）101 条は、両立しない法により手続が規律されている場合を除き、CPLR が、ニューヨーク州の全ての裁判所及び全ての裁判官の前の民事裁判手続における手続を規律するものとする⁹⁴と定める。したがって、地方裁判所における手続に適用される規範は、基本的に CPLR ということになる。また、それに加えて、「ニューヨーク法典、規則及び規制」（以下「NYCRR」という。）第 22 章第 202 部が、地方裁判所及び郡裁判所についての規律を置いている⁹⁴。

他方、家庭裁判所における手続については、FCA165 条（a）に定められている。これによれば、以下の通りである。まず、FCA が明示的な定めを置いている場合にはそれによる。次に、FCA に定めがない場合には、司法会議行政委員会 administrative board of the judicial conference に採択された規則による。その例としては、NYCRR 第 22 章第 205 部がある。最後に、かかる規則もない場合には、当該手続に適切である限度で、民事訴訟法 civil practice act による。ここでいう民事訴訟法とは、CPLR が施行された後は、CPLR を指す。

c. 地方裁判所の手続

i. 訴状等における当事者の実名の表示

1) 氏名の表示

訴状においては、表題に当事者の氏名が含まれていなければならない(CPLR2101条(c))。この規定に反した訴状は、裁判所クラークによって受理されない (NYCRR 第 22 章第 202 部 202.5 条 (d) (ii))。

2) 匿名が認められる場合

(a) 裁判所固有の権限に基づき認められる場合

裁判例では、原告に匿名での訴訟追行が許される場合があることが認められている。ただし、これも、被告を含めた全ての者に対する匿名性が求められる場合と、法廷外の公衆に対

⁹³ McKinney's Family Court Act § 114.

⁹⁴ McKinney's Family Court Act § 165.

する匿名性のみが求められる場合とで異なる扱いがなされるべきことが指摘される⁹⁵。被告を含めた全ての者に対する匿名性が求められる場合には、被告の適正手続の侵害を考慮する必要があるからである。例えば、未成年の性的虐待に基づく訴えにおいて原告の身元が被告に明かされなければ、原告と接触する機会がないという主張を被告がするのは困難になる⁹⁶。

したがって、被告を含む全ての者に対する匿名性が主張されている場合には、裁判所は、当事者の身元の開示が、当該当事者または他の者の健康及び安全に対する直接的な損害のおそれをもたらす最もやむを得ない場合にのみ、匿名での訴訟追行の許容を検討すべきものとされる⁹⁷。

⁹⁵ Doe v Macfarland, 66 Misc. 3d 604, 611 (N.Y. Rockland 2019)。なお、このケースと同じく未成年の性的虐待に係る事件において、公衆に対する匿名性のみが求められた場合については、「訴状が、慣習及び憲法に組み込まれた裁判手続の公開性の推定を凌駕するほど重要なプライバシーに係る事項を主張している場合に裁判所は、匿名の利用を許容する裁量を持つ」と説示したものがある (Pb-7 Doe v. Amherst Cent. Sch. Dist., 196 A.D.3d 9,13 (N.Y.App.Div. 2021))。表現上はこちらの方が緩やかであるようにも思われるが、いずれにせよ、考慮要素は変わらないので、判断の基準が異なっているのかはやや疑わしい面がある。

⁹⁶ Doe v Macfarland, 66 Misc. 3d 604, 613 (N.Y. Rockland 2019)。

⁹⁷ Doe v Macfarland, 66 Misc. 3d 604, 614 (N.Y. Rockland 2019)。かかる一般論に基づいて、挙げられる考慮要素は以下の通りである (Doe v Macfarland, 66 Misc. 3d 604, 625-626 (N.Y. Rockland 2019))。①申立ては、知識のある当事者による宣誓供述書により支えられているか、②事件は、そのセンシティブないし個人的な性格により、通常私的に止められている事項を含むか、③匿名での訴訟追行を求める当事者の身元の開示は、その者または他の者を害するリスクを生み出すか、④匿名性を求める個人は、その身元を公衆に開示することにより、そこから保護されることを求めている損害を被るか、⑤匿名性を求める個人は、開示による損害の可能性に特に脆弱であるか、⑥匿名性を求める当事者は、政府の行為に異議を述べているか、⑦被告は、原告の匿名に因る訴訟追行を許すことにより不利益を受けるか、⑧匿名性を求める当事者の身元はすでに公衆に開示されているか、⑨紛争は、強い公共の利益に関わるか、性質上厳格に法的なものか、⑩匿名性を求める当事者が保護され得る他のメカニズムはあるか、⑪当事者の氏名を書類から削除するために、当事者のいずれかが過度の費用を負担することになるか、⑫匿名性は、当事者が訴訟追行する意思に影響を与えるか、⑬当事者に匿名での訴訟追行を許容することは、交渉上の地位の不均衡を生ぜしめるか、⑭当事者に匿名での訴訟追行を許容することは当事者が犯罪行為を認めることを促進するか、⑮裁判所が、具体的な事案において考慮すべき別の要素があるか。概ね連邦裁判所及びニューヨーク州の先例を総合した内容となっている、といってよい。

(b) 制定法

ニューヨーク州公民権法 New York Civil Rights law 50b 条 1 項⁹⁸は、性犯罪の被害者の身元は秘密とするものとし、その身元を特定する裁判所記録等は一般に公開されないものとする旨を定める。ただし、これは一般公開を禁ずるものであって、同条 2 項は、同一の被害者に対して同条 1 項の犯罪により起訴された者、その者の弁護士等への情報の開示は禁止されず、また、それ以外にも、その者への開示に正当な理由があることが示された場合には開示は禁じられない旨を定める。もっとも、主張される犯罪につき管轄を有する裁判所は、被害者の身元の秘密を維持するために必要かつ適切である場合には、同条 2 項で許された開示を制限することができる（同条 3 項）、とされており、この被害者は、この命令を求めることにより身元の秘密を維持することができる場合があるだろう。

ii. 当事者または子の現住所の開示

1) 住所開示の原則

CPLR では、訴状に住所を記載することは要求されていない。しかし、呼出状は、指定された裁判地の原因を特定しなければならず、これが原告の住所に基づくのであれば（CPLR503 条 (a)）、原告の住所を記載しなければならない（CPLR305 条 (a)）。また、当事者は、その他の当事者に対して、当事者の住所の開示を要求することができる（CPLR3118 条）。

2) 住所の秘匿

(a) 総説

以上のように、当事者には自らの住所を秘匿し続ける権利はないのが原則であるが、ニューヨーク州家族関係法 New York Domestic Relations Law（以下「DRL」という。）と CPLR の双方において、例外が定められている。また、ニューヨーク州行政法 New York Executive Law108 条が、住所秘匿プログラムを定めている⁹⁹。以下、順に紹介する。

(b) DRL254 条

(i) 立法の経緯

同条は、住所等の非開示について定めるものであるが、同種の規定は、FCA154b 条 (2) として 1995 年に設けられていた。これは、家庭裁判所での救済を求める DV の被害者が住所を開示しなければならないとすれば DV の危険を却って増加させるのではないか、という問題意識に基づくものである。

もっとも、1995 年の段階では、①事件類型が限定されていた点、②当事者ではない子の

⁹⁸ この規定の存在については、メモ 3-4 頁により教示を受けた。

⁹⁹ この制度の存在についてはメモ 4 頁により教示を受けた。

住所の非開示の定めがなかった点、③住所を非開示とすべきか否かの判断をしている間の住所の非開示の定めがなかった点、④DV シェルターの住所の非開示の定めがなかった点、⑤住所が非開示とされた後の送達の機能性を確保する定めがなかった点、⑥離婚訴訟に代表される婚姻関係訴訟には住所の非開示の定めがなかった点において不十分であったことから、より包括的な規定が要求されていた¹⁰⁰。そこで、このような要求に応じて、2001年に、FCA154b 条の改正とともに、婚姻関係訴訟に対応するため、DRL254 条の制定がなされた。

(ii) DRL254 条の内容

まず、監護、離婚、別居または婚姻の無効に係る手続において、裁判所は、職権により、またはいずれかの当事者または子の代理人の申立てに基づき、当事者または子の住所またはその他の身元識別情報の開示が当事者または子の健康または安全に不合理な危険を生ぜしめるとの結論を支える具体的な事実を記録上認定する場合には、当事者または子がその住所を、裁判所に提出されるブリーディングその他の書面において秘匿することを許可することができる（DRL254 条（1）前段）¹⁰¹。この許可を Address Confidentiality Order 住所秘匿命令と呼ぶようである¹⁰²。なお、裁判所による上記の事実の認定がなされるまで、子または秘密を求める当事者の住所またはその他の身元識別情報は、不注意または無権限での利用または開示を回避するため、保護及び封印される（同項後段）。

さらに、当事者または子が、社会福祉事業法 Social Service Law459a 条に定義される DV の被害者のための居住プログラムに居住していたか、現に居住している場合、当該当事者及び子の現住所及び DV 被害者のための居住プログラムの住所は開示されないものとされる（DRL254 条（2））。ここでは、同条（1）の場合のように、住所等の開示が当事者または子の健康または安全に不合理な危険を生ぜしめることは要求されていない点に特徴がある。

住所等の非開示が認められた場合、身元を特定する情報は、封印され、ブリーディングその他の手続において提出される文書において開示されないものとされ（DRL254 条（3）前段）、裁判所は、裁判所ク拉克または適切と認められる利害関係のない者で同意する者を、その住所が秘密とされている当事者への訴状の送達のための代理人として指定し、相手方には、書面によりかかる指定を通知するものとされる（同項中段）。裁判所により指定されたク拉克または利害関係のない者は、その住所が秘匿される当事者のために訴状の送達を受けた場合、直ちに、その住所が秘匿されている当事者に通知し、当該訴状をその者に転送するものとする（同項後段）。

¹⁰⁰ 2001 Recommendations of the Family Court Advisory and Rules Committee.

¹⁰¹ この場合には、当然、CLPR3118 条に基づく住所の開示も要求されない（4 New York Civil Practice: CPLR P 2103-a.01 (2021)）。

¹⁰² メモ 4 頁。

また、住所等の非開示の許可がなされた全ての事件において、その情報が秘匿されている当事者は、裁判所クランクまたは裁判所に指定された利害関係のない者に対して、呼出状またはその他の書面の送達を受領のため、住所の変更を知らせるものとする(DRL254条(4))。

(c) CPLR2013a 条

(i) 立法の趣旨

CPLR2013a 条は 2004 年の改正によって設けられたものである。その狙いは、①住居の住所のみならず事業所の住所及び電話番号の開示により危険にさらされ得る民事事件の当事者であって、DV 被害者ではなく、かつ、家庭裁判所または婚姻事事件に関係してもいない者の保護、②通常の民事事件の当事者となった DV 被害者の保護まで、秘密の保護を拡張することにある¹⁰³。

(ii) CPLR2013a 条の内容

通常の民事事件に関わるものであるため、子の住所の非開示について定められていない点を除いては、DRL254 条とほぼ同じである。以下、条文を要約しておく¹⁰⁴。

まず、裁判所は、職権により、またはいずれかの当事者の申立てに基づき、当事者の住所または電話番号の開示が当事者の健康または安全に不合理な危険を生ぜしめるとの結論を支える具体的な事実を記録上認定する場合には、当事者がその住所及び事業所の住所並びに電話番号を、裁判所に提出されるプリーディングその他の書面において秘匿することを許可することができる(CPLR2013a 条 (a) 前段)。そのような認定がなされるまで、秘密を求める当事者の住所または電話番号は、不注意または無権限での利用または開示を回避するため、保護及び封印される(同項後段)。

また、当事者が、社会福祉事業法 Social Service Law459a 条に定義される DV の被害者のための居住プログラムに居住していたか、現に居住している場合、当該当事者の現住所及び DV 被害者のための居住プログラムの住所は開示されないものとされる(CPLR2103a 条 (b))。

住所等の非開示の許可があった場合、裁判所は、裁判所クランクまたは適切と認められる利害関係のない者で同意する者を、その住所が秘密とされている当事者への訴状の送達のための代理人として指定し、相手方には、書面によりかかる指定を通知するものとする

¹⁰³ 4 New York Civil Practice: CPLR P 2103-a.01 (2021)。

¹⁰⁴ なお、DRL254 条 (3) 前段に対応する定めが、CPLR2013a 条からは落ちているが、これはなくても当然のことと考えられたからであり、異なる定めにする意図はないようである(例えば、非開示の許可がなされた場合、4 New York Civil Practice: CPLR P 2103-a.01 (2021)では、CLPR3118 条に基づく住所の開示が要求されないのは「CLPR2103a 条 (a) の冒頭に「他の規定に関わらず」と定めている以上、明らかであるとする)。

(CPLR2101 条 (c) 前段)。裁判所により指定されたクラークまたは利害関係のない者は、その住所が秘匿される当事者のために訴状の送達を受けた場合、直ちに、その住所が秘匿されている当事者に通知し、当該訴状をその者に転送するものとする（同項後段）。

また、住所等の非開示の許可がなされた全ての事件において、その情報が秘匿されている当事者は、裁判所クラークまたは裁判所に指定された利害関係のない者に対して、呼出状またはその他の書面の送達を受領のため、住所の変更を知らせるものとする（CPLR2101 条 (d)）。

(d) 住所秘匿プログラム

これは、ニューヨーク行政法 108 条により、DV、人身売買、性犯罪またはストーキングの被害者を保護するために定められたものである。以下、ニューヨーク州政府が発行するパンフレット¹⁰⁵に依拠しつつ、この仕組みを簡単に紹介する。

上記の被害者は、このプログラムの利用を申請し、認められれば、Albany 郵便局に専用郵便箱（以下「ACP 住所」という。）を割り当てられる。被害者は、ACP 住所を自らの公式の住所として利用することができ、裁判所を含めた州及び地方の政府機関は、これを受け入れる必要がある。そして、ACP 住所は、全ての普通郵便、書留郵便、配達証明郵便の受領に用いることができ、ACP 住所において受領されたこれらの郵便は、被害者の実際の住所に転送される。

この仕組みを用いれば、訴状には ACP 住所のみを記載し、実際の住所を秘匿しつつ、訴えを提起することができる。また、ACP 住所は、裁判所以外の州及び地方の政府機関も受け入れなければならないものであり、政府の記録や運転免許証にも実際の住所に代えて ACP 住所が記載されることになるから、DRL254 条や CPLR2013a 条よりも住所秘匿精度としてはより強固であるとのことである¹⁰⁶。

(e) 住所の秘匿と裁判地 venue の関係

特別の定めが置かれないう限り、訴訟開始時に当事者の一方が居住する郡がトライアルの場所とされる（CPLR503 条）。したがって、原告としては自己の居住する郡において訴えを提起することも原則として認められる。

原告は、裁判所の命令に基づいて住所の秘匿が認められる場合であっても、自己の居住する郡において訴えを提起することができる。この場合に、裁判所が裁判地の適切性を問題にしようとするのであれば、被告に原告の住所を開示しないで、審理することも許される¹⁰⁷。

¹⁰⁵ <https://dos.ny.gov/address-confidentiality-program-forms-and-brochures> からダウンロードすることができる。

¹⁰⁶ メモ 4 頁。

¹⁰⁷ メモ 8 頁。ただし、同メモは、原告としては住所を秘匿したいのであれば、被告の住

iii. 証人の氏名等の秘匿

1) プリトリアル

訴訟における請求または防御に重要かつ必要な事項に関しては、証明責任の所在に関わらず、当事者またはその代理人等により完全に開示されなければならない（CPLR3101 条 (a) (1)）。したがって、相手方から質問書等による質問があれば、この基準に該当する証人の身元は開示しなければならない¹⁰⁸。

しかし、裁判所は、いつでも、職権で、またはいずれかの当事者もしくはその者からもしくはその者についての情報が求められている者の申立てにより、不合理な嫌がらせ、費用、困惑、不都合またはその他の何人かまたは裁判に対する不利益を回避するために、開示の手段の利用を否定し、制限し、一定の条件をつけ、その他の規制を設ける保護命令を発することができる（CPLR3103 条 (a)）。

裁判例においては、証人となり得る者の身元の不開示を求める保護命令が申し立てられ、一部を認めたものもある¹⁰⁹。事案は、原告が、盗まれた猫の返還を、猫シェルターである被告に対して求めて訴えを提起した上で、猫の寄贈者と里親の身元の開示を求めところ、被告が、その個人情報保護に係る方針から、身元の不開示を求めて、保護命令を申し立てた、というものである。裁判所は、原告の請求にとっての重要性と開示した場合の結果を衡量する「利用価値と理由」テストが採用しつつ、里親の身元に関しては、それが原告の請求にとって重要かつ必要であることが記録上示されていないとともに、里親が嫌がらせ等を受けおそれが生じ、動物里親のインフラの崩壊につながることから、不開示を認める一方、寄贈者については、原告は、被告は、猫が持ち主から不法に持ち去られたことを知っていると言っている以上、寄贈者がシェルターの関係者かどうかを原告が確かめることを許すのが合理的な解決であることから、寄贈者が関係者ではない限りにおいて身元の不開示を認めた。

なお、専門家証人については、明文で、その氏名の秘匿が認められる場合が定められている。すなわち、各当事者は、その者がトライアルにおいて専門家証人として呼び出そうとする者の身元を特定しなければならないとされるところ（CPLR3101 条 (d) 1 (i) 第 1 段）、医療、歯科、または足病の過誤に係る訴訟においては、当事者は請求に応じる際に、医療、歯科、または足病の専門家の氏名を省略することができる、とされているのである（同項第 4 段）。これは、医療の専門家は、同僚の働きかけによって証言を思いとどまる可能性があ

所地など原告の住所地以外を選べばよい、という点も指摘する。

¹⁰⁸ 目撃証人に関しては、Zellman v Metropolitan Transp. Auth., 40 AD2d 248, 251 (N.Y.App.Div. 1973)、それ以外の証人については、Hoffman v. Ro-San Manor, 73 A.D.2d 207 (N.Y.App.Div. 1980)。

¹⁰⁹ Feger v. Warwick Animal Shelter, 59 A.D.3d 68 (N.Y.App.Div. 2008)。

ることに対応するための規定であるようであり¹¹⁰、当事者または証人に対する不利益を回避するための氏名の秘匿とはやや趣を異にする、といえようか。

2) トライアル

刑事事件においては匿名証人の許容性についていくつかの裁判例があり、そこでは、三段階の判断手法が提示されている¹¹¹。

第 1 に、匿名での証人の尋問を申請する検察側が、証人が身元についての質問から答えなくてよい理由を示さなければならない。例えば、質問が、証人を嫌がらせ、辱め、危険にさらすということが示されることになる。かかる理由が示されたら、第 2 に、被告人の側が、身元に係る情報が有罪か否かを決する上で重要であることを示さなければならない。最後に、裁判所は、証人の匿名性に係る利益と、被告の反対尋問の権利を比較衡量する。比較衡量の際の考慮要素の例としては、①反対尋問の権利が侵害される程度、②有罪か否かという問題に対する当該証言の関連性、③訴追されている犯罪の性質及び当該証人の証言のほかに提出されている証拠の量、④証人により主張される利益または権利の性質及び重要性、及び提案されている反対尋問が、当該反対尋問を行う当事者に有利な証拠をもたらす程度が挙げられる¹¹²。

民事事件における匿名証人の許容性についての裁判例としては、建物明渡請求訴訟において、原告が、被告の 1 人はギャングの構成員であるとの主張に基づいて匿名での証人尋問を求めた事案に関して、上記の刑事訴訟における先例を引用し、同様の判断枠組みを適用したものがある¹¹³。この事件の裁判所は、原告は、どの程度被告の反対尋問権を制約しようとするのか明示しないまま、ほとんど全ての証人が匿名での証言を望んでいるというに

¹¹⁰ 6 New York Civil Practice: CPLR P 3101.52a (2021)。氏名の省略が許容されるのみであって、教育歴や経歴の省略までは許容されないから、相手方はインターネット等で氏名を探り当てることは事実上可能となり、開示する側は教育歴等についての情報の開示も限定しようとすることになる、という問題が生じる。この点について、Thomas v. Alleyne, 302 A.D.2d 36, 45-46, 752 N.Y.S.2d 362 (N.Y.App.Div. 2002)は、開示する側は、教育歴等について当然に開示しないということはできず、正当な理由を示した上で保護命令を得るべきである、としているが、これが確立したルールといえる状況ではないようである。

¹¹¹ People v. Stanard, 42 N.Y.2d 74, 83-84 (N.Y. 1977)、People v. Waver, 3 N.Y.3d 748, 750 (N.Y. 2004)。

¹¹² People v. Stanard, 42 N.Y.2d 74, 84 (N.Y. 1977)。People v. Frost, 100 N.Y.2d 129, 135-136 は、証人の安全は、被告人の純粋に弾劾目的での証人の身元情報を取得する利益を凌駕するとして、匿名での証言を認めた。

¹¹³ Y.A. Mullings Corp., 2021 NY Slip Op 21241 (Civ. Ct. Sept. 13, 2021)。この裁判例は、メモ 9 頁で引用されていたものである。

止まること、原告は、被告の代理人が被告に対して開示しないのであれば、被告の代理人に対して証人の身元を開示する旨を提案するが、それでは、被告の代理人は、証人が被告に対して個人的なバイアスを有しているか否かを被告に対して確認できないことを指摘した上で、原告の申立てを却下している。

iv. 裁判所記録中の個人情報の取扱い

1) 一般的な取扱い

NYCRR 第 22 章第 216 部 216.1 条 (a) 前段は、「裁判所は、別段の定めがある場合を除き、いかなる訴訟または手続においても、裁判所記録を、全部か一部かに関わらず、封印する命令を発しないものとする。ただし、その原因を具体的に述べた正当な理由が書面により認定された場合を除く。」と定める。民事訴訟及びその他の手続が、効率的に、誠実に、かつ公正に実施されることを確保する趣旨であり¹¹⁴、合衆国憲法第 1 修正等を根拠として指摘する裁判例もある¹¹⁵。なお、ここでいう裁判所記録は、当該訴訟に関して、ク拉克に提出された全ての書面及びあらゆる性質の記録を指す (NYCRR 第 22 章第 216 部 216.1 条 (b) 前段)。言い換えれば、ディスカバリの手続において当事者間で交換されたにすぎない書面は、裁判所記録とはならない¹¹⁶。

以上の趣旨から、封印が認められる「正当な理由」の有無は、民事訴訟及びその他の手続の適正な実施に係る公共の利益と当事者の利益を考慮して決すべきものとなる (NYCRR 第 22 章第 216 部 216.1 条 (a) 中段)。

この判断は、2 段階である¹¹⁷。まずは、封印を求める当事者が正当な理由を示さなければならない。裁判所記録の公開により、重大かつ具体的な損害が生じることが示されなければ、利益衡量の段階には入らず、申立ては斥けられる。例えば、当惑させるような embarrassing

¹¹⁴ 22 NYCRR216.1 条の制定過程においては、和解の条件として、裁判所記録の封印が合意され、裁判所がそれに基づいて封印命令を発するという例が従前見られ、これにより公共に関する訴訟の情報が公開されないことが、問題とされ、裁判所記録の封印についての当事者の支配を制約することが企図された、ということが指摘されている (George F. Carpinello, PUBLIC ACCESS TO COURT RECORDS IN NEW YORK: THE EXPERIENCE UNDER UNIFORM RULE 216.1 AND THE RULE'S FUTURE IN A WORLD OF ELECTRONIC FILING, 66 Alb. L. Rev. 1089,1090 (2003))。

¹¹⁵ *Coopersmith v. Gold*, 156 Misc. 2d 594,601 (N.Y. 1992)。

¹¹⁶ 22 NYCRR216.1 条 (b) 後段は、「ディスクロージャーを通じて獲得された書面で、ク拉克に提出されていないものは、CPLR3103 条 (a) に定められた保護命令の対象であり続ける」と定めるが、これは、裁判所記録の封印とは別の規律により処理するという趣旨である (Carpinello, *supra* note 114 at 1095-1096)。

¹¹⁷ Carpinello, *supra* note 114 at 1093。

情報であるというだけでは利益衡量の段階には入らないので、対抗する公共の利益の多寡にかかわらず、封印の申立ては斥けられる¹¹⁸。

利益衡量の段階に入った場合の考慮要素としては、①保護対象たる情報が、伝統的に性質上私的なものと考えられてきた¹¹⁹、あるいは、未成年者¹²⁰または第三者の利益¹²¹に関するものであるか否か、②訴訟の主題について正当な公共の利益があるか、単なる好奇心か¹²²、③当事者は、和解提案を飲ませるためなどの戦略的な目的で開示を求めているか¹²³、④情報が、侮辱的なものである場合、それが証明されているか、単に主張されているのみか、侮蔑の対象となっている者は反駁の機会を持つか¹²⁴、といった点が挙げられている¹²⁵。

この内、②における正当な公共の利益が強くなると、封印は認められにくくなる。例えば、専門職の不当行為が訴訟の主題となる場合には、封印はほとんど認められない¹²⁶。また訴訟の主題が大企業の執行役による腐敗の隠蔽に関わる場合も、正当な公共の利益は重要なものとされる¹²⁷。

なお、NYCRR 第 22 章第 216 部 216.1 条に基づいて裁判所記録が封印された場合には、当事者及びその代理人も当然には当該記録にアクセスすることはできないとのことである

¹¹⁸ *In re Will of Benkert*, 734 N.Y.S.2d 427 (App. Div. 2001)。他方で、個人または企業の経済情報であることが利益衡量に入るに十分なものかという点は争われているようである (Capinello *supra* note 114 at 1104)。

¹¹⁹ *Shiles v. News Syndicate Co.*, 27 N.Y.2d 9,18 (N.Y. 1970) は、離婚または別居訴訟の手続の記録は、その開示が、公共の利益をもたらすことなく、当事者に大きな害を与え得るものであるから、封印されるべきである、という。

¹²⁰ *In re Twentieth Century Fox Film Corp.*, 601 N.Y.S.2d 267, 268, 270 (App. Div. 1993) は、子役の映画に係る契約の封印が問題にされている。

¹²¹ *Aetna Cas. and Sur. Co. v. Certain Underwriters at Lloyd's, London*, 676 N.Y.S.2d 734, 738 (Sup. Ct. 1998)。

¹²² *Dawson v. White & Case*, 584 N.Y.S.2d 814, 815 (App. Div. 1992)。

¹²³ *In re Estate of Hofmann*, 729 N.Y.S.2d 821, 826 (Sur. Ct. 2001)。

¹²⁴ *Coopersmith v. Gold*, 594 N.Y.S.2d 521, 530 (Sup. Ct. 1992) は、医師が、その立場を利用して患者に性的行為をしたとは認められないという評決がなされた以上、陪審の判断を歪ませるという懸念はない、として、封印を認めなかった。

¹²⁵ Carpinello, *supra* note 114 at 1094 の整理による。同論文は、連邦裁判所の判例で考慮されている要素も挙げているが、本稿ではニューヨーク州裁判所の判例に挙げられているものに限定した。例えば、連邦裁判所の判例でしばしば問題になるコモンロー上の推定の強さは、ニューヨークでも考慮要素になると思われるが、それを明示した裁判例を見つけることができなかったので、本文には記載しなかった。

¹²⁶ *Coopersmith v. Gold*, 594 N.Y.S.2d 521 (Sup. Ct. 1992)。

¹²⁷ *Mosallem v Berenson*, 76 A.D.3d 345,350 (N.Y. App.Div. 2010)。

¹²⁸。アクセスを求める当事者又はその代理人は、封印の解除を求める申立てをしなければならず、この申立てがなされたら、裁判所は、なお封印をしたままにする十分な理由があるか否かを審理することになる

2) 婚姻関係手続に係る特則

(a) 記録の閲覧等

婚姻関係手続¹²⁹に係る書面、分離合意書、子の監護、面会もしくは扶養の手続（以下、婚姻関係手続と子の監護、面会または扶養の手続を併せて「婚姻関係手続等」という。）に係る書面の提出を受け、または、その面前で証言の聴取がなされた裁判所職員またはそのクランクは、当該手続の終了の前後に関わらず、裁判所の命令による場合を除き、プリーディング、宣誓供述書、事実認定、法律結論、婚姻関係解消判決、別居合意と覚書若しくは証言の複写またはその検査もしくは閲覧が、当事者またはその弁護士以外の者によりなされることを許可してはならないものとされる（DRL235 条 1 項）。上記の書面は、辛く、恥ずかしい事項を含み、当事者がプライベートに止める権利を保持すべきと考えられたからである¹³⁰。

DRL235 条 1 項の定める書面は、裁判所の命令があれば、第三者も閲覧または複写をすることができる。第三者による閲覧等の申立ては、婚姻関係手続等の当事者の一方が第三者に対して訴えを提起したという場合にしばしばなされる。このような場合、裁判所は、婚姻関係手続等の当事者のプライバシー上の利益と、第三者に対する手続において関連する証拠を得る正当な利益とを比較衡量し、閲覧等を許すか否かを判断する¹³¹。閲覧等を認めた例としては、離婚訴訟における弁護過誤を理由に、離婚訴訟の当事者の一方が弁護士事務所を相手に損害賠償請求訴訟を提起したところ、当該弁護士事務所が離婚訴訟の記録の閲覧を求めた場合において、防御の必要がプライバシーの利益を凌駕するとしたものがあり¹³²、閲覧等を認めなかった例としては、借地人が、地主に対して、安全を確保しなかったため、強姦等に被害にあったと主張して訴えを提起したところ、地主側が、借地人の性的遍歴を探るために婚姻関係手続の記録の閲覧等を求めたところ、そのような情報が記載されているかもしれないという憶測では不十分としたものがある¹³³。自らの防御にとっての記録の必

¹²⁸ メモ 8-9 頁。

¹²⁹ 婚姻関係手続は、別居、離婚、婚姻取消し、婚姻無効の宣言、外国での離婚の有効性の確認、婚姻の有効性の確認のための手続を含む（CPLR105 条 (p)）。

¹³⁰ McKinney's DRL § 235。なお、閲覧制限は、提出日から 100 年で解除される（DRL235 条 5 項）。

¹³¹ McKinney's DRL § 235。

¹³² Kodsi v. Gee, 54 A.D.3d 613 (N.Y.App.Div. 2008)。

¹³³ Mason v. Cohn, 108 Misc.2d 674 (N.Y. New York 1981)。

要性を憶測のレベルを超えて裁判所に示す必要があるということであろう。

ところで、離婚した当事者が再婚する場合において離婚訴訟の結果を証明する文書を必要とする場合のように、当事者その他の者が、婚姻関係手続等における処分の証明を必要とすることがある。そこで、適式な申立てがあれば、クラークその他の職員は、当該手続における処分の成立と効果を適切に示す「処分証明書」の発行をするものとされる（DRL235 条 3 項）。基礎となる文書等へのアクセスを認めるのは有害無益であり得ることから、結果の証明書のみを発行するという趣旨である¹³⁴。郡クラーク等の職員は、婚姻解消の証拠として、かかる「処分証明書」を受理すべきことも併せて規定されている（同条 4 項）。

(b) 非公開トライアルに提出された証拠の封印

婚姻関係手続等のトライアルにおける証明が、公共の利益のために証人尋問の非公開を求めるものである場合、裁判所または審判官は、手続の当事者及びその弁護士以外のすべての者を法廷から排除することができるとともに、クラークに提出された証拠を封印し、裁判所の命令に基づき手続当事者または利害関係者にのみ提示することを命じることができる（DRL235 条 2 項）¹³⁵。ニューヨーク州裁判所法 4 条は、離婚訴訟について同趣旨のことを定めているが、DRL235 条 2 項は、これを離婚関係手続等に拡張するという意味を持つ。

トライアルの非公開は、公共の利益がそれを求める場合でないと認められない。したがって、単にいずれかの当事者のプライバシー上の利益がかかっているというのみでは十分ではない。トライアルの非公開が認められた例としては、著名な子役も含む子らの監護に関する事件であって、メディアの注目を集めており、トライアルの公開は、子らの嘲笑や恥辱につながることを、他方で、公開に係る正当な公共の利益は弱いことを理由としたものがある¹³⁶。

d. 家庭裁判所の手続

i. 申立書 petition 等における当事者の実名の表示

1) 氏名の表示

裁判所に提出される書面の記載事項等についての定めは、FCA にはほとんど設けられていない。したがって、CPLR が、家庭裁判所の手続に適切である限度で、補完することになる（FCA165 条 (a)）。

訴状に全ての当事者の氏名が含まれることを要求する CPLR2101 条 (c) が FCA165 条 (a) に適用されるか否かは必ずしも明らかではない¹³⁷。しかし、書式を見る限りは、申立

¹³⁴ McKinney's DRL § 235。

¹³⁵ この封印も、提出日から 100 年で解除される（DRL235 条 5 項）。

¹³⁶ P.B. v. C.C., 223 A.D. 294 (N.Y.App.Div. 1996)。

¹³⁷ 10 N.Y. Prac., New York Family Court Practice § 1:11 (2d ed.)では、プリーディング

人及び相手方の氏名を記載することになっているようである¹³⁸。したがって、家庭裁判所の慣行としては、氏名の表示が通常は要求されるとは言ってよさそうである¹³⁹。

2) 匿名が認められる場合

匿名での手続追行が認められるか否かについて判断した裁判例は発見し得なかった。家庭裁判所の手続では、相手方に対して氏名を秘匿する必要がある場合はかなり例外的な事例であり、匿名での手続追行を当事者が望むとすれば、専ら公衆に対する匿名性を求めていることであると考えられるところ、家庭裁判所の裁判所記録は当然に閲覧し得るものではなく（FCA166条）、あえて匿名での手続追行を要求する必要に乏しい、ということが背景にはあるだろうか。もっとも、理論上は、地方裁判所の場合と同様に、裁判所の固有の権限と、公民権法 50b 条により処理されるとのことである¹⁴⁰。

ii. 当事者または子の現住所の開示

1) 住所の開示

FCA は、ディスクロージャーについての規定をほぼ有しておらず、CPLR が、家庭裁判所の手続に適切である限度で、補完することになる（FCA165条（a））¹⁴¹。いかなる場合に「適切」とされるかは、事案毎の検討になるが、ディスクロージャーの規定は、家庭裁判所においても、適切とされる事案があることは認められている¹⁴²。したがって、当事者は、その他の当事者に対して、当事者の住所の開示を要求することができ（CPLR3118条）、請求または防御において重要かつ必要である場合には子の住所の開示も要求することができる（CPLR3101条）場合があるということになる¹⁴³。もっとも、そのような場合であっ

が、CPLR が適用されない領域の例として挙げられている。

¹³⁸ <http://ww2.nycourts.gov/forms/familycourt/childsupport.shtml>、または Forms from Bender's Forms for the Civil Practice, Form No. FCA 423:1 Petition (Individual)等を参照。

¹³⁹ 10 N.Y. Prac., New York Family Court Practice § 1:11 (2d ed.)は、FCA が沈黙していても、家庭裁判所の慣行がカバーしている部分があり、そこには CPLR は適用されないという。

¹⁴⁰ メモ 9 頁。

¹⁴¹ 1 NY Civil Practice: Family Court Proceedings § 3.06[1][2] (2021)。

¹⁴² Schwartz v. Schwartz, 23 A.D.2d 204,206-207 (N.Y.App.Div. 1965)。Matter of Rann v Rann, 54 Misc.2d 704 (N.Y. Bronx Fam. Ct., 1967) は、子の扶養に係る手続において、ディスクロージャーを定める CPLR 第 31 章が適用されることを認めている。

¹⁴³ 例えば、子の扶養の申立書の書式には住所の記載欄があり、少なくとも慣行としては、申立ての段階から氏名と住所の記載が求められているといえそうである。

<http://ww2.nycourts.gov/forms/familycourt/childsupport.shtml> を参照。

ても、家庭裁判所の手続は、CPLR にいうところの特別手続であるから、CPLR408 条により、ディスクロージャーについては裁判所の許可を要することになる。

2) 住所の秘匿

(a) FCA154b 条

この点については、DRL254 条とほぼ同様の規定が FCA にも設けられている。以下、一応、その内容を要約しておく。

まず、扶養、父子関係、州際扶養、親権の終了・養子・後見・監護、家庭犯罪または子の保護に係る手続において、裁判所は、職権により、またはいずれかの当事者または子の代理人の申立てに基づき、当事者またはその子の住所またはその他の身元識別情報の開示が当事者または子の健康または安全に不合理な危険を生ぜしめるとの結論を支える具体的な事実を記録上認定する場合には、当事者または子とその住所を、裁判所に提出されるプリーディングその他の書面において秘匿することを許可することができる (FCA154b 条 1 (b) 前段)¹⁴⁴。そのような認定がなされるまで、子または秘密を求める当事者の住所またはその他の身元識別情報は、不注意または無権限での利用または開示を回避するため、保護及び封印される (同項後段)。

さらに、当事者または子が、社会福祉事業法 Social Service Law459a 条に定義される DV の被害者のための居住プログラムに居住していたか、現に居住している場合、当該当事者及び子の現住所及び DV 被害者のための居住プログラムの住所は開示されないものとされる (FCA154b 条 2 (b))。

住所等の非開示が認められた場合、裁判所は、裁判所ク拉克または適切と認められる利害関係のない者で同意する者を、その住所が秘密とされている当事者への訴状の送達のための代理人として指定し、相手方には、書面によりかかる指定を通知するものとする (FCA154b 条 2 (c) 前段)。裁判所により指定されたク拉克または利害関係のない者は、その住所が秘匿される当事者のために訴状の送達を受けた場合、直ちに、その住所が秘匿されている当事者に通知し、当該訴状をその者に転送するものとする (同項後段)。

また、住所等の非開示の許可がなされた全ての事件において、その情報が秘匿されている当事者は、裁判所ク拉克または裁判所に指定された利害関係のない者に対して、呼出状またはその他の書面の送達を受領のため、住所の変更を知らせるものとする (FCA154b 条 2 (d))。

(b) 住所秘匿プログラム

行政法 108 条が定める住所秘匿プログラムの利用が認められる場合には、ACP 住所は、

¹⁴⁴ この場合には、当然、CLPR3118 条に基づく住所の開示も要求されない (4 New York Civil Practice: CPLR P 2103-a.01 (2021))。

家庭裁判所においても受け入れられる。同プログラムについては、本章 c.ii.2)(d)を参照。

iii. 証人の氏名等の秘匿

家庭裁判所における匿名証人の許容性について判断した裁判例は発見し得なかった。ただし、理論上は、地方裁判所と同じ扱いがなされるとのことである¹⁴⁵。

iv. 裁判記録中の個人情報の取扱い

1) 一般的な取扱い

(a) FCA166 条

総則的な規定である FCA166 条は、「家庭裁判所におけるいずれかの手続の記録は、無差別に公衆の閲覧に供しないものとする。しかし、裁判所は、いかなる事件においても、その裁量で、いかなる書類または記録の閲覧も許可することができる。子を受託している、適切な権限のある機関、団体、協会または組織は、調査の記録の閲覧がなされるようにすることができ、裁判所の裁量により、かかる記録の全部または一部の写しを得ることができる。」旨を定める。

FCA166 条は、裁判記録を秘密にするものではなく、単に、無差別の公衆の閲覧に供しないとしただけである、というのが裁判例による同条の理解である¹⁴⁶。したがって、特定の者ないし機関による閲覧は許容されることがある。

(b) 閲覧の許否の判断基準

閲覧の許否は、FCA166 条自体が明示している通り、裁判所の裁量により判断される。ただし、FCA166 条を補完する NYCRR 第 22 章第 205 部 205.5 条は一定のガイダンスを与えており、例えば、家庭裁判所の手続における申立人、成人である相手方、これらの弁護士等は閲覧を許されるものと定めている（同条 (a)）。なお、NYCRR 第 22 章第 205 部 205.5 条においては、同条の末尾に「家庭裁判所が FCA154b 条 (2) に従って、当事者または子の住所が秘匿されるべき旨を認めた場合には、本条に基づいて開示される全ての記録または書面からは、当該住所は編集し、またはその他の方法で保護されるものとする」と定められている点も重要である。

NYCRR 第 22 章第 205 部 205.5 条が定めていない場合は、事案毎の判断とならざるを得

¹⁴⁵ メモ 9 頁。

¹⁴⁶ Schwahl v. Grant, 47 A.D.3d 698,699 (N.Y. App. Div. 2008)（幼児の医療過誤訴訟において、幼児の損害の因果関係に関して家庭裁判所の裁判記録の閲覧が求められた事件において、原審が、インカメラによる裁判記録の審理を行った上で、当該記録へのアクセスを、必要な弁護士及びその職員に限定した上で、それらの者が、裁判所の許可を得ずに、不要なコピーをし、依頼者に提供することを禁じたのは、正当であると判断したもの）。

ない。その際の裁量の行使の判断基準ははっきりしないものの、閲覧を請求した者の属性、閲覧の対象となる情報が必要とされる目的、当該情報が不適切に用いられ、または拡散する可能性が考慮要素とされているようである¹⁴⁷。

(c) 封印・抹消

家庭裁判所には、記録を封印し、または、抹消する固有の権限を有する¹⁴⁸。ただし、記録を物理的に破壊し、または恒久的にアクセス不可とする抹消は最後の手段であり、封印がしばしば用いられる。法文上も、FCA154b 条 2 (a) 等が封印に言及しているが、裁判所は固有の権限に基づいて封印をなし得るのであり、明文の根拠が必要なわけではない。

FCA166 条がすでに記録の閲覧を制限している中で、封印にいかなる意義を見出し得るかは問題であるが、記録を見るためには、開示を求める側が適切な理由を示すことと当事者への通知が要求されるため、封印の方が強力であるとの指摘がある¹⁴⁹。また、FCA166 条の場合とは異なり、封印がなされた場合には、当事者及びその代理人も、記録を見るためには、封印の解除を求め、十分な理由を証明する必要があるとのことであり¹⁵⁰、この意味でも封印の方が強力ということになる。

2) DRL235 条

DRL235 条は、家庭裁判所の手続においても適用される。したがって、同条 1 項の定める記録の閲覧等は制限される。詳細は、本章 c.iv.2)を参照。

¹⁴⁷ Department of Social Services on behalf of Land v. Land, 110 Misc. 2d 665, 666 (N.Y. Nassau Fam. Ct.1981) は、家庭裁判所においてネグレクトにより訴追された者の代理人が、当該ネグレクト手続で証人となった医師に対する証拠を得るため、家庭裁判所の裁判記録の閲覧を申し立てたという事案において、閲覧を許可するか否かは裁判所の広範な裁量の下にあるとする実務書を引用した上で、閲覧を求める理由は他の裁判所での法的救済の追求という正当なものであること、閲覧を求めているのは弁護士であり、公衆に情報を拡散させることはないこと等を理由に閲覧を認めた上で、当該弁護士に対しては当該記録を最大限秘密にすることを命じた。なお、閲覧の申立てを却下した例としては、Hover v. Shear, 232 A.D.2d 749, 648 N.Y.S.2d 718 (N.Y. App. Div. 1996) がある。共同の子の監護の申立ての事件において、申立人は、相手方とその前夫との間の裁判記録は、相手方の主張の信用性に光を当てると主張して、閲覧を申し立てたところ、これでは十分ではないとしたものである。

¹⁴⁸ Richard S. v. City of New York, 32 N.Y.2d 592, 595 (N.Y. 1973)、Dorothy D. v. New York City Probation Dept., 49 N.Y.2d 212, 215 (N.Y. 1980)。

¹⁴⁹ 10 N.Y. Prac., New York Family Court Practice § 1:16 (2d ed.)。

¹⁵⁰ メモ 10 頁。

イギリス

一橋大学 杉山悦子

I. イギリスの司法制度について

本報告書の目的は、イギリス（イングランド・ウェールズ地方。以下、特に断りがない限り、両地方を指してイギリスと呼ぶことにする。）における、民事訴訟、家事事件手続、民事執行制度における当事者等の氏名・住所等の本人特定情報を秘匿する措置について紹介することである¹。

イギリスにおいては、民事事件の第一審は高等法院（High Court）と県裁判所（County Court）に競合的に管轄があり、上訴は控訴院（Court of Appeal）で扱われ、控訴院からの上訴は最高裁判所（Supreme Court）で扱われる。

高等法院は、女王座部（Queen's Bench Division）、大法官部（Chancery Division）と家事部（Family Division）に分かれ、民事事件は女王座部と大法官部で扱われる。大法官部では、エクイティ裁判所が伝統的に担ってきた信託、知的財産、倒産などの専門的な事件が取り扱われる。女王座部では、一般的なコモンローの事件、すなわち、一般の民事事件が取り扱われるが、その中には、行政裁判所、商事裁判所、技術建築裁判所などの特別裁判所も含まれている。大法官部、商事裁判所、技術建築裁判所、巡回商事裁判所、海事裁判所をまとめて、商事財産裁判所（Business and Property Courts, B and PCs）²と呼んでいる（Civil Procedure Rules (CPR) 57A.1）。

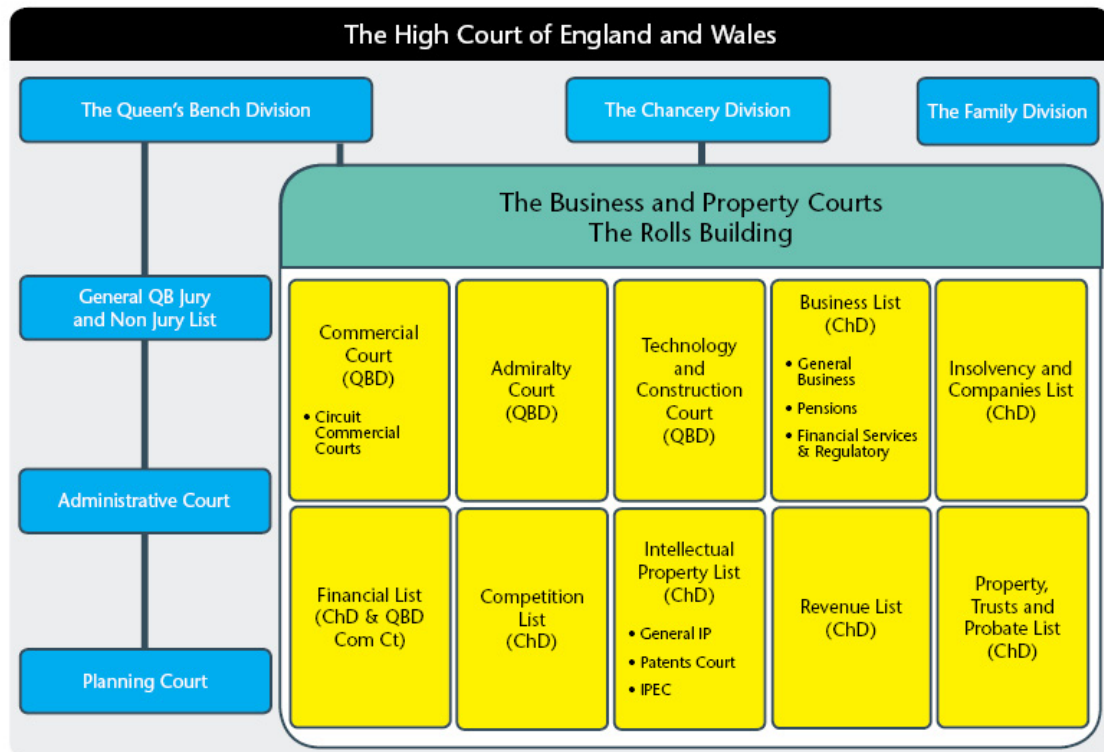
比較的複雑で専門的な事件を扱う高等法院と対照的に、県裁判所では相対的に訴額が小さい訴訟が扱われ、大半の民事事件は県裁判所で扱われている³。高等法院と管轄が競合する事件もあるが、10万ポンド以下の事件、人身傷害に関する損害賠償事件で5万ポンド未満の事件は県裁判所のみに管轄がある（Practice Direction (PD)7A, para2.1, 2.2）。また、訴額が1万ポンド以下の事件は少額訴訟トラック、1万から2万5000ポンド以下の事件は迅速トラック、2万5000ポンドを超える事件はマルチトラックで取り扱われる（CPR Part 27-29）。

¹ イギリスの民事訴訟制度の概要については、溜箭将之『英米民事訴訟法』（東京大学出版会、2016年）、ニール・アンドリュース著・溜箭将之・山崎昇訳『イギリス民事手続法制』（法律文化社、2012年）参照。なお、本報告書作成にあたっては、ソリシターの Terrence Donovan 氏、及び裁判官へのインタビューによる調査も行った。

² <https://www.gov.uk/courts-tribunals/the-business-and-property-courts>, last visited on 17 October, 2021.

³ <https://www.judiciary.uk/you-and-the-judiciary/going-to-court/county-court/> last visited on 17 October, 2021.

【図】 高等法院 ⁴



家事事件は、高等法院の家事部や家庭裁判所において取り扱われる。高等法院の家事部は、子供に関する様々な問題が取り扱われ、後見（wardship）について専属管轄を有するとともに、家庭裁判所からの控訴事件を取り扱う ⁵。

家庭裁判所（Family Court）においては、婚姻、離婚、夫婦財産、親子などの家事関係の事件が扱われる ⁶。例えば子供の養育に関する親の紛争、子供を保護するための地方機関（local authority）の介入、離婚やパートナーシップの解消命令、家庭内暴力（DV）問題等を取り扱う。子供の問題に関しては、家族私法（private law）と家族公法（public law）があり、前者は、私人から提起された主に離婚等に関連する問題、後者は、地方機関や権限ある者（NSPCC）によって提起されるもので、子供を機関の監督下に置く命令などが取り扱われる。その他にも、養子縁組、離婚や婚姻無効、DV（虐待禁止命令（non-molestation order）、Occupation order（占有命令））などが取り扱われ、Court of Protection（無能力者保護法廷）

⁴ <https://www.judiciary.uk/you-and-the-judiciary/going-to-court/high-court/>, last visited on 17 October, 2021.

⁵ <https://www.judiciary.uk/you-and-the-judiciary/going-to-court/high-court/family2/>, last visited on 17 October, 2021.

⁶ <https://www.judiciary.uk/you-and-the-judiciary/going-to-court/family-law-courts/>, last visited on 17 October, 2021.

といった特別裁判所も置かれている。

II. イギリスの民事訴訟制度と氏名等本人特定情報の取扱い

以下では、イギリスの民事訴訟制度において、当事者や証人の氏名などの身元特定情報が原則としてどのように取り扱われるのかについて紹介する。

1. 訴状・答弁書等

民事訴訟規則（CPR）16.2 では、訴状（claim form）には、請求の性質の詳細なステイメント、原告の求める救済方法、金銭請求の場合の請求金額、利息等を特定しなければならないとする。そして、実務通達（Practice Direction PD）16 para 2.2 においては、訴状には、原告が居住するあるいは営業をする住所の記載が含まれなければならないとされる。これは、原告の送達場所が、ソリシターの勤務先住所（business address）である場合であっても同様である。さらに、訴状には被告の住所を記載しなければならない（PD16 para 2.3）。郵便番号も含めて、原告被告の完全な住所が記載されていなければ、裁判所がその要件を不要としない限りは、訴状は発給されるものの、裁判所にとどめられて、原告が完全な住所を記入するまでは送達されない（同 2.5）。訴状には、各当事者のフルネームを含めた表題をつけなければならない。フルネームとは、(a)個人の場合には、省略しない名前と、本人が知られている肩書、(b)自分の名前以外で個人が営業をしている場合には、個人の省略しないフルネームと、知られている肩書、そして完全な取引名称である（同 2.6）。

なお、被告の答弁書においては、被告が個人であり、訴状に被告が居住する、あるいは営業を営む住所が含まれていない場合や、間違った住所が記載されている場合には、被告は住所を答弁書で正しい住所を提供しなければならない（PD16 para10.4）。被告の送達住所として記された場所が、住んでいる場所や営業を営む住所でない場合も同様である（para10.5）。

2. 送達

送達は、人的送達（personal service）、第一種郵便（first class post）、ドキュメントエクスチェンジ、ファックスや電子的な方法等（CPR 6.3）によって行うことができる。

訴状については、原告が送達しなければならないと定められている場合や、原告が送達を望む意思を裁判所に伝えた場合などを除いて、裁判所が送達するものとされている（CPR 6.4）。

訴状については、その他以下のようなルールが設けられている。原告は訴状に被告に送達

しうる場所を、原則として郵便番号も含めて記載する（CPR 6.6 (2)）⁷。送達前に、被告は訴状の送達場所を届け出ることが可能であり（CPR 6.8）、管轄区域内のソリシターの住所を送達場所として届け出ることができる（CPR 6.7）。被告が送達場所を届け出なかった場合の送達場所についても規定があり、個人の場合には、通常のあるいは最後に知られた居住地に送達することとなる（CPR 6.9）。

訴状以外の文書については、当事者が準備した文書は、裁判所が送達する旨の規則や通達がある場合や裁判所が他に命じた場合を除き、文書を準備した当事者が送達を行う。他方で、裁判所が準備した文書は、規則や通達で当事者が送達するものとされている場合や、当事者が送達する意思を示した場合、裁判所が他に命じた場合を除き、裁判所が送達をする（CPR 6.21）。

3. 裁判手続の公開

CPR 39.2 (1) によると、原則としてヒアリングは公開で行われる。当事者の合意にかかわらず、非公開で行うことはできない。

基本的に裁判手続の公開は憲法上の重要な権利として位置づけられている⁸。公開司法は公共的な機能を有し、利害関係を有する公衆の手続へのアクセスを保障するのみならず、当事者の非公開でヒアリングを受ける権利や匿名化を制限するものである。他方で、公開司法は司法の運営、国家の安全、子供の利益、営業秘密等との天秤にかけられ、特にメディアの表現の自由を考慮することも求められてきた⁹。

もっとも、裁判所が CPR 39.2 (3) 条によって非公開で行うと判断した場合、そしてその限りにおいて、非公開でのヒアリングが認められる。ただし、ヒアリングを公開で行うかを判断する場合には、裁判所は、それによって影響を受ける表現の自由を保護し、あるいは尊重する義務を考慮しなければならない（CPR 39.2 (2)）。

ヒアリングやその一部が非公開で行われるのは、裁判所が、以下の(a)から (g) の事項の一つ以上を満たし、司法の適切な運営（proper administration of justice）を保障するために非公開で実施する必要がある場合、そしてその限りにおいてである（CPR 39.2 (3)）。具体的には、

- (a) 公開によりヒアリングの目的が害される場合、
- (b) 国家安全にかかわる場合、

⁷ Adrian Zuckerman, *Zuckerman on Civil Procedure Principles of Practice* 4th ed. (Sweet & Maxwell 2020) 5.44 によると、実際には訴訟前プロトコールにより原告被告間でコミュニケーションがあり、原告が被告の送達場所を把握しているのが通常である。

⁸ Zuckerman, 3.113. *Cape Intermediate Holdings Ltd v Dring* [2019] UKSC 38. コモンローにおいても、公開原則に対する例外は後見、精神病、営業秘密が問題となる場合に制限されていた。

⁹ Zuckerman, 3.116, 117.

- (c) 秘密情報（個人の経済情報も含む）にかかわるものであり、公開により秘密が害される場合、
- (d) 子供や無能力者（protected party）の利益を保護するために非公開のヒアリングが必要な場合、
- (e) 通知なしで行われる申立てのヒアリングで、公開で行うと相手方に不公正(unjust)である場合、
- (f) 信託や死亡した者の遺産の管理に関する非訟事件、あるいは
- (g) 裁判所が、その他の理由により適切な司法運営の保護のために必要であると考えた場合¹⁰である。

なお、裁判所は、非公開が司法の適切な運営の保護のために必要であると考え、当事者や証人の利益の保護のために必要な場合、そしてその限りにおいて、当事者や証人の身元特定情報（the identity of any party or witness）を開示してはならない旨の命令をしなければならないとされている（CPR39.2（4））。この命令については後述する。

もっとも、特に命じられない限り、上記のように非公開でヒアリングが実施された場合や匿名命令が出された場合であっても、裁判所の命令のコピーはウェブサイト公開されなければならない。この手続の当事者でない者は、ヒアリングに参加することを求めて、提出したり、命令の取消や変更の申立てをすることができる（CPR39.2（5））。

このように、一定の場合には、公開原則の例外が認められてはいるものの、この例外は、公開原則の要請を上回る、確かでかつやむを得ない考慮（solid and compelling consideration）に基づくものでなければならず、裁判所が適切であると認めた場合、そしてその限りにおいてのみ認められるものである¹¹。公開の制限は最小限であるべきであり、当事者や証人の身元を隠すことも、これらの者の利益になると考えられる場合にのみ認められる。なお、必要な場合には秘密情報を当事者の代理人にのみ開示をし、顧客には開示しないよう命ずることも認められている¹²。

4. 訴訟記録の閲覧・謄写

¹⁰ Neuberger 記録長官による報告書（Report of the Committee on Super-Injunctions(London; Judicial Office, 2011)）では、裁判所その判断にあたって広範な裁量を有するものとされる。

¹¹ *Scott v Scott* [1913]AC417 at 438, 442, 446, HL; *R v Lewes Prison (Governor) Ex p. Doyle* [1917] 2 K.B. 254 at 271; and *R v Chief Registrar of Friendly Building Societies Ex p. New Cross Building Society* [1984]QB 227;[1984] 2 All ER 27, CA.

¹² *Werner-Lambert Co v Glaxo Laboratories Ltd* [1975] R.P.C. 354; *Roussel Uclaf v ICL Plc* [1990] F.S.R.25;[1990]R.P.C.45,CA.

民事訴訟記録の閲覧や謄写については、CPR Part5 及び PD5A に規定が置かれている。これによると、まず訴訟の当事者は、裁判所が他に命じない限り、PD5A para 4.2A 記載の文書のコピー¹³を得ることができる。また、裁判所が許可すれば、当事者が提出した文書や、裁判所と当事者間のやりとり (communication) のコピーを求めることができる (CPR 5.4B)。

これに対して、訴訟の当事者でない者は、訴訟記録から、事実陳述書 (statement of case) のコピーを得ることができるが、それとともに提出された文書やそれに添付された文書についてはコピーを得ることができない。また、ヒアリングの有無にかかわらず、公開された判決や命令のコピーを得ることができる。当事者でない者は、裁判所の許可があれば、裁判所の記録から、当事者が提出した他の文書や、裁判所や当事者間の連絡のコピーを得ることができる。事実陳述書のコピーや公開された判決のコピーについても、被告が一人であり、被告が送達の確認 (acknowledgment of service) や答弁書を提出した場合や、複数の被告がすべてこれらを提出したか、一人以上が提出して裁判所が許可した場合、請求がヒアリングのためにリストアップされ、判決が請求について出された場合にも入手が可能である。また、裁判所は、当事者や事実陳述書で記載された者の申立てにより第三者らの閲覧を制限する命令も可能である (CPR 5.4C)。文書のコピーを求める場合には費用を支払わなければならない (CPR 5.4D)。

5. 家事事件手続における公開原則とその例外

民事訴訟手続とは異なり、家事事件手続は基本的に非公開で行われる (Family Procedure Rules (FPR) 27.10)。2009 年 4 月 27 日からすべての家庭裁判所における手続は認証を受けたマスメディアのメンバーに公開されるようになった (Family PD 27B para 1.1)¹⁴が、子供の福祉により必要な場合や、当事者や証人の安全や保護のために必要な場合には¹⁵、裁判所はマスメディアの出席を制限することができる (同 para 5.1-5.4)。また、裁判所は子供や家族の福祉のために報道される事項を制限したり、個々の事件の報道にあたってのルールを緩和することができる¹⁶。

なお、家事事件手続においては、基本的に当事者の名前等を公開する必要がないものとされている。すなわち、裁判所が他に命じない限り、当事者は当事者の自宅住所や他の連絡先、子供の住所や他の連絡先、子供と一緒に住んでいる者 (申立人以外の者) の名前等を明らかにする必要はない。そして、当事者が左記事項の開示を望まない場合、その詳細を裁判所に

¹³ 訴訟の友 (litigation friend) の適切性の証明書、資産証明書、訴状や他の事実陳述書及び提出された文書や原告によって添付された文書、送達の目的で出された文書、送達証明書と添付文書等。

¹⁴ Family PD 27B para 1.1.

¹⁵ 必要であると考えられる場合には裁判所に対して請求することになる (PD 27B 6.1-6.4)。

¹⁶ <https://www.judiciary.uk/you-and-the-judiciary/going-to-court/family-law-courts/>, last visited on 17 October, 2021.

伝えなければならない、裁判所が他に命じない限り、その詳細は誰にも明らかにされない。ただし、当事者が手続中に住所を変更した場合には、裁判所に通知しなければならないものとされている（FPR29.1）。

なお、婚姻やパートナーシップに関する手続や裁判所侮辱罪の手続については、原則ヒアリングは公開されるものとされているが、公開によりヒアリングの目的が害される場合や秘密事項にかかわる場合、子供や無能力者の利益にかかわる場合など、一定の場合には非公開での審理が認められている（FPR 7.16、37.8）。さらに、前者の手続においては、当事者や証人の利益を保護するために非開示が必要であると考えられる場合には、裁判所は、当事者や証人の身元を公開してはならないと命ずることができ（FPR7.16(5)）、後者の手続においても、裁判所が適切な司法の運営を確保するのに必要かつ、当事者や証人の利益の保護に必要であると考えられる場合には、そしてその場合に限って、当事者や証人の身元情報を公開してはならないと命令しなければならないものとされている（FPR37.8（5））。

III. 氏名等の身元特定情報の秘匿について

1. 民事訴訟手続における匿名命令（Anonymity Order）や身元情報非開示命令

民事訴訟手続は上記の通り原則として公開され、訴状その他の文書には当事者や証人の名前や住所を記載することが求められているが、裁判所の命令により、当事者、証人らの名前や住所、その他当事者であることを特定する情報を非開示にすることができる（匿名命令、ないしは身元情報非開示命令。以下、特に断りがない限りまとめて「匿名命令等」とする）。

そもそも、匿名命令等は裁判所の固有の権限（inherent jurisdiction）に基づいて発令することができるが、制定法上の根拠も与えられている。また、刑事事件、家事事件では古くから認められてきたが、その適用範囲が広げられ民事訴訟手続でも利用されるようになったといわれる¹⁷。

CPR39.2(4)においては、裁判所は、非公開が司法の適切な運営を保護するために必要であると考え、当事者や証人の利益の保護のために必要な場合、そしてその限りにおいて、当事者や証人の特定情報を開示してはならない旨の命令をしなければならないものとされている¹⁸。そしてこのような命令を発令した場合には、裁判所が特に命じない限り、命令をウェブサイト上で公開されなければならない（CPR 39.2（5））、匿名を求める当事者は、命令の目的を無に帰すような情報を含まない命令の草案を準備して裁判所に提出しなければならない

¹⁷ Neuberger 記録長官による報告書 2.18 参照。

¹⁸ Neuberger 記録長官による報告書によると、効力は一時的なものであっても永久のものであってもよい。ただし、手続の存在と判決そのものは公開される。

ないとされている¹⁹。

また、裁判所侮辱法（Contempt of Court Act 1981）の Section11 においても、裁判所が、裁判所の面前の手続で、名前やその他の事項について公開から除外した場合において、裁判所は除外の目的のために必要と思われる、名前や手続と関連する事項についての公表を禁止する命令を出すことができる。そしてこの命令に反した場合には拘禁や制裁金が科されうる（同法 S.12）。

このような命令が発令されるようになった背景には、ヨーロッパ人権条約 6 条が規定する公正な裁判を受ける権利²⁰、8 条が規定する私生活及び家族生活の尊重を受ける権利を保護する要請があるが、他方で、これらの権利と対立する、同 10 条のメディア等の表現の自由との調整をどのように図るかが問題となってきた。そして、判例では、裁判所は、当事者を特定する報道を公開することに、私的生活や家族の生活を尊重する自身の権利や家族の権利の侵害につながることを正当化する、十分な一般的、公的利益があるかを問わなければならないものとされており、しかも、それに対する解答は、個々の特定の事案によることになるとされている²¹。

匿名命令等は、マスメディアをはじめとする第三者に対して本人の氏名等身元特定情報を開示することを制限することが多いが、相手方当事者との間で身元特定情報を隠す目的で使われることもある。そして、相手方当事者に対して秘匿する場合には、訴状を発給する段階において、裁判所に対して命令の発令を求めることになる。

また、匿名命令等は原告のために発令されることが多いものの、被告のために発令される例や、一方当事者のためだけでなく、双方当事者のために発令される場合もある。また、子供や無能力者が当事者となる場合には、それらの者を代理する訴訟の友（litigant friend）も併せて（FPR15）を匿名とする例もある。

匿名命令等の内容は、具体的事案に応じて裁判所の裁量によって定められるが、例えば、原告を ABC とする（LF を XYZ とする命令の例）場合には、概ね次のような内容の匿名命令等が出されてるようである²²。

¹⁹ Practice Guidance: Publication of Privacy and Anonymity Orders

(<https://www.judiciary.uk/2019/04/17/practice-guidance-publication-of-privacy-and-anonymity-orders/>, last visited on 17 October, 2021.) .

²⁰ 「1 項・・・判決は、公開で言い渡される。ただし、報道機関および公衆に対しては、民主的社会における道徳、公の秩序もしくは国の安全のため、また、少年の利益もしくは当事者の私生活の保護のため必要な場合において、またはその公開が司法の利益を害することとなる特別な状況において裁判所が真に必要なであると認める限度で、裁判の全部または一部を公開しないことができる。」

(https://echr.coe.int/Documents/Convention_JPN.pdf).

²¹ *Secretary of State for the Home Department v AP* (No2) [2010] UKSC 26.

²² <https://www.gov.uk/government/publications/form-pf10-anonymity-and-prohibition-of-publication-order>, last visited on 17 October, 2021 参照。

-原告の私的家族生活の尊重に関する 8 条の権利と、10 条の表現の自由を考慮し、
-原告の身元情報を非開示とすることが、原告の利益に必要であると考えられ、
さらには民事訴訟規則 39.2 (4) 条と 1981 年裁判所侮辱法の第 2 節、民事訴訟規則の 5.
4 C,5.4D 条に基づき、以下のように命ずる。

1. 原告（及び訴訟の友）の身元情報を開示してはならない。
2. 原告（及び訴訟の友）はすべての事実陳述書、訴訟で提出ないしは送達されるすべての文書、手続での判決や命令、マスメディアによる手続の報道などにおいて、“ABC”（及び“XYZ”）と記載される。
3. すべての事実陳述書その他の手続に提出や送達される文書において、原告（及び訴訟の友）の住所は、原告のソリシターの住所として記載される。
4. 必要な限りで、原告の名前や住所（又は訴訟の友の名前や住所）を開示する事実陳述書、その他の文書ですでに手続に提出された文書は、名前や住所を上記のように匿名化した文書に差し替えられる。
5. 原告（あるいは事実陳述書）の名前や住所を開示した文書の原本は厳封され、封筒には、「女王座部の裁判官やマスターの許可なく開けてはならない」と記載される²³。
6. 当事者以外の者は、裁判所のファイル上の、あるいはそこからの文書のコピーを（命令されたように適切に匿名化された命令以外のものにつき）、マスターや裁判官の許可なく閲覧・謄写することができない。許可申立ては原告への通知をしたうえでなされる必要があり、裁判所が送達をする。ファイルは裁判所に保持され「匿名化された」と記される。
7. 報道の制限は、原告（または訴訟の友）の次なる特定（subsequent identification）につながるいかなる情報の開示にも当てはまる。原告の名前や住所、原告の直系家族の名前や住所の公開は禁止される。
8. この命令の規定は以下の場合には適用されない。
 - (i) 裁判所資金事務所（Court Funds Office）と、匿名化された当事者や訴訟の友との間の、匿名化された当事者のための事務所への金銭の支払いや、そのような金銭からの投資や支払いの取扱いについて連絡。
 - (ii) 裁判所資金事務所と匿名化された当事者や訴訟の友及び／または、金融機関との間の、金銭の受領や投資に関する連絡。
 - (iii) 裁判所資金事務所や、匿名化された当事者や訴訟の友、金融機関によって、その金銭との関係で保管される記録。
9. 原告は○年○月○日までにこの命令を引き出して提出し、同じものを被告に送達する。
10. （命令が、23.9 条の下で、被告への申立て通知（application notice）のコピーの送達

²³ 電子ファイリングシステムを用いた場合には、「ファイルは HMCTS の e-filing サービスシステム上に置かれ、女王座部の裁判官やマスターの許可なく開けてはならない」などと記されるようである。

なしで行われた場合) 原告は、被告への送達について、23.9 (2) 条²⁴を順守する。

11. 被告は、23.10²⁵条の下で、この命令の取り消しや変更を求めることができる。
12. この命令の影響を受けるいかなる当事者でない者は、この命令を変更ないしは取り消しの申立てをすることができる。

なお、インタビューによると、匿名命令等は、例えば性犯罪被害者による加害者に対する損害賠償請求訴訟や、医療過誤訴訟において、原告の名前を秘匿したり、送達場所をソリシターの事務所とするといった形で発令されることもあるようである。この場合、申立ては一方当事者のみの (ex-parte) 手続で扱われて被告に送達はされない。被告のために発令することも可能であるが、それほど多く発令されるものではない。仮に被告の住所が原告に対して秘匿されたような場合であっても、裁判所は被告の住所を把握しているので、送達は（仮に当事者がすることになっている場合であっても）裁判所によって行われる。

裁判所は命令を発令するにあたっては公益と私益を比較衡量することが求められる。

また、効果が短期間の命令が発令されることはまれであり、執行段階に至る事件全体において命令の効力があるのが通常である。

匿名命令等が出された場合であっても、マスメディアから、事件の公益性を理由に、命令の取消が求められることがある。そして、本人がソーシャルメディア等で名前を開示した場合のように、事情が変更した場合には命令は取り消されうる。

ソリシターが、例えば性犯罪被害者から依頼を受けたような場合には、匿名命令等の長所と短所を比較して説明し、その結果通常は発令を求めるようである。もっとも、命令が発令されると、マスメディアやソーシャルメディア上で名前を公開したり、名前を公開して本を出版したりすることができなくなるので、当事者が名前等の公開を望むといったような特殊な場合には匿名命令等を求めない場合もありうるとのことであった。

2. 家事事件における匿名命令等

インタビューによると、上記の通り、基本的に家事事件手続は非公開手続であり、当事者の名前を秘匿することは多く行われ、また、DV 事件では住所を第三者のみならず被告にも

²⁴ 裁判所が命令をする場合には、申立てを認容する場合でも棄却する場合でも、申立て通知やそれを支える証拠は、裁判所が他に命じない限り、当事者や、(a)命令が出された者や(b)命令が求められた者に対して送達されなければならない。

²⁵ (1) 23.9 条の下で命令が出される前に申立て通知が送達されなかった当事者は、命令の取り消しや変更を求めることができる。

(2) この規則の下での申立ては、命令が申立てをした者に送達された日から 7 日以内になされなければならない。

秘匿することは頻繁に行われているようである。マスメディアは裁判を傍聴することができないか、できたとしても当事者の氏名等を報道することはできない。匿名命令等の解除をマスメディアが求めることがあったとしてもほとんど認められないようである。

また、公開を原則とする婚姻やパートナーシップに関する手続や裁判所侮辱罪の手続においては、当事者や証人の身元特定情報を公開することを禁ずることも認められている（FRP 7.16 (5)、37.8 (5)）。

特に子供の氏名については、当事者の脆弱性、手続の機密性ゆえに、特定の情報で匿名化が不要であると示すことができない場合を除いて、通常は匿名化されるようである²⁶。

3. 証人についての匿名命令等

CPR39.4 によると、証人の名前も匿名命令等の対象となりうる。また、証拠における証人の特定情報を非公開とする手続も設けられている。

例えば、証人陳述書については、基本的にはトライアル期間中閲覧の対象となるが、誰でもこれを非公開とする申立てをすることができる²⁷。そして、司法の利益、公益、医療専門家の証拠の性質、個人の経済情報といった秘密情報の保護、子供や無能力者の利益保護の必要性がある場合には非公開とすることができる（CPR32.13）。また、トライアルで用いる証人陳述書については、相手方に送達をする必要があり、それができない場合には、証言の要約（witness summary 証拠の要約か尋問予定事項の要約）を送達する許可を申し立てることができる、裁判所は証人の名前と住所を含めない旨の命令を出すこともできる（CPR 32.9）。

もっとも、インタビューによると、証人を匿名とすることについては、当事者の手続保障を著しく害することになるため、当事者を匿名にすることと比べて、実務は慎重な態度をとっているようである。ただし、証人を特定することができれば、その住所については必ずしも当事者が知る必要がないので、住所を秘匿することはありうるようである。

家事事件手続でも証人の身元特定情報を秘匿する命令を出すことは可能であるが、証言内容や信ぴょう性を争う機会を不当に奪わないためにも、証人を匿名化するような命令が出されることは稀のようである²⁸。

4. その他の手続における匿名命令等

²⁶ *X v Dartford and Gravesham NHS Trust* [2015] 1 W.L.R.3647 (CA).

²⁷ Zuckerman, 3.160. 当事者のみならず、証人や利害関係人も申立てが可能である。

²⁸ 考える例としては、子供がある地域に移されて地方機関が監督している場合に、その地方機関を証人尋問する場合に、子供の居場所がわからないようにするために、地方機関を匿名化するというものである。

(1) 労働裁判所における匿名命令等

匿名命令は、労働裁判所においても発令が可能であり、活用がされているようである。これは労働裁判所の判決が、2017 年からオンライン上で公開されるようになったため、例えば元従業員が使用者を相手に提起した訴訟について、新たな使用者、あるいは使用者となる予定の者が判例を検索して、訴訟の事実を知ることができてしまうような事態を防ぐ必要があるからである。

匿名命令については、Employment Tribunal Rules の 50 条において、以下のような定めが置かれている。

- (1) 裁判所は手続のいかなる段階においても、職権であるいは申し立てに基づき、司法の利益のために必要であると考えた場合や、いかなる人の条約上の権利を保護するために、あるいは労働裁判所法 10A 条に示される状況において必要であると考えた場合に、手続のいかなる側面についての公開を禁止ないしは制限する命令を発することができる。
 - (2) この規則の下での命令を発令するかを検討するにあたり、裁判所は公開司法の原則と条約上の表現の自由に完全な重点を置かなければならない。
 - (3) このような命令には以下のものが含まれる。
 - (a) 本来公開で行われるヒアリングの全部または一部を非公開で行う。
 - (b) 手続で参照される特定の当事者や証人その他の者の身元情報を、匿名化その他方法により、公衆に開示してはならない。それは、ヒアリングの過程であれ、一覧表であれ、登録された文書やその他公的な記録を構成する文書の中であっても同様である。
 - (c) 公開のヒアリングで、公衆により証人が特定されるのを防ぐ措置の命令。
- ・・・(以下省略)

(2) 最高裁判所における匿名命令等 (PD3.1.11)

最高裁判所の実務指針 (PD3. 1.11) において、次のような定めが置かれている。

子供に関するいかなる申立てにおいても、当事者は、事件の表題を考慮するのに加えて、裁判所が、Children and Young Person Act 1933 の section39 (報道制限) に基づき裁判所が命令を出すのが適切であるのかについても考慮しなければならない。当事者は登録所 (Registry) に対して、そのような命令が下級審で出されたか常に知らせなければならない。そのような場合には、登録所がさらに報道を制限する命令を出す。そのような命令を裁判所

に求める申立てや命令に対する異議は書面で、許可の申立てがファイルされたのちに可及的に速やかに提出されなければならない。

(3) 刑事手続における匿名命令等

本稿の目的とは直接関係するものではないが、刑事訴訟手続においても匿名命令等を発令することは認められている。

例えば、2009 年の Coroners and Justice Act では、治安判事が、捜査匿名命令 (investigation anonymity orders) を出して、刑事捜査を補助する人の特定情報の不開示を命ずることができる (76 条)。

さらに、裁判所は、手続との関係で証人を特定する情報が開示されないようにするよう命ずることもできる。具体的に命ぜられる措置としては、証人の名前や身元が特定される情報が伏せられる、当事者に開示された文書から特定情報が削除される、証人は仮名を使うことができる、証人の特定につながる質問はされない、遮蔽される、機械によって声を変えるとといったものがある (86 条)。なお、この匿名命令の申立ては、検察官のみならず被告人もすることができる。検察官が申し立てる場合には、裁判所には証人の身元情報を伝えなければならないがその他の者には開示しなくてもよく、被告人が申し立てた場合、裁判所と検察官に証人の身元情報を伝えなければならないが、他の被告人やその代理人に開示する必要はないとされる (87 条)。匿名命令等が発令されることにより、被告人が証人の身元情報を知ることができなくなり、証言の正確性や証人の信ぴょう性を争う権限は制約されることになるので、発令にあたっては、証人を匿名にしないと尋問をすることができないのか、その他の方法では不十分なのか、被告人に公平なトライアルが与えられるかといった点の考慮が必要となる²⁹。

なお、インタビューによると、性犯罪の加害者が匿名命令等を得ることのできる可能性は、ほかにも被害者がいる可能性もあり、公益性も高いので難しいようであった。

5. 参考—中間的差止命令 (インジャンクション) としての匿名命令

CPR25.3, CPR PD25A(1)-(5)によると、裁判所は申立てに基づいて、中間的差止命令などの中間的な救済措置を講ずることが可能である。中間的差止命令の中には、当事者の名前のみならず、申立てがあった事実、手続の存在自体についての開示を禁止するスーパーイン

²⁹ <https://www.gov.uk/guidance/applications-for-witness-anonymity-orders-the-prosecutors-role>, last visited on 17 October, 2021.

ジャンクションや³⁰、当事者の名前等の開示を禁止する匿名インジャンクション³¹等と呼ばれるものがある。このうち匿名インジャンクションとは、匿名命令の一種であるが、実体権の保護のために用いられるものである。

このような情報開示を差し止める中間的な命令の可否につき、Neuberger 記録長官による詳細な報告書³²が出され、その後これを踏まえて実務ガイドンスも情報開示を差し止める中間的な非開示命令についての実務ガイドンスが出されている³³。この実務ガイドンスによると、原則として裁判は公開され、公開原則の例外は、適切な司法運営のために必要な場合に、その限りで認められるものであり、裁判所がその裁量で非公開審理をすることができるという一般的な例外もない。ただし、当事者らの匿名を認めることは厳格に必要(strictly necessary)な場合において、そしてその限りにおいてのみ認められる。そして、この例外の立証責任は匿名を求める側にあり、裁判所は、競合する当事者の条約上の権利と、裁判の公開と公的な報道という一般的公益を考慮しなければならない。また、当事者の合意があるという理由だけでは、匿名にする命令を発令することはできない。

このように、中間的差止命令としての匿名命令及び非公開審理は、適切な司法運営のために裁判所が必要であると納得した場合においてのみ、またその限りにおいてのみ許容される³⁴。その例としては、例えば、(a)一方ないしは双方当事者の特定情報の開示が、それらの者の命や安全を危険にさらす場合、(b)一方ないしは双方当事者の特定情報の開示が、不法行為者への奨励や補助になる場合や、被害者による裁判所での正義の追及を妨げる場合、(c) 手続の公開が、脅迫の助長となりうる場合である³⁵。

なお、*JIH v Newsgroup Newspapers Ltd*³⁶において、以下のような、私的生活や家庭生活に対する権利を侵害する情報の公開を制限する命令を出す場合のガイドラインが詳細に示されている。

- (1) 原則として、訴訟の当事者の名前は裁判所の命令や判決に含まれる。
- (2) 私的事項が関連する事件のための一般的な例外はない。
- (3) 匿名命令や一般的に報道される事件の詳細の公表を制限する命令は、公開司法

³⁰ Neuberger 記録長官による報告書によると、スーパーインジャンクションとは、申立てに関する秘密ないしは私的な情報の公開を禁止し、他者に命令や手続の存在を知らせることを禁止する中間的差止命令。

³¹ 上記報告書によると、匿名インジャンクションとは、申立人に関する秘密ないしは私的な情報の公開を禁止する命令で、手続の一方又は当事者の名前が示されていない場合に発令される中間的差止命令。

³² Report of the Committee on Super-Injunctions(London; Judicial Office, 2011).

³³ Practice Guidance on interim non-disclosure orders.

³⁴ *Pink Floyd Music Ltd v EMI Records LTD* [2010]EWCA Civ 1429.

³⁵ Zuckerman, 10.113.

³⁶ *JIH v Newsgroup Newspapers Ltd* [2011] EWCA Civ 42; [2011] 1 WLR 1645. アンドリュース・前掲書 65 頁にも紹介があり。

の原則からの逸脱であり、概して公衆の（ヨーロッパ人権条約）10条の権利を侵害する。

- (4) したがって、裁判所がそのような命令をする場合には、申立てを詳細に精査して、公開の制限の程度が必要なものであるのか、求められているものより制限が少ないか、より受け入れられうる代替手段がないかを検討した後に限って認められる。
- (5) 裁判所が当事者の名前や請求の趣旨の公開を制限することが条約8条の下で必要であるという理由で求められた場合、問題となるのは、当事者を特定する手続の報道や、通常は報道される詳細の報道に、私的生活や家族生活を尊重する本人や家族の権利の制約がもたらされることを正当化する、十分な一般的な公益があるかどうかである。
- (6) そのような申立てについては、公人や著名人についての特別な扱いは認められない。これらの者も他人と同じ保護が与えられ、それ以上でもそれ以下でもない。
- (7) 匿名命令や報道制限命令は、単に当事者が合意をしたという理由で出してはならない。当事者は公衆の権利を放棄できない。
- (8) インジャンクションの申立ての中間判決の段階で裁判官によって発せられる匿名命令や公開制限命令は、手続の期間中継続するものでなく再度の期日で審査されなければならない。
- (9) 匿名命令や通常報道される事項の公開制限命令を出されるか否かにかかわらず、少なくとも判決が出される、ないしは通常出されうる場合には、公的に利用可能な判決が通常は出されるべきであり、それに関連する裁判所命令のコピーも公的に利用可能にならなければならない。ただし、判決や決定の一定の編集は必要となりうる。
- (10) 通知をしない正当な理由（good reason）がない限り、ヒアリングの通知は被告に与えられなければならない。通知をしない場合には、裁判所には通知の不存在とその理由を知らされなければならない、その理由が正当なものであることを確信しなければならない。

6. 性犯罪被害者、児童の特定情報の保護

裁判所による匿名命令等によらなくとも、性犯罪被害者や児童の氏名等特定情報については、制定法によって当然の権利として（as of right）保護が認められている。

まず、刑事手続における性犯罪被害者の保護については、Sexual Offences (Amendment) Act 1992 が、性犯罪の被害者と主張する者の匿名性、本人を特定情報の秘匿が一生涯保障され、マスメディアはもちろん、それ以外の誰もが情報を公開してはならないものとする。

他方で、被告人や証人の特定情報については本法による保護の対象外であるが、被害者を特定するような情報については保護の対象となる (Jigsaw identification)。Jigsaw Identification とは、本人を直接特定する情報ではない、複数の情報を組み合わせることによって本人を特定することを指す。ただし、被害者が書面で同意した場合、裁判所が司法の利益になると考えた場合、あるいは、被害者が、性犯罪にかかわる手続以外の以降の刑事手続の当事者である場合などにおいては公開禁止が解除される。

また、子供の氏名や身元特定情報については、Children Act 1989 の section 97 に定めがあり、高等法院や家庭裁判所における家事事件手続において、子供の匿名性、住所や学校を特定する情報は、いかなる人によっても開示されてはならないものとされている。

さらに、刑事事件ではあるが、Section 49 of the Children and Young Persons Act 1933 においては、少年裁判所 (Youth Court) やその控訴審等において、関連する 18 歳以下の子供 (被害者・証人・被告人) の名前、住所、学校、職場、写真や映像等本人の身元特定情報をマスメディアなどが開示することが禁止される。さらに、Section 39 では刑事手続以外でも、手続に関連する子供の名前、住所、学校等の情報や写真など本人の特定につながる情報の公開を禁止することもできるものとされている。

なお、2016 年には、判決における子供の特定情報や子供の性的被害の明示を防ぐための実務指針が出されている³⁷。これは、裁判官が判決公開の利益と、子供の詳細な情報がパブリックドメインに置かれることに対する懸念のバランスをとることを容易にすることを目的とするものである。そして、例えば、判決において、子供の名前のみならず、子供を特定される情報、例えば、人的地理的指標を隠して、Jigsaw Identification がされないようにしたり、子供の性的濫用の明示的な描写を避ける方法が示されている。もっとも、インタビューによると、実際には何が Jigsaw Identification に該当するのか判断するのは難しいようである。

IV. 民事執行制度における当事者特定情報の公開と制限

最後に、民事執行制度における当事者特定情報について簡単に紹介することとする。

イギリスにおいては、執行手続は民事訴訟規則において規律がされており、金銭債権の執行方法については、管理令状 (writ or warrant of control)、第三者債務命令 (third party debt order)、負担賦課命令 (charging order)、取引停止命令 (stop order)、取引停止通知 (stop notice)、県裁判所における給与差押命令 (attachment of earning orders)、レシーバーの選

³⁷ Practice Guidance: Anonymisation and Avoidance of the Identification of Children and the Treatment of Explicit description of the sexual abuse of children in judgments intended for the public arena (<https://www.judiciary.uk/wp-content/uploads/2018/12/anonymisation-guidance-1.pdf>, last visited on 17 October, 2021).

任（Civil PD 70 para 1.1）、裁判所侮辱といったものがある（同 para1.2）。そして、県裁判所における判決の執行は県裁判所のヒアリングセンターで（PD 70 para2.1）、高等法院の判決や県裁判所での命令の執行も県裁判所で行うことができる（同 3.1）。

民事執行手続においても、基本的に当事者の名前や住所の記載は必要となる。例えば、第三債務者に対して債権者に支払う命令を出す第三者債務命令（CPR Part 72）においては、申立通知において、判決債務者の名前と住所、第三債務者の名前と住所、第三債務者が銀行である場合には、（債権者が知っていれば）債務者が口座を持っていると考えられる支店の名前と住所、口座番号等を記す必要がある（PD 72 para1.2）。

もっとも、執行の基礎となる判決の段階で、匿名命令等が出された場合には、基本的には執行段階においてもその効力は続くことになるので、執行場面においても匿名で、ないしは身元情報を秘匿して執行がなされることになる。

なお、インタビューからは、執行における匿名命令等の全体像は明らかにはならなかったが、例えば、収監中を被告と相手とする民事訴訟で、みなし送達（deemed service）が認められて勝訴判決が出されたような場合で、強制執行の段階において住所の秘匿が認められるかという問題はありうるようであった。通常は、判決債務者の住所について秘匿する命令は出されないが、以上のような事案で、被告には財産を隠匿する意図がなく、プライバシーを保護する必要性があることを主張すれば住所の秘匿等も可能なのではないかとのことであった。

V. まとめと課題

イギリスにおいては、基本的に裁判の公開原則、特にマスメディアに対する公開が重視されているが、他方で、当事者らの氏名、住所等身元特定情報を秘匿することも認められている。裁判所が身元特定情報の公開を禁止する命令（匿名命令等）がその例である。命令の発令にあたっては公益と私益を慎重に比較衡量することが求められ、発令される場合も必要最小限の範囲で出されることになる。命令が発令されると、当事者らは手続、裁判所に提出する書面や送達される書面、判決などにおいて匿名で示され、住所も秘匿される。加えて、当事者の特定につながる情報を公開することが禁止される。そして、当事者の名前等が記載された原本は封印して裁判所に保管され、第三者らがアクセスすることができるのは、秘匿措置が講じられた文書のみである。この命令に反して情報を開示した場合には裁判所侮辱となりうる。

匿名命令等が発令されるのは、第三者、特にマスメディアに対して情報を秘匿する必要がある場面が多いが、性犯罪被害者が加害者に対して訴えを提起するような場合には、相手方当事者に対しても情報を秘匿する命令が発令されうる。

当事者のみならず、証人に対しても名前や住所の秘匿を命ずることは可能であるが、当事

者の手続保障を侵害する可能性があるので、名前を匿名にして証人が特定できないようにすることはあまり行われていないようである。

当事者の名前、住所その他身元の特定につながる情報の秘匿は、裁判所の命令に基づいて認められる場合もあるし、子供の情報など制定法によって当然に秘匿が認められる場合もある。

このように、訴訟当事者や証人の氏名や身元識別情報の秘匿は可能ではあるが、インタビューでは、近年の裁判の IT 化、デジタル化の流れの中で新たな課題にも直面しているとのことであった。イギリスでは様々なパイロットプログラムを立ち上げ、民事訴訟の IT 化、すなわちオンラインの申立てや記録の電子化、ウェブ法廷等の試みが進められてきた。ただし、その進捗具合は裁判所によって差があり、例えばロンドンのロールズビルディングにある商事財産裁判所では比較的早期の段階から、オンラインの申立てが許容されてきたが、その他の地域の裁判所、家庭裁判所などにおいては、紙ベースでの申立てや審理も行われており、デジタル化された文書とアナログの文書が混在している状態であった。コロナ禍でデジタル化への動きは加速しているものの、秘密が記載された電子的な記録の取扱い、とくに誤って情報が漏れてしまう事態をいかに防ぐかという課題に直面するようになってきているようである。そのため、例えば秘密事項にアクセスなどする場合に警告ができるようなシステムなどの構築が必要となるであろうとのことであった。

フランス

東京大学 垣内秀介

第1章 はじめに

I. 本稿の対象等

フランスの民事訴訟法においても、日本におけるのと同様、裁判手続を開始させるための書面や判決書等、様々な局面において当事者の氏名・住所を書面に記載すべきものとされている。そうした原則的な規律に対する例外として、原告の氏名を被告等に対して秘匿することができる旨の制度は見当たらないものの、DV 関係の事件において、申立人の住所の秘匿を認める規律が見られる。そこで、本稿においては、まず、フランスにおける規律を紹介する上で前提となる若干の基本的事項について確認した上で（本章Ⅱ）、当事者の氏名・住所をめぐる一般的な規律（第2章）、DV 事案における保護命令に関する特則（第3章）について、順次紹介する。また、末尾に、資料として、主要な関連条文及びその翻訳を掲げる（第5章）。

なお、本稿を執筆するにあたっては、日本において入手可能な文献等の資料のほか、パリ司法裁判所の Anne Dupuy 主席副所長¹に対して実施したインタビュー²の結果³を参照した。

Ⅱ. 若干の前提事項

フランスの民事手続法制は、日本法や同じ大陸法系に属するドイツ法とも様々な点で異なっている。そこで、以下では、まず、第2章以下で紹介する各種の規律を理解する上で参考になると思われる基本的事項について、簡単に確認しておく。

1. 裁判所制度、法源等

フランスの裁判所制度の基本的な特色⁴としては、①連邦制を採用していないことに伴い、全国的に一元的な制度が採用されていること、②裁判所が司法系統の裁判所（juridictions de l'ordre judiciaire）と行政系統の裁判所（juridictions de l'ordre administratif）とに大別され、行政訴訟

¹ パリ司法裁判所の民事部は、8つの部門（pôle）によって構成され、各部門ごとに当該部門を統括する主席副所長（premier vice-president）が置かれている。Dupuy 主席副所長は、そのうちの1つである「家事・身分部門」（Pôle famille et état des personnes）を統括する主席副所長である。<https://www.tribunal-de-paris.justice.fr/75/les-services-civils> 参照。

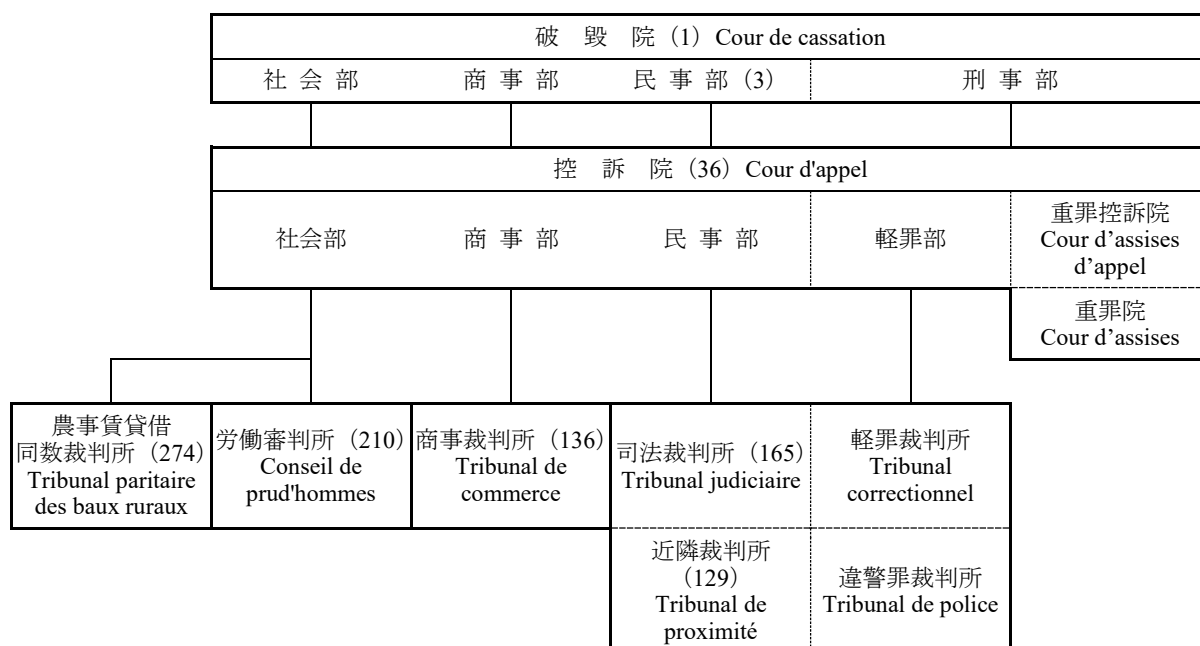
² インタビューは、2021年10月6日にウェブ会議により実施した。なお、インタビューの実現にあたっては、限られた日程の中、在フランス日本大使館の功刀祐樹一等書記官、法務省民事局の藤田直規局付を初めとする関係者の皆様に多大なご尽力を頂いた。ここに記して厚く御礼申し上げる。

³ 以下の叙述において同インタビュー結果を参照する場合には、「Dupuy 副所長インタビュー」として引用する。

⁴ 概観として、垣内秀介「裁判所の構成」岩村正彦ほか編『現代フランス法の論点』41頁以下（東京大学出版会、2021）及びそこに所掲の諸文献を参照。

を除く狭義の民事訴訟については、前者の司法裁判所が管轄すること、③司法系統の裁判所の中で、普通法上の裁判所（juridictions de droit commun）に加えて、各種の例外裁判所（juridiction d'exception）が存在し、専門分化が進んでいること、④しかし、5つの裁判権が分立し、それぞれが最高裁判所を有するドイツ法と異なり、司法系統の裁判所に関する限り⁵、単一の最上級審裁判所である破毀院（Cour de cassation）の下に置かれていることなどが挙げられる。

司法系統の裁判所の構成は、最近に至るまで各種の変遷を重ねているが⁶、2020年から現在に至る構成は、下図に示す通りである。



* 括弧内の数字は、設置数を示す。

これらのうち、民事の第一審における普通法上の裁判所は、司法裁判所⁷であり、例外裁判所としては、農事賃貸借同数裁判所、労働審判所、商事裁判所が挙げられる。一般的な民事事件、家事事件は、司法裁判所の管轄に属するため、本稿における説明は、主として司法裁判所における手続を対象とすることになる。

また、手続法の法源としては、民事手続全般に関するものとして民事訴訟法典（Code de procédure civile）（以下では、「民訴法」と略称する）がある。民訴法は、第1巻（1条から749条）までで全ての種類の裁判所に適用がある通則規定を定めるほか、第2巻（750条から1037-1条）で、各裁判所に適用のある特則を設け、さらに、第3巻（1038条から1441-4条）で、事件類型に応じた特則を設けている。以下では、これらのうち、第1巻の通則規定のほか、司法裁判所の手続に関する諸規定（第2巻第1編（750条から852条まで））、人に関する事件に関する諸規定（第3巻第1編（1038条から1263-1条まで））が、主として参照されることとなる。

⁵ 行政系統における最上級審の裁判所は、国務院（Conseil d'État）である。

⁶ 概観として、垣内・前掲（注4）45頁以下参照。

⁷ 司法裁判所は、1958年から2019年まで存在した大審裁判所（tribunal de grande instance）および小審裁判所（tribunal d'instance）が統合されたものである。

2. 手続の種類等

フランスにおいても、訴訟事件 (*matière contentieuse*) と非訟事件 (*matière gracieuse*) の区別が存在し、民訴法にも非訟事件に関する特則が設けられているが (通則的なものとして、民訴法第 1 卷第 1 編第 2 章 (25 条から 29 条))、非訟事件の概念及び手続は、日本法とは大きく異なっている⁸。

具体的には、非訟事件の裁判は、争いが存しないにもかかわらず、事件の性質又は申立人の資格を理由として法律が当該請求を裁判官の監督に服せしめている場合になされるものとされ (民訴法 25 条)、争いの不存在がその本質的な要素とされている。そのため、事件の類型ごとに訴訟事件か非訟事件かの区別は一応存在するものの、当初は非訟事件として開始された手続が、後に争いが顕在化することにより「訴訟化」 (*élévation du contentieux*) することがあり得るものとされるなど、両者の区別は流動的なものである。また、両者における手続の違いもそれほど絶対的なものではなく、日本法において、訴訟事件の場合には申立ては訴え、裁判は判決、手続は公開対審の口頭弁論であるのに対し、非訟事件においては口頭弁論を要せず、裁判形式は決定である、といった対比が可能であるのに対し、フランス法においては、非訟事件においても裁判の形式は判決 (*jugement*) 等であるし、非訟事件の手続は非公開であるが、訴訟事件でも非公開の場合があるなど、両者の違いは相対的なものにとどまることに留意を要する。

以下の説明においては、基本的には訴訟事件の手続に触れることが多いが、必要に応じて、非訟事件特有の規律にも触れることとする。

第 2 章 当事者の氏名・住所等をめぐる一般的な規律

I. 概観

日本におけるのと同様に、フランスの民事訴訟手続においても、原告その他の訴訟関係人の氏名及び住所の表示が随所で求められている。そして、原告の住所に関しては、第 3 章で紹介するように、DV 事案との関係で一定の例外が認められているが、これを除けば、特段の例外は認められていない⁹。

そこで、以下では、訴え提起、証人、判決等における氏名・住所等に関する一般的な規律を概観するとともに (II、III、IV)、関連する問題として、事件記録の閲覧等に関する規律を紹介する (V)。

⁸ 詳細は、垣内秀介「フランスにおける非訟事件と非訟事件手続」4 頁以下 (2009) (<https://www.moj.go.jp/content/000012233.pdf> に掲載)、垣内秀介ほか『非訟事件についての国際裁判管轄等に関する外国法制等の調査研究業務 報告書』71 頁以下 (商事法務研究会、2014) (<https://www.moj.go.jp/content/000119005.pdf> に掲載) を参照。

⁹ Dupuy 副所長インタビューにおいても、他に例外は定められていない、とのことであった。

II. 訴えの提起に関する規律

訴え提起(手続を開始させる請求)の方法について、現行法は、一般に、①呼出し(*assignation*)、②裁判所書記課への申請(*requête*)の2つの方法を定めるが(民訴法 54 条 1 項)、いずれの場合でも、原告が自然人の場合には、その氏名、住所等の記載が必要とされる(同条 3 項 3(a)号)¹⁰。

司法裁判所の手続においても、訴え提起が呼出しまたは申請による点は同様であり(民訴法 750 条)、訴えの記載事項については上記の規律が適用される。

そして、①の呼出しとは、原告が執行吏を介してその相手方を裁判官の下に出頭するよう呼び出す行為(文書)とされ(民訴法 55 条)、原告としては、まず、この呼出状の執行吏送達を執行吏に依頼し、これが実施された後に、そのことを証する呼出状の写しを裁判所書記課に提出し、これにより、事件が裁判所に係属することになる(司法裁判所につき民訴法 754 条 1 項)。したがって、呼出しを受ける被告としては、呼出しにおいて記載されている原告の氏名及び住所を知られることとなり、この点については特段の例外的な規律は設けられていない¹¹。

②の申請には、当事者双方が共同である場合と原告が単独である場合とがある(民訴法 54 条 1 項後段)。共同申請の場合には、申請に記載される原告の氏名及び住所は被告も当然に知ることとなる。また、原告単独申請の場合、申請が裁判所に提出されれば、被告への事前の通知を要することなく事件が直ちに裁判所に係属することとなるが(民訴法 57 条 1 項前段、司法裁判所につき同 756 条 1 項)、被告の期日への呼出しに際しては、申請の写しが添付されることとなる(司法裁判所につき民訴法 758 条 6 項)。したがって、この場合にも、後に第 3 章で述べる保護命令の場合を除き、原告の氏名及び住所は、それらを記載した申請の写しの被告への送付に伴い、当然に被告の知るところとなる。

以上のように、訴えにおいては原告の氏名及び住所の記載が必要であり、呼出状または申請の写しの被告への交付に伴い、被告は当然にこれらを知ることとなる。現状においては、後に第 3 章で述べる保護命令の場合を除き、こうした規律に対する例外の定めはおかれていない。

III. 証人等に関する規律

フランス民事訴訟法では、第三者の陳述を証拠として利用するための手続としては、供述書(*attestation*)の提出及び証人尋問(*enquête*)の2つが定められているが(民訴法 199 条)、実務上は主として前者が利用されており、口頭での証人尋問は相当に稀、あるいは非常に稀であるといわれる¹²。

¹⁰ また、呼出しの場合には、執行吏の行為(文書)の要件としても、申立人である原告の氏名、住所等の記載が必須とされる。民訴法 648 条 1 項 2(a)号参照。

¹¹ なお、第 3 章で述べる保護命令の手続は、申請によって開始される手続であるため、呼出しに関する規律の例外を定めるものではない。

¹² 例えば、Loïc CADIET et Emmanuel JEULAND, *Droit judiciaire privé*, 11^e éd. (LexisNexis, 2020), p. 576, n° 597; Cécile CHAINAIS et al., *Procédure civile : Droit commun et spécial du procès civil, MARD et arbitrage*, 35^e éd. (Dalloz, 2020), p.545, n° 723 参照。Dupuy 副所長インタビューも同旨。その理由としては、裁判官が尋問期日のための時間を確保できないことなどが指摘される。

供述書には、作成者の氏名、住所等を記載しなければならず（民訴法 202 条 2 項）、これらの情報を当事者に対して秘匿することを認める規定は設けられていない¹³。もっとも、この規定に対する違反の効果については解釈に委ねられている。一般的には、民訴法 202 条の方式は供述書の無効を直ちにもたらすものではないとされるが¹⁴、匿名の供述書の取扱いについては、供述書以外の証拠としての許容可能性を示唆する裁判例¹⁵、匿名の証言を唯一または決定的な理由とする判断を違法とする裁判例¹⁶がみられ、その取扱いについては必ずしも明確でない。

なお、供述書に記載された供述の内容に含まれる情報であって、当事者の住所等を推知させるような情報に関し、その秘匿を可能にするような規定は、存在しないようである¹⁷。

他方、証人尋問の場合には、尋問を申請する当事者において、証人の氏名及び居住地を特定しなければならず（民訴法 223 条）¹⁸、また、証人は、陳述に際して、その氏名、住所等を明らかにしなければならない（民訴法 210 条）。これらの規律については、特段の例外は設けられていない。

IV. 判決等に関する規律

判決書は、書面または電子文書で作成されるが（民訴法 456 条 1 項）、判決書には、当事者の氏名、住所等を記載するものとされる（民訴法 454 条 2 項）。判決書は、当事者本人及び代理人がいる場合には代理人に対して送達されるほか（民訴法 677 条、678 条）、非訟事件においては、裁判によって利益を害されるおそれのある第三者及び不服申立てをすることができる検察官に対

¹³ 当事者の攻撃防御の機会を保障するためには、これはやむを得ないことだとされる（Dupuy 副所長インタビュー）。

¹⁴ 例えば、Cass. 1^{re} civ., 30 nov. 2004 (pourvoi n° 03-19.190), Bull. civ. I, n° 292 参照。ただし、この事案は、氏名ではなく、裁判所への提出のために作成され、虚偽の供述が刑事罰の対象となることを了知している旨の記載（民訴法 202 条 3 項）を欠いていたというものである。

¹⁵ Cass. 2^e civ., 9 janv. 1991 (pourvoi n° 89017.338). L'Aigle 市長の書状として提出された文書について、氏名、住所等の記載を欠き、民訴法 202 条の規定に反するとして採用しなかった控訴院判決について、「証拠方法の種類は供述書に限定されないにもかかわらずこのように判示した原判決は、その法律上の理由を示していない」との理由で破棄し、事件を他の控訴院に移送したものであるが、当該文書の形式がどのようなものであったのかは、不明である。

¹⁶ Cass. soc., 4 juill 2018 (pourvoi n° 17-18.241), D. 2018, 1499. 解雇の有効性が争われた事案において、匿名の証言を記載した使用者側作成の報告書を証拠として採用し、報告書の内容に対して反論の機会があったことを理由として被告被用者の防御権に対する侵害を否定した控訴院の判断は、欧州人権条約 6 条 1 項・3 項に違反するものであって是認できない、として破棄したものである。

¹⁷ もちろん、供述書を提出する側の当事者において、その種の情報が具体的に記載されないように作成にあたって配慮することは、可能であろう。

¹⁸ ただし、誰を尋問するかについて当事者が直ちに特定できない場合には、期間を定めてその届出を命じるか、事前の届出なく尋問に同伴することを許可することができる（民訴法 224 条 1 項）。また、職権で証人尋問を命じる場合にも、同様の規律に服する（同条 2 項）。

しても、送達される（民訴法 679 条）。こうした規律については、住所に関して第 3 章で述べる例外的な規律が存在するほかは、特段の例外は定められていない。

なお、判決書の閲覧等については、次の V で述べる。

V. 事件記録の閲覧等に関する規律

事件記録の閲覧等に関しては、①判決等の裁判と②その他の記録とで、規律が異なる。

1. 判決等の裁判の公開

判決を含む裁判については、原則として電子的に一般公開するものとされるが（司法組織法典 L111-13 条 1 項）、その際、裁判に記載された自然人の氏名は、当事者であるか第三者であるかを問わず、匿名化处理すべきものとされる（同条 2 項）。また、裁判官や書記官の識別情報についても、開示がこれらの者及びその近親者の安全や私生活の尊重を害するおそれがあるときは、匿名化处理するものとされる（同項）¹⁹。

また、第三者は、原則として、裁判所の書記課で裁判の写しの交付を求めることができるが（司法組織法典 L111-14 条 1 項²⁰）²¹、裁判に記載された自然人の識別情報については、当事者であるか第三者であるかを問わず、開示がこれらの者及びその近親者の安全や私生活の尊重を害するおそれがあるときは、匿名化处理するものとされる（同条 2 項）²²。

これらの規律は、裁判の言渡しが公開で行われるという原則（執行裁判官の創設及び民事訴訟の改革に関する 1972 年 7 月 5 日の法律第 626 号 11-2 条 1 項、民訴法 451 条）を前提としたものであり、非訟事件など、裁判が公開での言渡しの対象とならない例外的な場合（前掲 1972 年法 11-2 条 2 項、民訴法 451 条参照）²³については、適用がない（司法組織法典 R111-11 条 1 項参照）。

なお、現在の規律は、司法の 2018 年から 2022 年までの計画及び改革に関する 2019 年 3 月 23 日の法律第 222 号によって導入されたものであるが、同法の制定に際しては、憲法院に対する審査申立てがされた。その結果、当初の文言では、第三者に対する裁判の写しの交付に関し、その裁判の言渡しが公開でされた場合であっても、基礎となる弁論が非公開であった場合には、第三者はその裁判の主文に限って写しの交付を求めることができるものとされていた点が、私生活の

¹⁹ 裁判の電子的効果に関する細目は、司法組織法典 R.111-10 条から R.111-13 条までに規定がある。

²⁰ このほか、執行裁判官の創設及び民事訴訟の改革に関する 1972 年 7 月 5 日の法律第 626 号 11-3 条も参照。

²¹ なお、判決書における当事者の主張の記載は、当事者の主張書面を引用する方法によることができるものとされているが（民訴法 455 条 1 項中段）、この場合に引用された主張書面の写しも第三者に交付されるのかどうかについては、法文上明確にされていない。交付すべきとする解釈を支持する文献として、CHANAIS et al., *précit.*, p. 840, n° 1173 参照。

²² 裁判の写しの交付に関する細目は、民訴法 1440 条から 1441 条までに規定がある。

²³ なお、1972 年法（前掲注 20）は、後述する 2019 年法によって改正され、従前から公開言渡しの対象から除外されていた非訟事件及びデクレで定める人の身分及び能力に関する事件のほか、デクレで定める私生活に関わる事件（1972 年法 11-1 条 2 項 3 号）、営業秘密が問題となる事件（同項 4 号）が、公開言渡しの対象から新たに除外されているが、前者の詳細を定めるデクレは、現時点では未だ制定されていないようである。

尊重を受ける権利の保護によって正当化されない場合を含む過度に広範な規律であるとの理由で違憲とされ²⁴、この点は削除されている。

裁判の電子的な公開については、今後順次実施される予定であり、破毀院の裁判については、2021年9月30日から実施されているが、司法裁判所のした裁判への適用が開始されるのは、2025年9月30日からとされている²⁵。

2. その他の記録の閲覧

裁判以外の事件記録については、日本などとは異なり、一般的に第三者が閲覧することができるものとする規定は設けられていない。

訴訟事件の場合、一般には、事件記録は非公開であるといわれ、当事者のみがその写しを取得することができる²⁶。

これに対して、非訟事件においては、正当な利益を有する第三者は、裁判官の許可を得て、事件記録を閲覧し、その写しの交付を受けることができる旨の明文規定が設けられている（民訴法29条）。これは、非訟事件の場合、利害関係を有する第三者は潜在的には当事者となり得る地位を有していること²⁷を考慮したもののようである²⁸。逆に、訴訟事件については、第三者による事件記録の閲覧を認める明文規定は見当たらない。したがって、当事者による事件記録の閲覧は当然に認められるものの²⁹、第三者による事件記録の閲覧は想定されていないようである³⁰。

²⁴ Conseil constitutionnel, décision n° 2019-778 DC du 21 mars 2019, n°s 106-108.

²⁵ 司法裁判所及び行政裁判所の裁判の公衆による閲覧に関する2020年6月29日のデクレ第9条の適用のための2021年4月28日の司法大臣令2条参照。

²⁶ Jean BAILLY, Délivrance de copies d'actes et de registres, in : *JurisClasseur Procédure civile*, Fasc. 1300-35 (dernière mise à jour le 4 Mai 2016), n° 51 参照。厳密には、当事者の承継人も写しの交付を請求できるようである。民訴法1435条参照。

²⁷ 第三者が当事者となることによる非訟事件の「訴訟化」の可能性につき、前述第1章II2参照。

²⁸ 例えば、Yves STRICKLER, Matière et procédure gracieuses, in : *JurisClasseur Procédure civile*, Fasc. 500-45 (dernière mise à jour le 2 Janvier 2020), n° 108 参照。

²⁹ なお、「裁判利用者ポータル」を通じた通知、呼出しまたは受領書の電子的方法による伝達の技術的使用に関する2019年5月6日の司法大臣令を改正する2020年2月18日の司法大臣令5条は、当事者が自らの事件の記録に電子的にアクセスするための要件等について規定している。

³⁰ Dupuy 副所長インタビューにおいても、訴訟事件においては第三者による閲覧は認められない、とのことであった。

もっとも、申立て等の手続行為文書及び証人尋問調書等の調書については、終局判決後は公的性格を認められ、民訴法1440条により、第三者も交付を求めることができる、との指摘もみられる（BAILLY, *précit.*, n° 50）。

第3章 DV 事案における保護命令に関する特則

I. 制度の概要

「保護命令」(ordonnance de protection)の制度は、パートナー(カップル; couple)間における暴力への対応として 2010 年の法律³¹によって創設されたものであり、民法 515-9 条から 515-13 条、民訴法 1136-3 条から 1136-15 条までに規定がおかれている³²。

同制度による保護命令は、パートナーまたは以前パートナー関係にあった者³³の暴力により、その被害者または子に危険が及ぶ場合において、家事事件裁判官(juge aux affaires familiales)³⁴が発するものである(民法 515-9 条)³⁵。発令の実体的な要件としては、主張されている暴行の事実及び被害者または子に対する危険を認めるに足る相当の理由があることが要求される(民法 515-11 条 1 項)。保護命令の内容としては、被申立人に対し、申立人等への接近や一定の場所への立入りなど各種の行為の禁止、住居の利用権の設定、親権の行使方法の決定が挙げられ(同条同項 1 号から 7 号)、その効力が継続する期間は、原則として、命令の送達から最長 6 か月までとされるが³⁶、その経過前に、離婚ないし別居の請求または親権の行使に関する請求が係属した場合には、6 か月を超えて延長することができる(民法 515-12 条)。

保護命令の申立ては、2019 年には 4145 件あったとされている³⁷。

II. 保護命令の手続の概略

保護命令の申立ては、申請(requête)の方式により(民訴法 1136-3 条 1 項)、暴力を受けている者またはその同意を得た検察官が行う(民法 515-10 条 1 項)。申請には、当事者の氏名・住

³¹ 女性に向けられた暴力、パートナー間における暴力及び後者の子に対する影響に関する 2010 年 7 月 9 日の法律第 769 号。

³² 同制度に関して司法省が公表しているガイドブック(2020 年 8 月改訂版)として、Guide pratique de l'ordonnance de protection があり、以下では、これを「ガイド」として引用する。

なお、同ガイドは、<http://www.justice.gouv.fr/publications-10047/guides-professionnels-10048/guide-pratique-de-lordonnance-de-protection-nouvelle-edition-33138.html>に掲載されている。

³³ 法律婚夫婦のほか、内縁関係やパクス(PACS(pacte civil de solidarité))を含む広い意味でのパートナーを想定しており、同居関係にあるかどうか、またはかつてあったかどうかは問わない。民法 515-9 条参照。

³⁴ 家事事件裁判官は、かつての婚姻事件裁判官(juge aux affaires matrimoniales)に代えて、1993 年の法律(1993 年 1 月 8 日の法律第 22 号)によって創設されたものであり、各司法裁判所に 1 名ないし数名置かれている(司法組織法典 L213-3 条 1 項参照)。

³⁵ なお、本文で述べた場合のほか、婚姻の強要(mariage forcé: 強制結婚)がされるおそれがある場合にも、保護命令を発することができるものとされており(民法 515-13 条)、その場合の規律もパートナー間暴力の場合と同様であるが、以下では、もっぱらパートナー間暴力の場合を想定して説明する。

³⁶ 具体的な期間は、保護命令において定められ(民訴法 1136-7 条 2 項)、定めがないときは、6 か月となる(同条 3 項)。

³⁷ ガイド 6 頁参照。

所等の一般的な記載事項に加えて、申立ての理由の要旨を記載し、書証を添付しなければならない（民訴法 1136-3 条 2 項）。

前述のように、事件を管轄するのは家事事件裁判官であるが、その土地管轄については特則が設けられておらず、家事事件における通則である民訴法 1070 条の規定によることになる³⁸。それによれば、①家族が住居をともにする場合には、その住居の所在地、②夫婦が別居する場合であって、未成年の子がいる場合、(a)その子の親権を共同で行使する場合には、子とともに居住する親が住居を有する地、(b)一方の親が単独で親権を行使する場合には、その親が住居を有する地、③その他の場合には、申立ての相手方の所在地を管轄する家事事件裁判官が、管轄権を有することとなる³⁹。

申立てがあった場合には、裁判官は遅滞なく期日を指定する命令を発し（同条 3 項）、この命令の写しが申請及び書証の写しとともに当事者双方に送達され（同条 6 項、10 項）、これが当事者に対する呼出しの効力を有するほか（同条 9 項）、検察官による申立てでない場合には、検察官に対して期日の通知がされる（同条 4 項）。

保護命令は、期日指定の命令をした日から最大で 6 日の期間内に発令されなければならないものとされていることから（民法 515-11 条 1 項）⁴⁰、期日はそれまでの間に指定される必要がある。そのため、期日指定命令の相手方への送達は、命令日から 2 日の期間内にされなければならず（民訴法 1136-3 条 7 項）、裁判官は、送達による呼出しから期日までの間に相手方が防御を準備するために十分な時間が経過したかどうかを確認すべきものとされる（民訴法 1136-6 条 4 項）。進行のモデルとしては、申請の日を第 0 日とした場合、第 2 日までに相手方に対する送達を行い、第 3 日、第 4 日の 2 日間の期間を相手方の防御準備のために確保した上で、第 5 日に期日を開催し、第 6 日に保護命令を発令する、というものが想定される⁴¹。

保護命令発令の手続については弁護士強制はないが、当事者は、弁護士の補佐または代理を受けることができる（民訴法 1136-6 条 1 項）⁴²。手続は、口頭で（同条 3 項）、非公開で行われる（同条 2 項）⁴³。期日において、裁判官は当事者双方からの聴取を行うが、当事者の一方が求める場合、または裁判官が相当と認める場合には、相手方当事者を同席させず、個別に聴取することが認められる（同条 6 項。また、民法 515-10 条 2 項も参照）。裁判をするにあたっては、検察官の意見が聴取される（同条 2 項）。

保護命令が発令された場合、同命令は、原則として執行吏送達（signification）の対象となるほか（民訴法 1136-9 条 1 項）、検察官に対して通知される（民法 515-11 条 2 項）。同命令には、

³⁸ この点につき、Anna MATTEOLI, Quelques questions juridiques soulevées par l'application de l'ordonnance de protection par les juges aux affaires familiales, AJ Famille 2017, pp. 222 et s. 参照。

³⁹ この点については、ガイド 15 頁も参照。

⁴⁰ 従来は、「最善の期間内に」（dans les meilleurs délais）発令すべきものとされていたが、2019 年の法律（2019 年 12 月 28 日の法律第 1480 号）により、期間が明確化されたものである。

⁴¹ ガイド 14 頁参照。

⁴² ただし、裁判官は当事者本人の出頭を命じることができる（民訴法 1136-6 条 5 項）。

⁴³ 民訴法 1136-3 条 2 項は、事件は評議室で（en chambre du conseil）審理及び弁論されるものと定めており、これは非公開審理を意味する。民訴法 22 条参照。

原則として（仮の）執行力が生じ（民訴法 1136-7 条 1 項）、命令に対する違反は、刑事罰の対象となる（刑法 227-4-2 条 1 項）⁴⁴。

保護命令に対しては、送達から 15 日の期間内に控訴することができるほか（民訴法 1136-11 条）⁴⁵、取消しまたは変更の申立てをすることができる（民法 515-12 条、民訴法 1136-12 条）。

III. 申立人の住所の秘匿措置

1. 秘匿措置の概要

家事事件裁判官は、保護命令の一内容として、申立人がその住所（*domicile*）⁴⁶または居所（*résidence*）を秘匿し、その依頼した弁護士または司法裁判所検事の所在地を住所として選定することを許可することができる（民法 511-11 条 1 項 6 号前段）⁴⁷。この秘匿及び住所選定の効果は、申立人が当事者となる他の民事事件の全てに及ぶ（同号前段）。また、家事事件裁判官は、申立人の日常生活上の必要を考慮して、住所の秘匿及び適格性のある法人⁴⁸の所在地を住所として選定することを許可することもできる（民法 515-11 条 1 項 6 号の 2）⁴⁹。

申立人が上記規定による住所等の秘匿を求める場合には、保護命令の申請書に自己の住所を記載することを要しない（民訴法 1136-5 条 1 項）。この場合には、申立人は、自己の住所として弁護士または検察官の住所を選定した旨を申請書に記載するとともに、当該弁護士または検察官に対して、住所を知らせる（同項）。住所を知らされた弁護士または検察官は、これを遅滞なく裁判官に通知しなければならない（同条 2 項前段）。手続上の必要から申立人の住所を知った者は、これを相手方またはその代理人に知らせてはならないものとされる（同項後段）。申立ての時点

⁴⁴ そのため、保護命令の送達に際しては、関連する刑法の規定等を記載すべきものとされる（民訴法 1136-9 条 2 項）。

⁴⁵ なお、民訴法 1136-11 条は、「保護命令」に対して控訴をすることができると定めるが、申立てを棄却する裁判に対しても、控訴は可能とする趣旨のようである（Dupuy 副所長インタビュー）。

⁴⁶ 民事における住所（*domicile*）の概念については、民法 102 条 1 項に定義があり、「人がその生活の本拠を有する地」とされている。

⁴⁷ Dupuy 副所長インタビューによれば、多くの場合には、申立人が従来の住所に引き続き居住しており、相手方も当然に申立人の所在を知っているため、住所の秘匿が求められる事件はどちらかといえば少数である一方、現に秘匿の申立てがある事件においては、通常は秘匿が認められる、とのことであった。

なお、2016 年の数字として、同年になされた約 3100 件の申立てのうち、11%において審判手続との関係での申立人の住所秘匿が申し立てられており、9%において日常生活上の必要のための住所秘匿が申し立てられていた、との紹介がある。Maud GUILLONNEAU, Les décisions d'ordonnance de protection prononcées en 2016, Infostat Justice n° 171 (2019), p. 4 参照（http://www.justice.gouv.fr/art_pix/stat_Infostat_171.pdf に掲載）。

⁴⁸ 適格性のある法人としては、例えばパートナー間暴力防止の活動をしている団体などが想定される。ガイド 45 頁参照。

⁴⁹ 民法 511-11 条 1 項 6 号は、裁判手続との関係での住所の秘匿等を定め、6 号の 2 は、裁判手続外の日常生活の関係での住所の秘匿等を定めるもののようである。Laurence MAUGER-VIELPEAU, Mesures de protection des victimes de violences. – Ordonnance de protection, in : *JurisClasseur Divorce*, Fasc. 700-30 (dernière mise à jour le 10 Décembre 2020), n° 28 参照。また、Dupuy 副所長インタビューも同旨。

では、当然のことながら、なお秘匿許可の裁判はされていないわけであるが、以上の規律の結果、秘匿を求める申立てを排斥する裁判がされるまでの間は⁵⁰、暫定的に、申立人の住所を秘匿した形で保護命令発令までの手続が行われることとなる。したがって、期日指定命令の送達等においても、申立人の真の住所が示されない形での手続進行が想定される。

この場合の申請書における申立人住所の記載に関しては、ひな形として、下記のようなものが示されている⁵¹。

保護命令発令を求める家事事件裁判官への申請 (中略) あなたの住所氏名 (中略) ☐ あなたの住所を相手方に知らせてもよい場合には、左のボックスにチェックしてください。 あなたの住所: _____ 郵便番号 _ _ _ _ 市町村: _____ 国: _____ ☐ 安全上の理由から、あなたの住所を相手方に知らせないよう希望する場合には、左のボックスにチェックしてください。 裁判所からの連絡を可能とするために、あなたは、次から選択して、住所を選定しなければなりません。 ➤ あなたを補佐または代理する弁護士の所在場所(どのようにして弁護士の援助を得たらよいかに ついては、添付のお知らせをご覧ください) 弁護士の氏名と連絡先を記載してください: _____ ➤ 共和国検事 気付(この申請を提出する裁判所の住所を記載してください) _____ (後略)

2. 秘匿の限界

(1) 秘匿の許可が認められなかった場合

以上に対して、秘匿の許可が認められなかった場合には、申立人が住所として選定した弁護士または検察官は、相手方の求めにより、申立人の住所を遅滞なく知らせなければならない(民訴法 1136-8 条 2 項)。

(2) 裁判の執行のために申立人の住所が必要となる場合

さらに、秘匿の許可が認められた場合であっても、裁判の執行のために必要な場合には、当該執行を担当する執行吏に対しては、申立人の住所が知らされるべきものとされる(民法 515-11

⁵⁰ この申立てが排斥された場合の取扱いについては、後述 2 (1) 参照。

⁵¹ ガイド 35 頁以下参照。

条 1 項 6 号後段、民訴法 1136-8 条 2 項)。この場合、当該執行吏は、その委任者に対して申立人の住所を伝えてはならない(民法 515-11 条 1 項 6 号後段)。これは、申立人の住所秘匿の必要性和、裁判所の裁判の執行の必要性和を調整するための規律とされる⁵²。すなわち、ここで「委任者(mandant)」とは、当該執行吏に対して強制執行の実施を委任した者、言い換えれば執行債権者を指すと考えられ、これに対して住所を伝えてはならないというのであるから、ここで想定されているのは、保護命令の相手方当事者が、住所の秘匿が認められた保護命令申立人に対して、秘匿の効果が及ぶ裁判手続で債務名義を取得し、保護命令申立人を執行債務者として強制執行を行う場合であると考えられる⁵³。なお、フランスにおいては、執行吏について自由選択制がとられているため、債権者が委任した執行吏が、その土地管轄⁵⁴の範囲内で、強制執行に関する職務を行うこととなる⁵⁵。

逆に、例えば保護命令の申立人が秘匿措置の対象となる手続で相手方に対して債務名義を取得し、相手方の第三債務者に対する債権を差し押さえて強制執行を行う場合、差押えは執行吏証書(acte d'huissier)を第三債務者に執行吏送達する方法で行うこととなるが(民事執行法第 R211-11 条 1 項参照⁵⁶)、執行吏証書には、申請人が自然人である場合、その氏名、住所等を記載しなければならない(民訴法 648 条 2 号)。この規律については特段の例外は定められていな

⁵² Éric BAZIN, *Répertoire de procédure civile*, v° Violence familiales (avril 2019), n° 110

⁵³ 債務者の住所が強制執行のために必要であるとは具体的にどのような場合を意味するのかについては、必ずしも明瞭でないが、執行対象財産の把握のために住所が必要と考えられる場合が含まれる可能性があるように思われる。この点に関連して、民事執行法 L152-1 条は、執行対象財産に関する執行吏の情報収集権限の対象として、債務者の住所に関する情報を規定していることが参考になる。この規定の制定前から、実務上債務者の使用者に対して債務者の住所の開示を求める申立てが認められていたことにつき、山本和彦「強制執行手続における債権者の保護と債務者の保護」同『倒産法制の現代的課題』415 頁(有斐閣、2014、初出 2002)参照。また、フランスにおいては、債務者による財産開示手続は存在しないが、執行吏による第三者からの情報取得手続が整備されていることにつき、同「フランス法からみた金銭執行の実効性確保」三木浩一編『金銭執行の実務と課題』124 頁以下(青林書院、2013)、小柳茂秀『財産開示の実務と理論』299 頁以下(日本加除出版、2013)など参照。

⁵⁴ 執行吏の土地管轄は、原則としてその執行吏の所在地を管轄する控訴院の管轄区域内に及ぶものとされる。執行吏の地位に関する 1945 年 11 月 2 日のオルドナンス第 2 号の適用について定める 1956 年 2 月 29 日のデクレ第 222 号 5 条参照。なお、この規定は、司法吏(commisnaire de justice)の地位に関する 2016 年 6 月 2 日のオルドナンス第 728 号が完全施行されるのに伴い、2022 年 6 月 1 日をもって廃止される予定であるが、それ以後施行が予定されている同オルドナンス 2 条 1 項も、同内容の定めとなっている。

債権者としては、住所秘匿が認められている保護命令申立人の代替住所地(代理人弁護士または検察官の所在地)を管轄する執行吏に強制執行を委任し、当該執行吏が、必要があれば債務者の真の住所の開示を受けて、強制執行を実施することになるものと推測される。もっとも、例外的とは思われるが、保護命令申立人の真の住所が代替住所地を管轄する控訴院の管轄区域外である場合の取扱いについては、明らかでない。

⁵⁵ この点については、山本和彦「執行官制度の比較法的検討」同・前掲(注 53) 469 頁参照。

⁵⁶ 民事執行法典については、法務資料 466 号(2018)に日本語訳がある。また、フランスにおける債権執行の概略につき、山本和彦「フランス民事執行法典——概説」同前 16-17 頁参照。

いようであり⁵⁷、債権執行における第三債務者との関係では、住所の秘匿は認められないものと考えられる⁵⁸。

（３）供述書の記載事項

なお、暴力行為の立証のために、書証として、近親者の供述書（*attestation*）を申請に添付することが考えられるが⁵⁹、こうした供述書には、一般に、供述書の作成者の氏名、生年月日、居住地（*demeure*）⁶⁰を記載しなければならないものとされており（民訴法 202 条 2 項）⁶¹、保護命令事件の場合にも、特段の例外規定は設けられていない⁶²。したがって、例えば供述者の住所の記載から申立人の住所を推知できるような場合でも、これを相手方に秘匿するような取扱いとは認められないようである⁶³。

⁵⁷ 申立人が代替住所を利用できる手続は、民事の「審判手続」（*instance*）とされており（民法 515・11 条 1 項 6 号）、強制執行の手続はこれに含まれないものと解される。

⁵⁸ Dupuy 副所長インタビューも同旨。

もっとも、Dupuy 副所長インタビューによれば、申立人側の債権の典型として考えられる扶養料の場合、家族手当基金（*Caisse d'allocation familiale*）による立替払いや取立て援助の制度があるため（社会保障法典 L581・1 条以下参照）、通常は、債権執行によることなく、したがって相手方にその住所等を知られることもなく、支払を受けることが可能である、とのことであった。

⁵⁹ ガイド 12 頁参照。

なお、第 2 章Ⅲで述べたように、証言を証拠とする方法としては証人尋問の方法もあるが、保護命令の実務においては、もっぱら供述書が利用されているとのことであった（Dupuy 副所長インタビュー）。

⁶⁰ 居住地（*demeure*）とは、自然人の場合には、住所（*domicile*）または住所がない場合には居所（*résidence*）を指す。民訴法 43 条参照。

⁶¹ この点については、前述第 2 章Ⅲも参照。

⁶² ガイド 12 頁では、供述書の書式を紹介しているが、そこで紹介されている書式（内容については、https://www.formulaires.service-public.fr/gf/cerfa_11527.do に掲載されている）においても、供述者の氏名・住所等を記載すべきものとされており、住所の秘匿等の可能性は想定されていない。

⁶³ 例えば供述書の作成者が申立人と同居しており、作成者の住所を記載し、それが相手方に示されると相手方に申立人の住所が判明するような場合であっても、供述書作成者の住所を相手方に秘匿できるわけではない、とのことであった（Dupuy 副所長インタビュー。相手方当事者の手続保障の観点から、そうした取扱いは認められないこともやむを得ない、とする）。

なお、申立人側で用意する供述書等の書面に関していえば、必要的記載事項とされていない事項に関する限り、供述内容において申立人の住所を推知させるような情報に言及しないよう配慮することは、可能と考えられる。前述第 2 章Ⅲも参照。

IV. 現在の規律をめぐる評価等

こうした住所の秘匿に関する規律をめぐっては、課題として、DV 被害者が新たな住居を見つけることの経済的な困難さなどのほか⁶⁴、その効力が原則として6か月に限られている点で、実効性に限界があることを指摘するものが見られる⁶⁵。

また、供述書の作成者の氏名、住所等を秘匿することが許されないこととの関係では、被申立人からの報復や近隣関係の悪化などを懸念して、証言を得ることが難しいという問題点が存在する、との指摘があった⁶⁶。

第4章 おわりに

以上でみてきた通り、フランスにおいては、原告の氏名の秘匿を可能とする規定等は見当たらず、また、証人等の氏名、住所等を秘匿するための規定も整備されていないように見受けられる。DV 事案における保護命令との関係では、例外的に、原告の住所等の秘匿が認められているものの、総じていえば、原告の氏名や住所の秘匿の可能性については、慎重な態度がとられているものといえよう。

⁶⁴ MAUGER-VIELPEAU, *supra* (note 49), n° 28 参照。

⁶⁵ BAZIN, *supra* (note 52), n° 110 参照。

ただし、Dupuy 副所長インタビューによれば、措置の期間が経過したからといって秘匿されていた住所が相手方当事者に開示されるわけではない、とのことであった。

⁶⁶ Dupuy 副所長インタビュー。

第5章 資料（主要関連条文）

I. 司法組織法典

Partie législative LIVRE Ier : DISPOSITIONS COMMUNES AUX JURIDICTIONS JUDICIAIRES TITRE Ier : PRINCIPES GÉNÉRAUX Chapitre unique ... Article L111-13 Sous réserve des dispositions particulières qui régissent l'accès aux décisions de justice et leur publicité, les décisions rendues par les juridictions judiciaires sont mises à la disposition du public à titre gratuit sous forme électronique. Les nom et prénoms des personnes physiques mentionnées dans la décision, lorsqu'elles sont parties ou tiers, sont occultés préalablement à la mise à la disposition du public. Lorsque sa divulgation est de nature à porter atteinte à la sécurité ou au respect de la vie privée de ces personnes ou de leur entourage, est également occulté tout élément permettant d'identifier les parties, les tiers, les magistrats et les membres du greffe. Les données d'identité des magistrats et des membres du greffe ne peuvent faire l'objet d'une réutilisation ayant pour objet ou pour effet d'évaluer, d'analyser, de comparer ou de prédire leurs pratiques professionnelles réelles ou supposées. La violation de cette interdiction est punie des peines prévues aux articles 226-18, 226-24 et 226-31 du code pénal, sans préjudice des mesures et sanctions prévues par la loi n° 78-17 du 6 janvier 1978 relative à l'informatique, aux fichiers et aux libertés. Les articles L. 321-1 à L. 326-1 du code des relations entre le public et l'administration sont également applicables à la réutilisation des informations publiques figurant dans ces décisions.	法律部 第1巻 司法裁判所の通則規定 第1編 一般原則 単独章 第L111-13条 裁判所の裁判へのアクセス及びその公開に関し特段の定めがある場合を除き、司法裁判所のした裁判は、電子的な方法により、無償で公衆の閲覧に供される。 裁判に記載された自然人の氏名は、当事者であるか第三者であるかにかかわらず、公衆の閲覧に供される前に匿名化される。当事者、第三者、裁判官及び書記課の職員の特定を可能にするあらゆる情報は、その開示がこれらの者又はその近親者の安全又は私生活の尊重を害するものと認められるときは、同様に匿名化される。 裁判官及び書記課の職員の同一性に関する情報は、その現実の又は仮定的な職務遂行を評価し、分析し、比較し又は予測する目的で、又はこれらを可能とする態様で利用することができない。この禁止の違反は、情報処理、情報ファイル及び自由に関する1978年1月6日の法律第17号で定める措置及び制裁の対象となるほか、刑法第226-18条、第226-24条及び第226-31条で定める刑事罰の対象となる。 （以下略）
--	--

Un décret en Conseil d'Etat fixe, pour les décisions de premier ressort, d'appel ou de cassation, les conditions d'application du présent article.	
Article L111-14 Les tiers peuvent se faire délivrer copie des décisions de justice par le greffe de la juridiction concernée conformément aux règles applicables en matière civile ou pénale et sous réserve des demandes abusives, en particulier par leur nombre ou par leur caractère répétitif ou systématique. Les éléments permettant d'identifier les personnes physiques mentionnées dans la décision, lorsqu'elles sont parties ou tiers, sont occultés si leur divulgation est de nature à porter atteinte à la sécurité ou au respect de la vie privée de ces personnes ou de leur entourage. Un décret en Conseil d'Etat fixe, pour les décisions de premier ressort, d'appel ou de cassation, les conditions d'application du présent article.	第 L111-14 条 第三者は、特にその数量、反復性又は組織性の点で濫用的な申立てである場合を除き、民事又は刑事事件に適用のある規律に従い、裁判所書記から裁判の写しの交付を受けることができる。 裁判に記載された自然人の特定を可能とする情報は、それが当事者であるか第三者であるかにかかわらず、その開示がこれらの者又はその近親者の安全又は私生活の尊重を害するものと認められるときは、匿名化される。 (以下略)
Partie réglementaire LIVRE IER : DISPOSITIONS COMMUNES AUX JURIDICTIONS JUDICIAIRES TITRE IER : PRINCIPES GENERAUX ... Chapitre III : La mise à disposition du public des décisions de justice sous forme électronique Article R111-10 La Cour de cassation est responsable de la mise à la disposition du public, sous forme électronique, des décisions de justice rendues par les juridictions judiciaires, dans les conditions définies à l'article L. 111-13 ainsi qu'au présent chapitre et à l'article R. 433-3. Les décisions sont mises à la disposition du public dans un délai de six mois à compter de leur mise à disposition au greffe de la juridiction. Article R111-11	規則部 第 1 卷 司法裁判所に共通の規定 第 1 編 一般原則 第 3 章 裁判所の裁判の電子的方法による公衆への提供 第 R111-10 条 破毀院は、第 L111-13 条、本章及び第 R111-13 条に定める要件に従い、司法裁判所のした裁判を電子的方法により公衆の閲覧に供する責任を負う。 裁判は、その裁判所の書記課に交付されてから 6 か月の期間内に、公衆の閲覧に供される。 第 R111-11 条

Les décisions mentionnées à l'article R. 111-10 sont les décisions rendues publiquement et accessibles à toute personne sans autorisation préalable. Toutefois, une décision dont la communication à des tiers est soumise à autorisation préalable peut être mise à la disposition du public lorsqu'elle présente un intérêt particulier. Lorsqu'elle est rendue par une juridiction du fond, la décision est communiquée à la Cour de cassation par le président de la juridiction dans les conditions fixées par un arrêté du ministre de la justice. Lorsque la loi ou le règlement prévoit que la délivrance d'une copie peut n'être accordée qu'après occultation de tout ou partie des motifs de la décision, celle-ci est mise à la disposition du public dans les mêmes conditions. Lorsque la loi ou le règlement prévoit que seul un extrait de la décision est public ou accessible à toute personne sans autorisation préalable, seul cet extrait est mis à la disposition du public.	第 R111-10 条に定める裁判は、公開でされ、事前の許可なく何人もアクセスできる裁判を指す。 しかしながら、第三者への伝達が事前の許可に服する裁判であっても、特別の利益が認められる場合には、公衆の閲覧に供することができる。その裁判が事実審裁判所のしたものであるときは、その裁判所の長が、司法大臣令の定める要件に従い、その裁判を破毀院に伝達する。 法令により裁判の全部又は一部を匿名化してからでなければ写しの交付ができないものとされているときは、公衆の閲覧についても同様とする。 法令により裁判の一部のみが公開され、又は事前の許可を得ていない者の利用に供することができるものとされているときは、当該一部のみが公衆の閲覧に供される。
Article R111-12 Dans le cas où, malgré l'occultation des nom et prénoms prévue par le deuxième alinéa de l'article L. 111-13, la mise à disposition de la décision est de nature à porter atteinte à la sécurité ou au respect de la vie privée des personnes physiques mentionnées au jugement ou de leur entourage, la décision d'occulter tout autre élément d'identification est prise par le président de la formation de jugement ou le magistrat ayant rendu la décision en cause lorsque l'occultation concerne une partie ou un tiers. Lorsque l'occultation concerne un magistrat ou un membre du greffe, la décision est prise par le président de la juridiction concernée.	第 R111-12 条 第 L111-13 条第 2 項に定める氏名の匿名化をしたにもかかわらず、裁判を閲覧に供することが判決に記載された自然人又はその近親者の安全又は私生活の尊重を害するものと認められる場合において、匿名化が当事者又は第三者に係るときは、その判決をした裁判体の長又はその裁判をした裁判官が、特定を可能とする情報の匿名化を決定する。 匿名化が裁判官または書記課の職員に係るときは、当該裁判所の長が裁判する。
Article R111-13 Toute personne intéressée peut introduire, à tout moment, devant un magistrat de la Cour de cassation désigné par le premier président, une demande	第 R111-13 条 あらゆる利害関係人は、何時にても、院長が指定する破毀院の裁判官に対し、第 R111-12 条の決定の対象となった特定可能情報の匿名化又は匿名化

d'occultation ou de levée d'occultation des éléments d'identification ayant fait l'objet de la décision mentionnée à l'article R. 111-12. Il n'est pas fait droit aux demandes abusives, notamment par leur nombre ou leur caractère répétitif ou systématique. La décision prise en application du premier alinéa peut faire l'objet d'un recours devant le premier président de la Cour de cassation dans les deux mois suivant sa notification. Le premier président ou le président de chambre qui le supplée statue par ordonnance.	の取消しを申し立てることができる。 特にその数量、反復性又は組織性の点で濫用的な申立ては、認められない。 第 1 項の適用による裁判は、その送達から 2 か月の期間内に、破毀院院長に対する不服申立てをすることができる。院長又はその権限を代行する部長は、命令によって裁判する。
---	--

II. 執行裁判官の創設及び民事訴訟の改革に関する 1972 年 7 月 5 日の法律第 626 号

Titre III bis : De la publication des débats et des jugements en matière civile. Article 11-1 Les débats sont publics. Sans préjudice de l'application des autres dispositions législatives, et sauf devant la Cour de cassation, ils ont toutefois lieu en chambre du conseil : 1° En matière gracieuse ; 2° Dans les matières relatives à l'état et à la capacité des personnes déterminées par décret ; 3° Dans les matières intéressant la vie privée déterminées par décret ; 4° Dans les matières mettant en cause le secret des affaires dans les conditions prévues au 3° de l'article L. 153-1 du code de commerce. Le juge peut en outre décider que les débats auront lieu ou se poursuivront en chambre du conseil s'il doit résulter de leur publicité une atteinte à l'intimité de la vie privée, ou si toutes les parties le demandent, ou s'il survient des désordres de nature à troubler la sérénité de la justice. Article 11-2 Les jugements sont prononcés publiquement. Sans préjudice de l'application des autres dispositions	第 3 編の 2 民事事件における弁論及び判決の公開 第 11-1 条 弁論は公開される。 法律に別段の定めがある場合及び破毀院における場合を除き、弁論は、次の各号に掲げる場合には、評議室で行う。 1 非訟事件 2 デクレで定める人の身分及び能力に関する事件 3 デクレで定める私生活に関わる事件 4 商法第 L.153-1 条で定める要件に従い営業秘密が争われる事件 前項に定める場合のほか、裁判官は、公開により私生活の秘密を害するものと認められる場合、すべての当事者の申立てがある場合又は司法の円滑を損なう混乱を惹起する場合には、弁論を評議室で行い、又は続行する旨を決定することができる。 第 11-2 条 判決は、公開で言い渡される。 法律に別段の定めがある場合及び破毀院における
---	---

législatives, et sauf devant la Cour de Cassation, ils ne sont toutefois pas prononcés publiquement : 1° En matière gracieuse ; 2° Dans les matières relatives à l'état et à la capacité des personnes déterminées par décret ; 3° Dans les matières intéressant la vie privée déterminées par décret ; 4° Dans les matières mettant en cause le secret des affaires dans les conditions prévues au 3° de l'article L. 153-1 du code de commerce. Article 11-3 Les tiers sont en droit de se faire délivrer copie des jugements prononcés publiquement.	場合を除き、判決は、次の各号に掲げる場合には、公開での言渡しをしない。 1 非訟事件 2 デクレで定める人の身分及び能力に関する事件 3 デクレで定める私生活に関わる事件 4 商法第L.153-1条で定める要件に従い営業秘密が争われる事件 第 11-3 条 第三者は、公開で言い渡された判決の写しの交付を求める権利を有する。
--	---

Ⅲ. 民事訴訟法典

Livre Ier : Dispositions communes à toutes les juridictions Titre Ier : Dispositions liminaires. ... Chapitre II : Les règles propres à la matière gracieuse. ... Article 29 Un tiers peut être autorisé par le juge à consulter le dossier de l'affaire et à s'en faire délivrer copie, s'il justifie d'un intérêt légitime. Titre IV : La demande en justice. Chapitre Ier : La demande initiale. Section I : La demande en matière contentieuse. ... Article 54 La demande initiale est formée par assignation ou par requête remise ou adressée au greffe de la juridiction. La requête peut être formée conjointement par les parties. Lorsqu'elle est formée par voie électronique, la demande comporte également, à peine de nullité, les	第 1 卷 全ての裁判所に共通の規定 第 1 編 冒頭規定 第 2 章 非訟事件に関する特則 第 29 条 第三者は、正当な利益を有すると認められるときは、裁判官の許可により、事件記録を閲覧し、その写しの交付を受けることができる。 第 4 編 裁判上の請求 第 1 章 手続を開始させる請求 第 1 節 訴訟事件における請求 第 54 条 手続を開始させる請求は、呼出し又は裁判所書記課に提出若しくは送付される申請によってする。申請は、当事者双方が共同してすることができる。 請求が電子的方法でされる場合には、請求には、原告が電子化に同意する場合には原告の、そうで
--	---

adresse électronique et numéro de téléphone mobile du demandeur lorsqu'il consent à la dématérialisation ou de son avocat. Elle peut comporter l'adresse électronique et le numéro de téléphone du défendeur. A peine de nullité, la demande initiale mentionne : 1° L'indication de la juridiction devant laquelle la demande est portée ; 2° L'objet de la demande ; 3° a) Pour les personnes physiques, les nom, prénoms, profession, domicile, nationalité, date et lieu de naissance de chacun des demandeurs ; b) Pour les personnes morales, leur forme, leur dénomination, leur siège social et l'organe qui les représente légalement ; 4° Le cas échéant, les mentions relatives à la désignation des immeubles exigées pour la publication au fichier immobilier ; 5° Lorsqu'elle doit être précédée d'une tentative de conciliation, de médiation ou de procédure participative, les diligences entreprises en vue d'une résolution amiable du litige ou la justification de la dispense d'une telle tentative ; 6° L'indication des modalités de comparution devant la juridiction et la précision que, faute pour le défendeur de comparaître, il s'expose à ce qu'un jugement soit rendu contre lui sur les seuls éléments fournis par son adversaire. Article 57 Lorsqu'elle est formée par le demandeur, la requête saisit la juridiction sans que son adversaire en ait été préalablement informé. Lorsqu'elle est remise ou adressée conjointement par les parties, elle soumet au juge leurs prétentions respectives, les points sur lesquels elles sont en désaccord ainsi que leurs moyens respectifs. Elle contient, outre les mentions énoncées à l'article	ない場合にはその弁護士の電子メールアドレス及び携帯電話番号を記載する。これらの記載を欠く場合には、請求は無効となる。請求には、被告の電子メールアドレス及び電話番号を記載することもできる。 手続を開始させる請求には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない、これを欠く場合には、請求は無効となる。 1 請求が提出される裁判所の表示 2 請求の目的 3(a) 自然人の場合には、各原告の氏名、職業、住所、国籍、生年月日及び出生地 (b) 法人の場合には、その形態、名称、本店所在地及び法人を法律上代表する機関 (以下略) 第 57 条 申請は、原告によってされる場合には、相手方に対する事前の通知なく裁判所に事件を係属させる。申請が当事者双方共同で提出又は送付される場合には、各当事者相互の主張、当事者間に争いのある点及び相互の攻撃防御方法を記載する。 申請は、第 54 条で定める事項のほか、次に掲げる
---	---

54, également à peine de nullité : -lorsqu'elle est formée par une seule partie, l'indication des nom, prénoms et domicile de la personne contre laquelle la demande est formée ou s'il s'agit d'une personne morale, de sa dénomination et de son siège social ; -dans tous les cas, l'indication des pièces sur lesquelles la demande est fondée. Elle est datée et signée. Titre VII : L'administration judiciaire de la preuve. Sous-titre II : Les mesures d'instruction. Chapitre IV : Les déclarations des tiers. Article 199 Lorsque la preuve testimoniale est admissible, le juge peut recevoir des tiers les déclarations de nature à l'éclairer sur les faits litigieux dont ils ont personnellement connaissance. Ces déclarations sont faites par attestations ou recueillies par voie d'enquête selon qu'elles sont écrites ou orales. Section I : Les attestations. Article 200 Les attestations sont produites par les parties ou à la demande du juge. Le juge communique aux parties celles qui lui sont directement adressées. Article 201 Les attestations doivent être établies par des personnes qui remplissent les conditions requises pour être entendues comme témoins. Article 202 L'attestation contient la relation des faits auxquels son auteur a assisté ou qu'il a personnellement constatés. Elle mentionne les nom, prénoms, date et lieu de naissance, demeure et profession de son auteur ainsi	事項を記載しなければならず、これを欠く場合には、無効となる。 －申請が当事者の一方によってされる場合には、請求の相手方とされる者の氏名及び住所の表示又は法人の場合その名称および本店所在地 －いずれの場合においても、請求の基礎となる書証の表示 申請は、日付を記載し、署名される。 第 7 編 裁判上の証明の手續 第 2 小編 証拠調べ 第 4 章 第三者の陳述 第 199 条 証言証拠が認められる場合には、裁判官は、第三者から、その者が個人的に知る係争事実について、その解明に資する陳述を得ることができる。この陳述は、書面によるか口頭によるかに応じ、供述書によってされ、又は証人尋問の方法で収集される。 第 1 節 供述書 第 200 条 供述書は、当事者により又は裁判所の命令により提出される。 裁判官に直接提出された供述書は、裁判官から当事者に伝達される。 第 201 条 供述書は、証人として聴取を受けるための要件を満たす者によって作成されなければならない。 第 202 条 供述書は、作成者が目撃し、又は自ら確認した事実についての報告を記載する。 供述書には、作成者の氏名、生年月日及び出生地及び居住地並びに必要な場合には当事者との血族
---	--

que, s'il y a lieu, son lien de parenté ou d'alliance avec les parties, de subordination à leur égard, de collaboration ou de communauté d'intérêts avec elles. Elle indique en outre qu'elle est établie en vue de sa production en justice et que son auteur a connaissance qu'une fausse attestation de sa part l'expose à des sanctions pénales. L'attestation est écrite, datée et signée de la main de son auteur. Celui-ci doit lui annexer, en original ou en photocopie, tout document officiel justifiant de son identité et comportant sa signature.	又は姻族関係、被用関係、協力又は利害共同関係を記載する。 供述書には、前項に掲げる事項のほか、同書面が裁判所への提出のために作成され、作成者はその虚偽の供述が刑事罰の対象となることを了知している旨を記載する。 供述書は、書面によって作成され、日付を付され、作成者によって署名される。供述書には、作成者の自署のある公的な身分証明書の原本又は写しを添付しなければならない。
Article 203 Le juge peut toujours procéder par voie d'enquête à l'audition de l'auteur d'une attestation.	第 203 条 裁判官は、何時でも、証人尋問の方法により、供述書作成者の聴取を行うことができる。
Section II : L'enquête. Sous-section I : Dispositions générales. ...	第 2 節 証人尋問 第 1 款 一般規定
Article 210 Les témoins déclarent leurs nom, prénoms, date et lieu de naissance, demeure et profession ainsi que, s'il y a lieu, leur lien de parenté ou d'alliance avec les parties, de subordination à leur égard, de collaboration ou de communauté d'intérêts avec elles. ...	第 210 条 証人は、その氏名、生年月日、出生地、居住地及び職業並びに必要な場合には当事者との血族又は姻族関係、被用関係、協力又は利害共同関係を陳述する。
Sous-section II : L'enquête ordinaire. ...	第 2 款 通常尋問
Paragraphe 2 : Désignation des témoins. Article 223 Il incombe à la partie qui demande une enquête d'indiquer les nom, prénoms et demeure des personnes dont elle sollicite l'audition. La même charge incombe aux adversaires qui demandent l'audition de témoins sur les faits dont la partie prétend rapporter la preuve. La décision qui prescrit l'enquête énonce les nom, prénoms et demeure des personnes à entendre.	証人の指定 第 223 条 尋問を求める者の氏名及び居住地を特定することは、証人尋問を申請する当事者の責任である。 証人尋問を申請する当事者が立証しようとする事実について、他の証人の尋問を申請する相手方当事者も、同様の責任を負う。 証人尋問を命じる裁判には、聴取すべき者の氏名及び居住地を記載する。
Article 224	第 224 条

Si les parties sont dans l'impossibilité d'indiquer d'emblée les personnes à entendre, le juge peut néanmoins les autoriser soit à se présenter sans autres formalités à l'enquête avec les témoins qu'elles désirent faire entendre, soit à faire connaître au greffe de la juridiction, dans le délai qu'il fixe, les nom, prénoms et demeure des personnes dont elles sollicitent l'audition. Lorsque l'enquête est ordonnée d'office, le juge, s'il ne peut indiquer dans sa décision le nom des témoins à entendre, enjoint aux parties de procéder comme il est dit à l'alinéa précédent.	当事者が聴取対象者を直ちに特定できない場合には、裁判官は、聴取を希望する証人を尋問に同伴する方法又は裁判官が定める期間内に裁判所書記課に聴取を求める者の氏名及び居住地を届け出る方法のいずれかによることを許可することができる。証人尋問が職権で命じられる場合において、裁判官が聴取すべき証人の氏名を特定できない場合には、裁判官は、前段に定める方法によることを当事者に命じる。
Titre XIV : Le jugement.	第 14 編 判決
Chapitre Ier : Dispositions générales.	第 1 章 一般規定
Section I : Les débats, le délibéré et le jugement.	第 1 節 弁論、評議及び判決
...	
Sous-section III : Le jugement.	第 3 款 判決
...	
Article 451	第 451 条
Les décisions contentieuses sont prononcées en audience publique et les décisions gracieuses hors la présence du public, le tout sous réserve des dispositions particulières à certaines matières.	個別の事件につき特段の定めがある場合を除き、訴訟事件の裁判は公開の期日で言い渡され、非訟事件の裁判は非公開で言い渡される。
La mise à disposition au greffe obéit aux mêmes règles de publicité.	公開に関する規律は、裁判の書記課への寄託にも適用される。
...	
Article 454	第 454 条
Le jugement est rendu au nom du peuple français.	判決は、フランス人民の名において下される。
Il contient l'indication :	判決には、次に掲げる事項を記載する。
-de la juridiction dont il émane ;	－ 判決をした裁判所
-du nom des juges qui en ont délibéré ;	－ 評議をした裁判官の氏名
-de sa date ;	－ 判決日
-du nom du représentant du ministère public s'il a assisté aux débats ;	－ 弁論に検察官が出席した場合には、その氏名
-du nom du greffier ;	
-des nom, prénoms ou dénomination des parties ainsi que de leur domicile ou siège social ;	－ 書記の氏名 － 当事者の氏名又は名称及び住所又は本店所在地
-le cas échéant, du nom des avocats ou de toute personne ayant représenté ou assisté les parties ;	－ 当事者を代理又は補佐した弁護士その他の者がいる場合には、その氏名
-en matière gracieuse, du nom des personnes	

auxquelles il doit être notifié. Article 455 Le jugement doit exposer succinctement les prétentions respectives des parties et leurs moyens. Cet exposé peut revêtir la forme d'un visa des conclusions des parties avec l'indication de leur date. Le jugement doit être motivé. Il énonce la décision sous forme de dispositif. Article 456 Le jugement peut être établi sur support papier ou électronique. Il est signé par le président et par le greffier. En cas d'empêchement du président, mention en est faite sur la minute, qui est signée par l'un des juges qui en ont délibéré. Lorsque le jugement est établi sur support électronique, les procédés utilisés doivent en garantir l'intégrité et la conservation. Le jugement établi sur support électronique est signé au moyen d'un procédé de signature électronique qualifiée répondant aux exigences du décret n° 2017-1416 du 28 septembre 2017 relatif à la signature électronique. Les modalités d'application du présent article sont précisées par arrêté du garde des sceaux, ministre de la justice. Titre XVII : Délais, actes d'huissier de justice et notifications. Chapitre II : La forme des actes d'huissier de justice. Article 648 Tout acte d'huissier de justice indique, indépendamment des mentions prescrites par ailleurs : 1. Sa date ; 2. a) Si le requérant est une personne physique : ses nom, prénoms, profession, domicile, nationalité, date et lieu de naissance ; b) Si le requérant est une personne morale : sa forme, sa dénomination, son siège social et l'organe qui la	－ 非訟事件においては、判決を送達すべき者の氏名 第 455 条 判決は、当事者相互の主張及び攻撃防御方法を簡潔に記載しなければならない。この記載は、当事者の主張書面をその日付とともに引用する方法で、することができる。判決は、理由を付さなければならない。 判決は、その判断を主文の形式で示す。 第 456 条 判決は、書面又は電子文書で作成する。判決には、裁判長及び書記官が署名する。裁判長に障害があるときは、その旨を原本に記載し、評議に参加した裁判官の 1 名が署名する。 判決が電子文書で作成される場合には、その完全性及び保存を保障する手段が使用されなければならない。電子文書で作成された判決は、電子署名に関する 2017 年 9 月 28 日デクレ第 1416 号に定める要件に従い適格性を有する電子署名手段によって署名する。 本条の適用に係る事項は、司法大臣令で定める。 第 17 編 期間、執行吏の行為（文書）及び送達 第 2 章 執行吏の行為（文書）の方式 第 648 条 全ての執行吏の行為（文書）は、他に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 1 日付 2(a) 申立人が自然人の場合には、その氏名、職業、住所、国籍、生年月日及び出生地 (b) 申立人が法人の場合には、その形態、名称、本店所在地及び法人を法律上代表する機関
--	--

représente légalement.	
3. Les nom, prénoms, demeure et signature de l'huissier de justice ;	3 執行吏の氏名、居住地及び署名
4. Si l'acte doit être signifié, les nom et domicile du destinataire, ou, s'il s'agit d'une personne morale, sa dénomination et son siège social.	4 行為（文書）が執行吏送達されなければならないときは、名宛人の氏及び住所又は法人の場合にはその名称および本店所在地
Ces mentions sont prescrites à peine de nullité.	前項に掲げる事項の記載を欠く場合には、行為（文書）は無効となる。
...	
Chapitre III : La forme des notifications.	送達的方式
...	
Section IV : Règles particulières à la notification des jugements.	第 4 節 判決の送達に関する特則
Article 675	第 675 条
Les jugements sont notifiés par voie de signification à moins que la loi n'en dispose autrement.	判決は、法律に別段の定めがない限り、執行吏送達の方法で送達される。
En matière gracieuse, les jugements sont notifiés par le greffier de la juridiction, par lettre recommandée avec demande d'avis de réception.	非訟事件においては、判決は、裁判所書記により、受領通知請求付書留郵便で送達される。
Article 676	第 676 条
Les jugements peuvent être notifiés par la remise d'une simple expédition.	判決は、単純謄本の交付によって送達することができる。
Article 677	第 677 条
Les jugements sont notifiés aux parties elles-mêmes.	判決は、当事者本人に送達する。
Article 678	第 678 条
Lorsque la représentation est obligatoire, le jugement doit en outre être préalablement porté à la connaissance des représentants des parties :	代理が強制される場合には、判決は、当事者の代理人に対しても、次のいずれかの方法により、予め知らされなければならない。
a) Par remise d'une copie de la décision par le greffe, lorsque le jugement est notifié aux parties à sa diligence ;	(a) 書記によって当事者に対する送達が行われる場合には、書記による裁判の写しの交付
b) Dans la forme des notifications entre avocats dans les autres cas, à peine de nullité de la notification à partie ; mention de l'accomplissement de cette formalité doit être portée dans l'acte de notification destiné à la partie.	(b) その他の場合には、弁護士間送達の方法。これを欠く場合には、当事者に対する送達は無効となる。当事者に対する送達書には、代理人に対する送達を実施した旨が記載されなければならない。
Ces dispositions ne s'appliquent pas si le représentant	前項までの規定は、代理人が死亡し、又はその職

est décédé ou a cessé d'exercer ses fonctions. Dans ce cas, la notification est faite à la partie avec l'indication du décès ou de la cessation de fonctions. Le délai pour exercer le recours part de la notification à la partie elle-même. Article 679 En matière gracieuse, le jugement est notifié aux parties et aux tiers dont les intérêts risquent d'être affectés par la décision, ainsi qu'au ministère public lorsqu'un recours lui est ouvert. Livre II : Dispositions particulières à chaque juridiction. Titre Ier : Dispositions particulières au tribunal judiciaire Sous-titre Ier : Dispositions communes Chapitre Ier : L'introduction de l'instance Article 750 La demande en justice est formée par assignation. Elle peut l'être également par requête lorsque le montant de la demande n'excède pas 5 000 euros en procédure orale ordinaire ou dans certaines matières fixées par la loi ou le règlement. Dans tous les cas, les parties peuvent saisir la juridiction par une requête conjointe. Section II : L'introduction de l'instance par requête Article 756 Dans les cas où la demande peut être formée par requête, la partie la plus diligente saisit le tribunal par la remise au greffe de la requête. Cette requête peut être remise ou adressée ou effectuée par voie électronique dans les conditions prévues par arrêté du garde des sceaux. Lorsque les parties ont soumis leur différend à un conciliateur de justice sans parvenir à un accord, leur requête peut également être transmise au greffe à leur demande par le conciliateur.	務を停止した場合には、適用しない。この場合には、送達は、当事者に対し、代理人の死亡又は職務の停止の記載とともになされる。 不服申立ての期間は、当事者本人に対する送達の時から起算する。 第 679 条 非訟事件においては、判決は、当事者、裁判によってその利益を害されるおそれのある第三者及び検察官が不服申立てをすることができる場合には検察官に対して、送達される。 第 2 巻 各裁判所にかかる特則 第 1 編 司法裁判所にかかる特則 第 1 小編 共通規定 第 1 章 審判手続の開始 第 750 条 裁判上の請求は、呼出しによって定立される。 裁判上の請求は、通常口頭手続において請求の価額が 5000 ユーロを超えない場合又は法律若しくは規則で定める事件においては、申請によってもすることができる。 いずれの場合においても、当事者は、共同申請によって事件を裁判所に係属させることができる。 第 2 節 申請による審判手続の開始 第 756 条 申立てを申請によってすることができるときは、いずれかの当事者が申請を書記課に提出することにより、裁判所に事件が係属する。この申請は、司法大臣令の定める条件に従い、電子的方法によって提出、送付又は実施することができる。 (以下略)
--	---

Article 758 Lorsque la juridiction est saisie par requête, le président du tribunal fixe le lieu, jour et heure de l'audience. Lorsque la requête est signée conjointement par les parties, cette date est fixée par le président du tribunal ; s'il y a lieu il désigne la chambre à laquelle elle est distribuée. Les parties en sont avisées par le greffier. Le requérant en est avisé par tous moyens. Le greffier convoque le défendeur à l'audience par lettre recommandée avec demande d'avis de réception. Outre les mentions prescrites par l'article 665-1, la convocation rappelle les dispositions de l'article 832 et indique les modalités de comparution devant la juridiction. Cette convocation vaut citation. Lorsque la représentation est obligatoire, l'avis est donné aux avocats par simple bulletin. La copie de la requête est jointe à l'avis adressé à l'avocat du défendeur ou, lorsqu'il n'est pas représenté, au défendeur. Livre III : Dispositions particulières à certaines matières Titre Ier : Les personnes ... Chapitre V : La procédure en matière familiale ... Section II ter : La procédure aux fins de mesures de protection des victimes de violences Article 1136-3 Dans les cas prévus aux articles 515-9 et 515-13 du code civil, le juge est saisi par une requête remise ou adressée au greffe. Outre les mentions prescrites par l'article 57 du présent code, la requête contient un exposé sommaire des motifs de la demande et, en annexe, les pièces sur lesquelles celle-ci est fondée. Ces exigences sont prescrites à peine de nullité.	第 758 条 申請によって裁判所に事件が係属した場合には、所長が期日の場所及び日時を定める。当事者が共同で署名した申請の場合には、期日の実施日は所長が定める。必要な場合には、所長は、事件が配点される部を指定する。 前項で定めた事項は、書記によって当事者に通知される。 申請人は、任意の方法によりこの通知を受ける。書記は、受領通知請求付書留郵便により、被告を期日に呼び出す。第 665-1 条に定める事項のほか、呼出しには第 832 条の規定を教示し、裁判所への出頭方法を記載する。 この呼出しは召喚の効力を有する。 代理が強制される場合には、通知は単純な通知により弁護士に対してされる。 被告の弁護士又は代理人のいない場合には被告に対する通知には、申請の写しを添付する。 第 3 巻 個別の事件に関する特則 第 1 編 人 第 5 章 家事事件における手続 第 2 節の 3 暴力被害者の保護措置を求める手続 第 1136-3 条 民法第 515-9 条及び第 515-13 条に定める場合には、書記課に対する申請の提出又は送付により、裁判官に事件が係属する。 申請には、本法第 57 条に定める事項のほか、申立ての理由の要旨を記載し、申立てを理由づける書証が添付される。これらの要件を欠く場合には、申立ては無効とする。
--	---

Le juge rend sans délai une ordonnance fixant la date de l'audience. A moins qu'il ne soit l'auteur de la requête, le ministère public est aussitôt avisé par le greffier du dépôt de la requête et de la date de l'audience fixée par le juge aux affaires familiales. Cette ordonnance précise les modalités de sa notification. Copie de l'ordonnance est notifiée : 1° Au demandeur, par le greffe, par tout moyen donnant date certaine ou par remise en mains propres contre émargement ou récépissé ; 2° Au défendeur, par voie de signification à l'initiative : a) Du demandeur lorsqu'il est assisté ou représenté par un avocat ; b) Du greffe lorsque le demandeur n'est ni assisté ni représenté par un avocat ; c) Du ministère public lorsqu'il est l'auteur de la requête ; dans ce cas ce dernier fait également signifier l'ordonnance à la personne en danger ; 3° Par voie administrative en cas de danger grave et imminent pour la sécurité d'une personne concernée par une ordonnance de protection ou lorsqu'il n'existe pas d'autre moyen de notification. La signification doit être faite au défendeur dans un délai de deux jours à compter de l'ordonnance fixant la date de l'audience, afin que le juge puisse statuer dans le délai maximal de six jours fixé à l' article 515-11 du code civil dans le respect du principe du contradictoire et des droits de la défense. La copie de l'acte de signification doit être remise au greffe au plus tard à l'audience. La notification de l'ordonnance vaut convocation des parties. Dans tous les cas, sont annexées à l'ordonnance une copie de la requête et des pièces qui y sont jointes. Cette ordonnance est une mesure d'administration judiciaire.	裁判官は、遅滞なく、期日を指定する命令を発する。 検察官は、自らが申請人である場合を除き、申請の提出および家事事件裁判官の定めた期日を初期から通知される。 期日指定の命令においては、その送達の方法を指定する。 命令の写しは、次の各号に掲げる者に対して送達される。 1 申立人に対しては、書記課から、日付を確知できるあらゆる方法又は欄外署名若しくは受領書を得て本人に手交する方法 2 被申立人に対しては、次のいずれかの者による執行吏送達の方法 (a) 申立人が弁護士により補佐又は代理されているときは、申立人 (b) 申立人が弁護士により補佐又は代理されていないときは、書記課 (c) 検察官が申請人であるときは、検察官。この場合には、命令は、危険にある者に対しても、執行吏送達される。 3 保護命令に係る者の安全に対して重大かつ急迫なき権がある場合又は他に送達の方法がない場合には、行政上の方法 被申立人に対する執行吏送達は、裁判官が、民法第515-11条に定める最大6日間の期間内に対審の原則及び防御権を尊重して裁判することを可能とするため、期日を指定する命令から2日間の期間内にしなければならない。 執行吏送達証書の写しは、遅くとも期日までに書記課に提出されなければならない。 命令の送達は、当事者に対する呼出しの効力を有する。 いずれの場合でも、命令には、申請及び申請に添付された書証の写しを添付する。 この命令は、司法行政上の措置に属する。
---	---

Article 1136-5 Le demandeur qui sollicite, en application du 6° de l'article 515-11 du code civil, l'autorisation de dissimuler son domicile ou sa résidence est dispensé d'en indiquer l'adresse dans son acte introductif d'instance, sous réserve de porter cette information à la connaissance de l'avocat qui l'assiste ou le représente ou du procureur de la République près du tribunal judiciaire, auprès duquel il élit domicile. L'acte mentionne cette élection de domicile. L'avocat ou le procureur de la République auprès duquel il est élu domicile communique sans délai l'adresse du demandeur au juge. Le greffe ainsi que la personne à laquelle l'adresse est communiquée pour les besoins de la procédure ne peuvent la porter à la connaissance du défendeur ou de son représentant.	第 1136-5 条 民法第 515-11 条の適用による住所又は居所の秘匿の許可を求める申立人は、申立人を補佐又は代理する弁護士又は申立人がその住所地として選定する共和国検事に住所又は居所を知らせることを条件として、手続を開始させる行為（文書）への住居所の記載を免除される。 手続を開始させる行為（文書）には、選定した住所を記載する。 その下に住所が選定された弁護士又は共和国検事は、申立人の住居所を裁判官に遅滞なく通知する。書記課及び手続上の必要から住居所の通知を受けた者は、これを被申立人又はその代理人に知らせることができない。
Article 1136-6 Les parties se défendent elles-mêmes. Elles ont la faculté de se faire assister ou représenter par un avocat. L'affaire est instruite et débattue en chambre du conseil, après avis du ministère public. La procédure est orale. Le juge s'assure qu'il s'est écoulé un temps suffisant entre la convocation et l'audience pour que le défendeur ait pu préparer sa défense. Le juge peut, à tout moment de la procédure, par simple mention au dossier, ordonner la comparution personnelle d'une partie, pour l'entendre séparément ou en présence de l'autre partie. Lors de l'audience, le juge procède à l'audition des parties. Il les entend séparément s'il le décide ou si l'une des parties le sollicite. Cette décision fait l'objet d'une simple mention au dossier.	第 1136-6 条 当事者は、自ら自己を防御する。当事者は、弁護士の補佐又は代理を受けることができる。 事件は、検察官の意見を徴した後に、評議室において審理及び弁論される。 手続は、口頭で行う。 裁判官は、被申立人がその防御を準備するために十分な時間が呼出しから期日までに経過していることを確認する。 裁判官は、手続のいかなる段階においても、事件記録にその旨を記載して、個別に又は相手方当事者の同席の下で聴取するため、当事者本人の出頭を命じることができる。 期日においては、裁判官は当事者の聴取を行う。相当と認めるとき又は当事者の一方が求めるときは、裁判官は当事者を個別に聴取する。この決定は、事件記録に記載する。
Article 1136-7 L'ordonnance qui statue sur la demande de mesures	第 1136-7 条 暴力被害者の保護措置の申立てについての命令

de protection des victimes de violences est exécutoire à titre provisoire à moins que le juge en dispose autrement. L'ordonnance fixe la durée des mesures prises en application des articles 515-11 et 515-13 du code civil. A défaut, celles-ci prennent fin à l'issue d'un délai de six mois suivant la notification de l'ordonnance, sous réserve des dispositions des articles 1136-13 et 1136-14 ; il en est fait mention dans l'acte de notification. Article 1136-8 La dissimulation du domicile ou de la résidence dans les instances civiles ultérieures, autorisée en application du 6° de l'article 515-11 du code civil, obéit aux conditions et modalités prévues par l'article 1136-5. En cas de refus d'autorisation ainsi que pour les besoins de l'exécution d'une décision de justice, l'avocat ou le procureur de la République auprès duquel le demandeur a sollicité ou obtenu l'élection de domicile communique sans délai l'adresse du demandeur, sur la demande qui lui en est faite sans forme par le défendeur ou l'avocat qui le représente au cours de l'instance ou, selon le cas, par l'huissier de justice chargé de procéder à l'exécution. Article 1136-9 L'ordonnance est notifiée par voie de signification, à moins que le juge, soit d'office soit à la demande d'une partie, ne décide qu'elle sera notifiée par le greffe par lettre recommandée avec demande d'avis de réception, ou par la voie administrative, en cas de danger grave et imminent pour la sécurité d'une personne concernée par une ordonnance de protection ou lorsqu'il n'existe pas d'autre moyen de notification. Toutefois, la notification au ministère public est faite par remise avec émargement ou envoi contre récépissé. La notification de l'ordonnance prononçant une	は、裁判官が別段の定めをしない限り、仮に執行することができる。 命令は、民法第 515-11 条及び第 515-13 条を適用して措置の期間を定める。期間の定めがない場合には、第 1136-13 条及び第 1136-14 条で定める場合を除き、措置は、命令の送達から 6 か月の期間を経過した時に、終了する。 第 1136-8 条 民法第 515-11 条 6 号の適用により許可された事後の民事手続における住所又は居所の秘匿は、第 1136-5 条に定める要件及び手続に従う。 許可が拒絶された場合及び裁判の執行のために必要な場合には、その下に住所が選定され、又は選定を申立人が求めた弁護士又は共和国検事は、被申立人、被申立人を代理する弁護士又は場合により執行を担当する執行吏の申立てにより、申立人の住居所を遅滞なく伝達する。 (略)
--	--

mesure de protection reproduit les dispositions des articles 227-4-2 et 227-4-3 du code pénal et, rappelle les dispositions des articles 1136-13 et 1136-14 du présent code.	
Article 1136-10 L'autorité administrative, requise par le greffier pour notifier par la voie administrative l'ordonnance fixant la date de l'audience ou l'ordonnance de protection, y procède par remise contre récépissé. Elle informe, dans les meilleurs délais, le greffier des diligences faites et lui adresse le récépissé.	(略)
Article 1136-11 L'ordonnance de protection est susceptible d'appel dans un délai de quinze jours suivant sa notification. ...	第 1136-11 条 保護命令に対しては、その送達から 15 日の期間内に、控訴をすることができる。
Titre IV : Les obligations et les contrats. ...	第 4 編 債務及び契約
Chapitre V : La délivrance de copies d'actes et de registres.	第 5 章 証書及び記録簿の写しの交付
Article 1435 Les officiers publics ou ministériels ou les autres dépositaires d'actes sont tenus de délivrer, à charge de leurs droits, expédition ou copie des actes aux parties elles-mêmes, à leurs héritiers ou ayants droit. ...	第 1435 条 公署官、裁判所附属吏その他の証書の管理者は、手数料の支払を受けて、当事者本人、その相続人又は承継人に対し、証書の謄本又は写しを交付しなければならない。
Article 1440 Les greffiers et dépositaires de registres ou répertoires publics sont tenus d'en délivrer copie ou extrait à tous requérants, à charge de leurs droits et sous réserve que la décision soit précisément identifiée. ...	第 1440 条 裁判所書記及び公的記録又は目録の管理者は、請求にかかる裁判が明確に特定されている場合には、あらゆる申請人に対し、手数料の支払を受けて、その写し又は抄本を交付しなければならない。
Article 1440-1-1 Les éléments permettant d'identifier les personnes physiques mentionnées dans la décision, lorsqu'elles sont parties ou tiers, sont occultés par le greffier préalablement à la remise de la décision si leur	第 1440-1-1 条 裁判に記載された自然人の特定を可能とする情報は、それが当事者であるか第三者であるかにかかわらず、その開示がこれらの者又はその近親者の安全又は私生活の尊重を害するものと認められる

divulgarion est de nature à porter atteinte à la sécurité ou au respect de la vie privée de ces personnes ou de leur entourage. En tout état de cause, il est procédé à cette occultation lorsqu'elle a été décidée, pour ces personnes, en application des articles R. 111-12 ou R. 111-13. Ces dispositions ne s'appliquent pas à l'accès aux jugements exercé en application des articles L. 213-1 à L. 213-5 du code du patrimoine. Article 1441 Le recours contre la décision prise en application du premier alinéa de l'article 1440-1-1 est porté, par requête présentée par un avocat, devant le président de la juridiction auprès de laquelle le greffier exerce ses fonctions. Le président statue par ordonnance, le demandeur et les personnes physiques, parties ou tiers, mentionnées dans la décision, si possible entendus ou appelés. Lorsque la décision contestée concerne un arrêt de la Cour de cassation, le premier président de cette cour statue dans les mêmes conditions.	ときは、書記により、裁判の交付に先立って匿名化される。 （司法組織法典）第 R111-12 条又は第 R111-13 条の適用により前項に掲げる者の匿名化が決定された場合には、この匿名化は何時にても実施される。前項までの規定は、文化遺産法典第 L213-1 条から第 L213-5 条までの規定の適用による判決へのアクセスについては、適用しない。 第 1441 条 第 1440-1-1 条第 1 項の適用による裁判に対する不服申立ては、弁護士の申請により、当該裁判所書記が職務を行う裁判所の長に対して提起される。所長は、可能な場合には申請人及び裁判に記載された当事者又は第三者である自然人を聴取し、又は呼び出した上で、命令によって裁判する。 不服申立ての対象となる裁判が破毀院の判決に関するものであるときは、同様の条件の下で、院長が裁判する。
--	---

IV. 民法典

Livre Ier : Des personnes Titre : XIV : Des mesures de protection des victimes de violences Article 515-9 Lorsque les violences exercées au sein du couple, y compris lorsqu'il n'y a pas de cohabitation, ou par un ancien conjoint, un ancien partenaire lié par un pacte civil de solidarité ou un ancien concubin, y compris lorsqu'il n'y a jamais eu de cohabitation, mettent en danger la personne qui en est victime, un ou plusieurs enfants, le juge aux affaires familiales peut délivrer en urgence à cette dernière une ordonnance de protection.	第 1 卷 人 第 14 編 暴力被害者の保護措置 第 515-9 条 同居のない場合を含め、カップル間において暴力が行使され、又は同居のなかった場合を含め、配偶者、パクス当事者若くは内縁関係にあった者により暴力が行使され、被害者又は 1 ないし数人の子に危険が及ぶ場合であって、緊急を要する場合には、家事事件裁判官は、被害者のために保護命令を発することができる。
--	--

Article 515-10 L'ordonnance de protection est délivrée par le juge, saisi par la personne en danger, si besoin assistée, ou, avec l'accord de celle-ci, par le ministère public. Sa délivrance n'est pas conditionnée à l'existence d'une plainte pénale préalable. Dès la réception de la demande d'ordonnance de protection, le juge convoque, par tous moyens adaptés, pour une audience, la partie demanderesse et la partie défenderesse, assistées, le cas échéant, d'un avocat, ainsi que le ministère public à fin d'avis. Ces auditions peuvent avoir lieu séparément. L'audience se tient en chambre du conseil. A la demande de la partie demanderesse, les auditions se tiennent séparément.	第 515-10 条 保護命令は、危険にある者が、必要な場合には検察官の援助を受けてする申立て又はその者の同意を得た検察官の申立てにより、裁判官が発する。発令に先立って刑事告発がされていることを要しない。 保護命令の申立てを受理した裁判官は、申立人、必要な場合には弁護士の補佐を受けた被申立人及び意見を聴取するため検察官を、相当と認める方法で期日に呼び出す。聴取は、個別に行うことができる。期日は評議室で行われる。申立人の申立てがあるときは、聴取は個別に行う。
Article 515-11 L'ordonnance de protection est délivrée, par le juge aux affaires familiales, dans un délai maximal de six jours à compter de la fixation de la date de l'audience, s'il estime, au vu des éléments produits devant lui et contradictoirement débattus, qu'il existe des raisons sérieuses de considérer comme vraisemblables la commission des faits de violence allégués et le danger auquel la victime ou un ou plusieurs enfants sont exposés. A l'occasion de sa délivrance, après avoir recueilli les observations des parties sur chacune des mesures suivantes, le juge aux affaires familiales est compétent pour : 1° Interdire à la partie défenderesse de recevoir ou de rencontrer certaines personnes spécialement désignées par le juge aux affaires familiales, ainsi que d'entrer en relation avec elles, de quelque façon que ce soit ; 1° bis Interdire à la partie défenderesse de se rendre dans certains lieux spécialement désignés par le juge aux affaires familiales dans lesquels se trouve de façon habituelle la partie demanderesse ; 2° Interdire à la partie défenderesse de détenir ou de porter une arme et, le cas échéant, lui ordonner de	第 515-11 条 家事事件裁判官は、提出されている資料及び両当事者の弁論に照らし、主張されている暴行の事実及び被害者または子に対する危険を認めるに足りる相当の理由があると認める場合には、期日指定の命令をした日から最大 6 日間の期間内に、保護命令を発する。家事事件裁判官は、発令に際し、当事者双方の意見を聴いて、次の各号に掲げる措置を命じる権限を有する。 1 被申立人が、家事事件裁判官が特に定める者の訪問を受け、面会し、又はその方法を問わず関係を持つことを禁止すること 1 の 2 被申立人が、申立人が通常所在することのある場所で家事事件裁判官が特に定める場所に赴くことを禁止すること (中略)

remettre au service de police ou de gendarmerie qu'il désigne les armes dont elle est détentrice en vue de leur dépôt au greffe ; Lorsque l'ordonnance de protection édicte la mesure prévue au 1°, la décision de ne pas interdire la détention ou le port d'arme est spécialement motivée ;

2° bis Proposer à la partie défenderesse une prise en charge sanitaire, sociale ou psychologique ou un stage de responsabilisation pour la prévention et la lutte contre les violences au sein du couple et sexistes. En cas de refus de la partie défenderesse, le juge aux affaires familiales en avise immédiatement le procureur de la République ;

3° Statuer sur la résidence séparée des époux. La jouissance du logement conjugal est attribuée, sauf ordonnance spécialement motivée justifiée par des circonstances particulières, au conjoint qui n'est pas l'auteur des violences, et ce même s'il a bénéficié d'un hébergement d'urgence. Dans ce cas, la prise en charge des frais afférents peut être à la charge du conjoint violent ;

4° Se prononcer sur le logement commun de partenaires liés par un pacte civil de solidarité ou de concubins. La jouissance du logement commun est attribuée, sauf ordonnance spécialement motivée justifiée par des circonstances particulières, au partenaire lié par un pacte civil de solidarité ou au concubin qui n'est pas l'auteur des violences, et ce même s'il a bénéficié d'un hébergement d'urgence. Dans ce cas, la prise en charge des frais afférents peut être à la charge du partenaire ou concubin violent ;

5° Se prononcer sur les modalités d'exercice de l'autorité parentale et, au sens de l'article 373-2-9, sur les modalités du droit de visite et d'hébergement, ainsi que, le cas échéant, sur la contribution aux charges du mariage pour les couples mariés, sur l'aide matérielle au sens de l'article 515-4 pour les partenaires d'un pacte civil de solidarité et sur la contribution à l'entretien et à l'éducation des enfants ; Lorsque l'ordonnance de protection édicte la mesure

prévue au 1° du présent article, la décision de ne pas ordonner l'exercice du droit de visite dans un espace de rencontre désigné ou en présence d'un tiers de confiance est spécialement motivée ; 6° Autoriser la partie demanderesse à dissimuler son domicile ou sa résidence et à élire domicile chez l'avocat qui l'assiste ou la représente ou auprès du procureur de la République près le tribunal judiciaire pour toutes les instances civiles dans lesquelles elle est également partie. Si, pour les besoins de l'exécution d'une décision de justice, l'huissier chargé de cette exécution doit avoir connaissance de l'adresse de cette personne, celle-ci lui est communiquée, sans qu'il puisse la révéler à son mandant ; 6° bis Autoriser la partie demanderesse à dissimuler son domicile ou sa résidence et à élire domicile pour les besoins de la vie courante chez une personne morale qualifiée ; 7° Prononcer l'admission provisoire à l'aide juridictionnelle des deux parties ou de l'une d'elles en application du premier alinéa de l'article 20 de la loi n° 91-647 du 10 juillet 1991 relative à l'aide juridique. Le cas échéant, le juge présente à la partie demanderesse une liste des personnes morales qualifiées susceptibles de l'accompagner pendant toute la durée de l'ordonnance de protection. Il peut, avec son accord, transmettre à la personne morale qualifiée les coordonnées de la partie demanderesse, afin qu'elle la contacte. Lorsque le juge délivre une ordonnance de protection, il en informe sans délai le procureur de la République, auquel il signale également les violences susceptibles de mettre en danger un ou plusieurs enfants. ... Article 515-12 Les mesures mentionnées à l'article 515-11 sont prises pour une durée maximale de six mois à compter de la notification de l'ordonnance. Elles peuvent être prolongées au-delà si, durant ce délai, une demande en divorce ou en séparation de corps a été déposée ou	6 申立人が、その住所又は居所を秘匿し、申立人が同様に当事者となる全ての民事の審判手続のために、申立人を補佐又は代理する弁護士の下又は司法裁判所検事の所在地を住所として選定することを許可すること。裁判所の裁判の執行のために執行吏が申立人の住所を知らなければならない場合には、申立人の住所は執行吏に伝達されるが、執行吏は、これをその委任者に開示することができない。 6 の 2 申立人が、その住所又は居所を秘匿し、日常生活上の必要のため、適格性のある法人の所在地を住所として選定することを許可すること。 (以下略) 第 515-12 条 第 515-11 条に定める措置は、命令の送達の日から 6 か月の期間を限度として命じられる。これらの措置は、この期間内に離婚又は別居の請求が提起され、又は家事事件裁判官に親権行使に関する請求
--	--

si le juge aux affaires familiales a été saisi d'une demande relative à l'exercice de l'autorité parentale. Le juge aux affaires familiales peut, à tout moment, à la demande du ministère public ou de l'une ou l'autre des parties, ou après avoir fait procéder à toute mesure d'instruction utile, et après avoir invité chacune d'entre elles à s'exprimer, supprimer ou modifier tout ou partie des mesures énoncées dans l'ordonnance de protection, en décider de nouvelles, accorder à la personne défenderesse une dispense temporaire d'observer certaines des obligations qui lui ont été imposées ou rapporter l'ordonnance de protection. Article 515-13 Une ordonnance de protection peut également être délivrée en urgence par le juge à la personne majeure menacée de mariage forcé, dans les conditions fixées à l'article 515-10. Le juge est compétent pour prendre les mesures mentionnées aux 1°, 2°, 6° et 7° de l'article 515-11. Il peut également ordonner, à sa demande, l'interdiction temporaire de sortie du territoire de la personne menacée. Cette interdiction de sortie du territoire est inscrite au fichier des personnes recherchées par le procureur de la République. L'article 515-12 est applicable aux mesures prises sur le fondement du présent article.	が係属した場合には、延長することができる。家事事件裁判官は、何時にても、検察官若しくは当事者のいずれか一方の申立てにより、又は、有用と認めるあらゆる証拠調べを実施し、当事者のいずれに対しても意見を求めた上で、保護命令において定めた措置の全部又は一部を取り消し又は変更し、新たに命じ、被申立人の義務の一部の遵守を一時的に免除し、又は保護命令を撤回することができる。 第 515-13 条 保護命令は、緊急を要する場合には、第 515-10 条の定める要件に従い、婚姻を強要されるおそれがある成年者に対しても、発することができる。 (以下略)
---	---

ドイツ

早稲田大学 勅使川原和彦

はじめに

今回の調査に当たっては、各種文献以外に、在ミュンヘンの弁護士 Dr. Anja Petersen-Padberg 氏と、ミュンヘン高等裁判所 (OLG München) の判事 Dr. Judith Ledermann 氏より、実務の法状況や裁判例も含めて、懇篤な情報提供を戴いた。バイエルン州での実務状況をドイツ全体で一般化できるかどうかは検証できないが、法実務についてはそうした限定された情報だということを最初にお断りしておきたい。なお、本稿で紹介する証人保護調整法 (Zeugenschutz-Harmonisierungsgesetz) については、添付資料として全文試訳を本稿の末尾に付したので、適宜ご参照いただきたい。

1. 当事者の「氏名・住所」の秘匿に関する民事訴訟法制と実務

ZPO (ドイツ民事訴訟法典) 第 253 条第 2 項によれば¹,

「(2) 訴状には以下の事項を記載しなければならない (muss)。

1. 当事者及び裁判所の表示

2. (以下略)」

と規定されており、他方、準備書面に関する一般規定の一つである ZPO 第 130 条は、

「書面には、以下の事項を記載するものとする (sollen)。

1. 当事者及び法定代理人の表示であって、**氏名**、身分又は職業、**住所**(Wohnort)及び当事者の地位により表示する。… (以下略)」

と規定されている。

この規定ぶり (Muss 規定と Soll 規定の違い) からは、法解釈上は、訴状において**氏名の記載は必須**であるが住所の記載は不可欠ではない、という考え方が学説・実務とも一般的ではある。しかし、ドイツ民事訴訟の判例実務上は、ZPO 第 130 条が Soll 規定であることを

¹ 訳語は、法務大臣官房司法法制部編『ドイツ民事訴訟法典 —2011 年 12 月 22 日現在—』(法曹会, 2012)を参照したが、ここで重要な sollen と müssen のニュアンスが顕れない訳語に関しては、若干修正を施した。なお強調等は筆者による (以下同じ)。また、本稿での ZPO 以外の法の訳語については、筆者の試訳である。

度外視して、原則的に住所の記載も必須としている。同じく ZPO に明文規定はないが判例実務上の例外は、「秘匿に関し保護に価する利益 (ein schützenswertes Interesse an der Geheimhaltung)」が認められる場合²で、裁判所は、DV 等の事件で被害者の住所が秘匿された場合、この例外事由の存否について審査することになる。

ただここで記載が要求されている住所 (Wohnort) であるが、現住所だけでなく、呼出状や訴訟関係書類の送達が可能で「送達を受ける権限のある (呼出可能な) 者の住所 (ladungsfähige Anschrift)」(ほとんどの場合、代理人弁護士の法律事務所の住所) でも足りるとされており (BGH, Urteil vom 9.12.1987 [前掲注(2)]), DV 事案では実際上は、被害者は、「送達を受ける権限がある者の住所」を記載して、必要に応じて訴訟費用の担保を提供すれば足りるが、併せて、「送達を受ける権限がある者の住所」しか記載していない理由 (「秘匿に関し保護に価する利益」) を主張しなければならない。なお、Ledermann 判事及び Petersen-Padberg 弁護士によれば、訴状以外の訴訟記録のファイルに要保護者の居住地の住所や住居所を推知させるような情報が記載されている場合、裁判所はファイルの閲覧時にその住所等が開示されないよう指示する記録メモ (Aktenvermerk) を残し、閲覧させないようにしているのが実務、とのことである (ただし Petersen-Padberg 弁護士によると、この措置の法令上の根拠は不明で、あくまで実務運用でということのよう)。

まとめると、民事訴訟法制あるいは判例実務上、氏名の記載は原則として必須であり秘匿できないが、現住所については、「秘匿に関し保護に価する利益」が認められる場合には、「送達を受ける権限がある者の住所」のみを記載するという形で、秘匿しうる (その他、裁判官が一件記録に秘匿を指示するメモを残して閲覧させないようにする便宜的な実務運用もある) ということである。言うまでもなく、DV 事案の民事訴訟で被害者原告が出頭する必要

² Zöller, Kommentar zur ZPO, 33. Aufl. 2020, §253 Rn. 8. 指導的判例である BGH(連邦通常最高裁), Urteil vom 9.12.1987, NJW 1988, 2114 は、要旨で「送達を受ける権限のある者の住所の記載も原則として適式な訴え提起に含まれる。ただし送達を受ける権限がある者の住所の記載がなかったり、記載があってもその記載をする『十分な理由 (zureichenden Grund)』が認められなければ、そのような訴状による訴えは不適法である」旨を掲げている一方、判示本文では

「schutzwürdige Geheimhaltungsinteressen (保護に価する秘匿利益)」という表現があるため、コンメンタール等では、「秘匿に関し保護に価する利益」がある場合には例外的に現住所の記載が不要で「送達を受ける権限がある者の住所」でも十分である、とまとめられている。

なお、この BGH は、訴状には「送達を受ける権限がある者の住所」の記載で足りるが記載自体がないものは不適法としたが、他方、OLG Frankfurt, Beschluss vom 20.5.2016, 4 UF 333/15 (juris) は、子の父に対する扶養請求事件で、代理した母が父の行動を不安視して住所を記載しなかったところ第一審は不適法としたが、控訴審たるフランクフルト高裁が住所不記載の理由を示すことで適法とした事例である。また、申立人の住所を記載しない「schutzwürdige Geheimhaltungsinteressen (保護に価する秘匿利益)」の主張が不十分だとしてこの秘匿利益が認められなかった事例として、OLG München, Beschluss vom 13.8.2019, 4 UF 162/19 (juris) がある。

はなく弁護士が代理で出頭すれば足りる³。

2. 証人の氏名等の秘匿

(1) 証人保護調整法による秘匿措置

ドイツ法における犯罪被害者保護は、刑事訴訟を中心に手当てされている。民事訴訟と異なり刑事訴訟では被害者は訴訟手続上「当事者」ではなく「証人」となるので、いきおい、被害者保護は「証人」保護と同義となって、その点の立法上の手当てが先行しており、被害者が訴訟上の「当事者」となる民事訴訟等への立法上の手当ては現在までのところ立ち後れている。

そうした背景の中、ドイツでは、被害者とその親族等の近い者が「証人」となる刑事訴訟を念頭に置いた Gesetz zur Harmonisierung des Schutzes gefährdeter Zeugen⁴ (Zeugenschutz-Harmonisierungsgesetz : 以下 ZSHG という。危険にさらされている証人の保護の調整に関する法律：証人保護調整法。全 11 箇条) が 2001 年に立法され、その第 10 条第 1 項第 1 文が、「刑事訴訟手続以外の裁判上の手続」において要保護者が、各々の手続法の規定にかかわらず、以前の身元 (Identität)⁵ に関してのみ個人情報 (Angabe zur Person) を提供する権利を有し、証人保護の指示の下で、現在の個人事項 (Personalien)⁶ 並びに住居所 (Wohn- und Aufenthaltsort) を推知させるような情報の提供を拒否する権利を有する旨を定めている。また、ZSHG 第 1 条第 4 項第 3 文が、「刑事訴訟の終了は、危険が引き続き存続している限り、証人保護措置の取消につながることはない。」と規定しており、刑事訴訟でいったん証人保護措置がとられたら、証人への危険が存続している限りは、刑事訴訟での「証人」(被害者やその親族等) の保護措置の対象者が、後で、加害者が一方当事者となる

³ なお、ドイツでは、DV シェルターに住んでいる女性が、その DV シェルターの住所を管轄する裁判所以外の裁判所に訴え提起できるかどうかが議論されている (加害者が管轄裁判所の管轄地区にある DV シェルターを特定できてしまうため)、とのことである。

⁴ BGBl. I S. 2121. 2001 年 12 月 11 日公布, 同年 12 月 31 日施行。(<http://www.gesetze-im-internet.de/zshg/>)

⁵ ここで「以前の身元」と訳出した「frühere Identität」は、StPO (ドイツ刑事訴訟法典) 第 68 条にも登場するが、これは公的な、氏名・住所・職業・既婚未婚などの身分帳簿 (Personenstandsbuch) 上の Identität の変更が、訴訟外でありうることを前提にしているとされる (Vgl. Christian Siegmund: Der Schutz gefährdeter Zeugen in der Bundesrepublik unter besonderer Berücksichtigung des Gesetzes zur Harmonisierung des Schutzes gefährdeter Zeugen (Zeugenschutz-Harmonisierungsgesetz ZSHG), Dissertation des Fachbereichs Rechtswissenschaften der Universität Osnabrück, 2009, S. 78. 著者 Siegmund 氏は弁護士)。なおドイツでは、婚姻による改姓以外の氏名の公的な変更について、Namensänderungsgesetz (氏名変更法) の第 3 条及び第 11 条で「ein wichtiger Grund (重大な理由)」が変更を正当化する場合にのみ、改名可能とされている。

⁶ Personalien とは、ドイツ語では、氏名・生年月日・職業などの「パーソナルデータ」を指すということなので、「氏名」という単語は条文に登場しないが、氏名も含めた個人情報を指すものと解される。

(=保護措置の対象者に対する危険が引き続き存続する蓋然性が高い) 民事訴訟など他の裁判上の手続で「当事者」になった場合にも証人保護措置の効果は継続する、と考えることができる。この結果、被害者が先行する刑事訴訟で「証人」保護措置の対象となっていれば、後で民事訴訟の「当事者」になった場合に氏名を含む身元情報につながる情報の提供を ZSHG 第 10 条の類推適用により拒絶できる可能性がある⁷。

ZSHG の保護の対象となる者(要保護者)は、ZSHG 第 1 条によれば、「刑事訴訟手続において、その者の情報がなければ事実関係の調査や被疑者の居所の探知の見通しが立たなくなるか本質的に難しくなってしまうとき、この者は、証言をする意思があることにより、身体、生命、健康、自由、主要な資産価値が危険にさらされており、かつ証人保護措置を受けるのに適している場合には、この者の同意を得て、本法により保護を受けることができる。」(第 1 項)として、被害者を含む「証人(たるべき者)」を主たる対象としているが、証人(たるべき者)の「親族」(ドイツ刑法第 11 条第 1 項第 1 号所定)、または所定の要件を満たした当該証人(たるべき者)に近い人物も対象となる(同条第 2 項・第 3 項)とされている⁸。ZSHG による証人保護措置は、警察ないし連邦法や州法によって権限付与された証人保護局(Zeugenschutzdienststellen)⁹が実施し、記録ファイルも証人保護局が保管する(ZSHG 第 2 条)。保護措置に関わった者の秘密保持義務(不開示義務。ZSHG 第 3 条)や、公的機関や非公的機関に対する証人保護局による要保護者の個人情報不開示要請(ZSHG 第 4 条)、証人保護

⁷ *Siegmund*, aaO.(Fn. 5) S. 130 ff.は、先行する刑事訴訟で証人保護措置を受けた民事訴訟の「原告」(証人でなく当事者)が ZSHG 第 10 条の直接適用を受ける旨の規定はないが、ZSHG の趣旨から同条第 1 項の類推適用が認められるのであり、既に少なくとも住所について実務上はそうのように実践されている(前掲注(2)の 1987 年の BGH 判例が法令の明文の根拠なしに認めた実務的措置を、ZSHG 制定以降は第 10 条第 1 項の類推適用として基礎付けることになった一例と把握する)例として、いくつかの実例を挙げている。*Petersen-Padberg* 弁護士も同様に解しているとのこと。また、*Münchener Kommentar zur StPO/Roggan*, 1. Aufl. 2018, Band 3-2, ZSHG §10 は、民事訴訟で要保護者が当事者として尋問を受ける場合にも ZSHG 第 10 条の適用が考えられるとする一方、当事者としての訴訟行為全般については、ZSHG 第 10 条が「民事訴訟手続が(要保護者の)身元の秘匿保護の下で進められる可能性」を開く、と含みを持たせた書き方にとどまっている。

⁸ *Petersen-Padberg* 弁護士によれば、例えば、証人(目撃者)と同じ居住地に住んでいる妻も、保護の対象たり得る。加害者が、この妻の居住地情報を手に入れば証人の居住地を推測することが可能になるためである。近所に住む証人の仲良しも同様の場合があるろう、とのことである。

⁹ 連邦(Bund)ないし州(Land)の公的機関であることがわかるよう「証人保護局」という訳語を用いたが、*Petersen-Padberg* 弁護士によれば、この「証人保護局」として、多くの都市では、裁判所に直接、証人支援センター(*Zeugenbetreuungsstelle*)が設置されていて、窓口担当者は、被害者に刑事手続の経過や法廷での審理の様子などを伝えると共に、希望があれば被害者と共に法廷に出頭する、とのことである。ちなみに同弁護士の調査によれば、証人保護措置を受けた証人の数は 2019 年には 675 人であったそうである。

措置の解除 (ZSHG 第 6 条) までの一時的なカムフラージュ ID (Tarnidentität¹⁰) の提供 (ZSHG 第 5 条) など多岐にわたる。

被害者の民事執行手続との関係では、主に 3 つの場面が想定される。①先行する刑事訴訟で証人として証人保護措置を受けた被害者が、加害者に対する損害賠償請求など後行民事訴訟を迫り、勝訴して債権者として執行を行う場合、② ①とは逆に、証人保護措置を受けた被害者が、別件で債権者たる加害者のする執行を受ける債務者となる場合、③加害者が相手方ではなく、第三者を相手方として、証人保護措置を受けた被害者が、別件で執行手続を受けたりあるいは申し立てたりする場合、である。①と②の場合は、ZSHG 第 1 条第 4 項第 3 文にいう「危険が引き続き存続している限り」に該当する場面と考えられ、民事訴訟手続の場合と同様に、第 10 条の類推適用がいちおう考えられる (実際上の困難については後述)。③の場合は、証人保護措置を受けた被害者が第三者に請求権を有する場合は規定がない (実際上も秘匿の要請が一般的には高くないものと思われる) が、第三者が証人保護措置を受けた被害者に対し請求権を有する場面が ZSHG 第 9 条に規定されている。

ZSHG 第 9 条第 2 項は、「証人保護局は、法交通における要保護者へのアクセス性が証人保護措置により阻害されることのないよう配慮する。」としており、ここでの法交通 (Rechtsverkehr) には、例えば当事者・証人としての送達、裁判上の呼出し、強制執行処分があり、その際、証人保護局は、情報仲介者 (Informationsmittler) としてのみ機能する (破産管財人のような扱いにはならない) とされる¹¹。

しかし、ZSHG 第 2 条第 3 項が明示的に検察庁への秘匿情報提供を規定している一方で、同第 9 条は要保護者以外の者への秘匿情報の提供を明記していない。第三者が、証人保護措置の要保護者となった被害者に対して強制執行を行う場合は問題となる。あるモノグラフによれば、ZSHG 第 4 条第 2 項の「公的機関」に裁判所は含まれない (裁判所は個々の手続法規に羈束されているし、ZSHG 第 4 条第 2 項は公的に強制的に収集される個人情報の秘匿を保護目的としていて、債務者自身が申立てをしたりされたりする公的機関は、証人保護局による秘匿措置要請の対象とならない)¹²から、同項による証人保護局の秘匿要請は裁判所にはなされな

¹⁰ ZSHG の立法理由書によれば、このカムフラージュ ID により一時的に仮称された身元で証明書を提供して、就職や子供の入学・転校などの際の必要性に対応するという (Vgl. die Begründung zu § 4 Abs. 2 der BT-Drucksache 14/6467, 11.)。

¹¹ Siegmund, aaO.(Fn. 5) S. 138, 141. 例えば、証人保護局の職員を、送達 (受領) 代理人 (Zustellungsbevollmächtigte) として指名することができる。なお、要保護者の債権者は、証人保護によって優遇されることにはならない。証人保護局は、その者の請求権の保護実現を保証することはできない。Vgl. die Begründung zu § 4 Abs. 2 der BT-Drucksache 14/6467, 13.; Soiné, Engelke: Das Gesetz zur Harmonisierung des Schutzes gefährdeter Zeugen (Zeugenschutz-Harmonisierungsgesetz - ZSHG) NJW 2002, 470, 475.

¹² Siegmund, aaO.(Fn. 5) S. 140. 立法者の立法理由書に挙げられている「公的機関」の扱う個人データの例は、住民登録、パスポート、国民身分証明書、身分帳簿、運転免許証、自動車登録証

い。しかしながら他方、同第9条によれば証人保護措置により第三者の請求権を阻害しないよう配慮するという規定ぶりになってはいるものの、實際上、同第4条により証人保護措置を受けた債務者の新たな勤務先や新設した銀行取引口座を債権者は知り得ないので、有名義債権者は差押えができないとされ、執行官も証人保護局から要保護債務者の住所を教えてもらえない¹³。これは②の場合も實際上同様であろう¹⁴。③で被害者が執行債権者になる場合や①の場合には、証人保護局の職員が送達受領代理人になるなどの対応がありうる¹⁵。

に関するものである（Vgl. die Begründung zu § 4 Abs. 2 der BT-Drucksache 14/6467, 11.）。後掲・注(15)で紹介しているハンブルク区裁も、裁判所にZSHG第4条第2項の直接適用がないことを前提にしているようである（「類推適用するとしても」という判示部分がある）。

しかしこれに対し、Petersen-Padberg 弁護士は、裁判所がZSHG第4条第2項「公的機関」に含まれないというSiegmondの見解には反対であり、周囲の実務家（複数の裁判官、弁護士）にも確認したところ、裁判所は同項の「公的機関」に当然含まれる、というのが一致した意見だったそうである。MünchKomm StPO/Roggan, aaO.(Fn. 7) ZSHG §4は、「公的機関」の参照先として、BDSG（Bundesdatenschutzgesetz: 連邦データ保護法）第2条を挙げており、同条で定義される「公的機関」には、連邦と州の「司法機関」が含まれている。

¹³ Siegmond, aaO.(Fn. 5) S. 141 ff.は、立法者がZSHG第9条について、実務上債権者の債務者へのアクセスについてよく練られた規定にすることを怠ったと批判している。MünchKomm StPO/Roggan, aaO.(Fn. 7) ZSHG §9は、要保護者たる債務者の転居等により強制執行や破産手続が困難になるという事態を避けるために、要保護者たる債務者の情報へのアクセスについて、証人保護局が外の世界と要保護者との「インターフェース（Schnittstelle）」として機能すべきことを述べるが、どのように最適に機能させるかは個々の場面での問題であるとする。

¹⁴ なお、Petersen-Padberg 弁護士によれば、ドイツの財産開示・財産照会手続（ZPO第802a条乃至第802l条、第882b条乃至第882h条）にも、ZSHG第10条第1項の類推適用があると考えられ、財産開示や財産照会の手続においても、要保護者たる債務者は「各々の手続法の規定にも拘わらず（ZSHG第10条第1項）」現在の個人情報の提供を拒絶でき、ZSHG第4条第3項により「非公的機関」である金融機関等に証人保護局から証人の個人情報秘匿の要請があった場合、当該金融機関等は要保護者たる債務者の口座情報など個人情報の提供をしない、ということになる。ただし、判例のない現状で、すべての裁判所がこの場面でZSHG第10条第1項の（類推）適用をするかは確実ではない、とのことである。

¹⁵ Petersen-Padberg 弁護士によると、執行等を含めた民事訴訟手続上ありうる様々な問題について、明文の規定を欠くため、便宜的に、実務上の対応を考えるしかない、という。その一方で、実務上の対応がうまく機能しない場面では、要保護者の秘匿措置が必ずしも徹底できないか（要保護者が自己破産で免責を得たい場合など）、あるいは逆に、秘匿措置のために第三者の権利保護に困難を来している場面（前掲注(13)など）もあるようである。Vgl. Siegmond, aaO.(Fn. 5) S. 148.

自己破産の申立てをした債務者の現在の個人情報の開示拒否と、証人保護局の証人保護プログラムによる要保護者たる債務者の個人情報の秘匿要請とを、いずれも破産裁判所が斥けた裁判例として、AG Hamburg, Beschluss vom 16.12.2004, BeckRS 2005, 5593がある。このハンブルク区裁の決定は、ZSHGの証人保護措置は破産手続上の必要性を制限するものではないという見解に立ち、裁判所の執行手続との関係では、ZSHGには法の欠缺があるという。その上で破産手続で証人保護措置を斥ける理由として、加害者が債権者として要保護者たる債務者と刑事訴訟外の手続で接点を持つのは「偶然（"zufällig"）」にすぎないし、（この事案ではハンブルク警察が証人保護局を運用しており、破産裁判所たるハンブルク区裁に証人保護プログラムを要請しているが）仮にZSHG第4条第2項が類推適用されとしても、ZSHG第9条第1項とぶつかるし、そもそも同第4条第2項は「公的機関」が債務者の現在の住所地を知ることを前提としている（知ったデータを遮断し伝達しないというだけ）等を挙げている。

(2) その他の保護措置¹⁶

* 公開制限

GVG (Gerichtsverfassungsgesetz 裁判所構成法) 第 171b 条第 1 項第 1 文によれば、「(当事者などの) 手続参加者, 証人, 又は違法行為の被害者 (刑法第 11 条第 1 項第 5 項所定) の個人的な生活領域に基づく状況が議論され, その公開討論が保護に価する利益を侵害する場合には, 公開しないことができる (公衆を排除することができる)」旨規定されており, さらに, 同第 172 条 1a 号によれば, 「証人若しくは他の者の生命, 身体又は自由が危険にさらされるおそれがある場合には, 裁判所は対審の全部又は一部を公開しないことができる」旨規定されている (上記の者の申立てを要する。同第 3 項。なお第 4 項)。未成年の証人については特に非公開が考慮される (第 171b 条第 1 項第 3 文乃至第 4 文, 同第 2 項)。

* ビデオ会議・ビデオ録画利用による尋問

民事訴訟手続で, 特に重大な事件では, 裁判所は証人の供述をビデオ会議システムで行うことを認めることがある (ZPO 第 128a 条)。加害者と向き合ったときに, 証人側に肉体的・精神的な危害が加えられる危険性がある場合には, 常に認められる。立法者は, 主に子供の場合を念頭に置いていたが¹⁷, 成人の証人でも, 例えば家庭内暴力や性暴力などの暴力行為の被害者である場合には, ビデオ尋問も可能であると解されている。

* 加害者不在法廷での被害者証人の尋問

StPO 第 247 条第 2 文のような規定は, ZPO にも ArbGG にもないが, FamFG 第 33 条 1 項第 2 文では認められている。加害者の出頭を厭う被害者は, 刑事訴訟では当事者ではないので証人として出頭が求められる場合のみ保護措置が必要とされる一方, 自己の提起した民事訴訟では当事者なので, 代理人に出頭を委ねれば足りるが, 証人として出頭しなければならない場面では, こうした保護が必要だと考えられている。

¹⁶ Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Strafrecht の刑事犯罪学部門が, ドイツ司法省の委託研究として公表している, 「Übertragung opferschützender Normen aus dem Strafverfahrensrecht in andere Verfahrensordnungen (刑事訴訟法に基づく被害者保護の規範の, 他の手続法への転用)」(Oktober 2017) の 51 頁以下で, 民事訴訟法 (ZPO)・家事事件手続及び非訟事件手続法 (FamFG)・労働裁判所法 (ArbGG) における被害者保護の報告と, StPO 第 68 条第 3 項 (例外的に証人が自己の個人情報秘匿できる) のような規定を立法論として ZPO 等にも置くべきとする提案がなされている。この項は, この文献と, Petersen-Padberg 弁護士の情報提供に負う。

¹⁷ 未成年の証人の保護については, 他に, 裁判官からしか尋問されず裁判所が特別に認めた場合のみ例外的に当事者から尋問が可能になる (StPO 第 241a 条), など, 刑事訴訟法からの「類推(?)」が考えられているようである。

(3) 欧州評議会「女性に対する暴力及び DV 防止条約」(いわゆるイスタンブール条約)¹⁸との関係

ドイツもイスタンブール条約に 2017 年に批准している(欧州評議会非加盟国も署名・批准できるが日本は署名していない)ので、同条約第 18 条が求めている、暴力の被害者や目撃者の保護やサポートにあたって関連するすべての国家機関(司法機関、検察官、法執行機関、公的当局)等の効果的協力体制を整える適当な機関が存在することの確保に向けた、必要な立法その他の措置をとるなどの一般的義務に従う必要がある。Petersen-Padberg 弁護士が、ミュンヘン区裁判所(AG München)に、DV 等被害者が自己の住所を秘匿した訴えの扱いについて照会したところ、2021 年 5 月 2 日付の同裁判所からの回答書面では、大要、

- ・もとより、イスタンブール条約に則り、被害者の住所を秘匿することにより被害者に保護を提供している。
- ・①「送達を受ける権限がある者の住所」のみを記載して訴えを提起するほかに、②真の住所を記載した上で併せて「真の住所は保護に価する理由から秘匿を求める」旨を、明確に認識できるように強調して付記する、という形での訴え提起も可能である。
- ・②の場合、裁判所のコンピュータシステムにおいては、関係当事者の住所は「秘匿された (unterdrückt)」ものとして登録することが可能で、その結果、すべての訴訟関係人が閲覧できる訴訟記録の元データには登載されない。他の関係人がアクセスできない、いわゆる「抜き取り (ausgehoben)」記録においては、裁判所は住所を見ることができる。

とのことであった。

3. まとめ

1 訴え提起にあたり裁判所提出書面における、性犯罪の被害者の氏名・住所の秘匿

氏名：秘匿不可⇒ただし、刑事訴訟で ZSHG (証人保護調整法) により証人保護措置を受け、当該証人への危険が存続している場合、この証人保護措置が引き続き効果を有すること (ZSHG 第 1 条第 4 項第 3 文及び、ZSHG 第 10 条類推) で、その後の民事訴訟で氏名を含む個人を推知できそうな情報を秘匿できる、という。

住所：秘匿可 (「送達を受ける権限がある者の住所」のみを記載する等)

¹⁸ 邦語文献としては、今井雅子「欧州評議会『女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンス防止条約』」国際女性 No.25 (2011) 124 頁、森秀勲「欧州評議会イスタンブール条約 – DV 及び女性に対する暴力への対応 –」立法と調査 No.425 (2020) 28 頁等参照。

2 民事・家事事件における裁判所提出書面におけるDV等の被害者の現住所の秘匿
同上

3 証人の氏名等の秘匿

ZSHG（証人保護調整法）第 10 条（類推）により，民事訴訟においても，証人（およびその親族等）の個人情報の秘匿が可能。

4 訴訟記録中の個人情報の取扱い

当事者の氏名については民事訴訟法上秘匿できる規定がない（ただし ZSHG 第 10 条（類推）による保護の可能性あり）が，住所については判例実務上「送達を受ける権限がある者の住所」のみを記載した場合，訴訟記録ファイルに不開示を指示する記録メモを付すことで実務上対応（前節ミュンヘン区裁のコンピュータデータ処理に関する実務的対応もあり）。

証人（およびその親族等）は氏名・住所を含む個人情報の記録を ZSHG による措置で秘匿可能（ZSHG 第 10 条第 2 項）。

以上全てにおいて，ZSHG 第 10 条（類推含む）の射程は不明確な部分も多く，便宜，実務上の対応によらざるを得ない場面も少なくない（とドイツの実務家には考えられている）点に留意が必要。

添付資料

Gesetz zur Harmonisierung des Schutzes gefährdeter Zeugen (Zeugenschutz-Harmonisierungsgesetz : ZSHG)

危険にさらされている証人の保護の調整に関する法律：証人保護調整法 【試訳】

第1条 適用範囲

- (1) 刑事訴訟手続において、その者の情報がなければ事実関係の調査や被疑者の居所（Aufenthaltort）の探知の見通しが立たなくなるか本質的に難しくなってしまうとき、この者は、証言をする意思があることにより、身体、生命、健康、自由、主要な資産価値が危険にさらされており、かつ証人保護措置を受けるのに適している場合には、この者の同意を得て、本法により保護を受けることができる。
- (2) さらに、第1項に掲げる者の親族（刑法第11条第1項第1号）又はこの者に近い者であり、証言をする意思があることにより、身体、生命、健康、自由、主要な資産価値が危険にさらされており、かつ証人保護措置を受けるのに適しているときは、これらの者も本人の同意があれば、この法律の定めるところにより保護を受ける。
- (3) 証人保護のために必要である限り、この法律に定める措置は、保護措置を受けるのに適しており本人の同意があるときは、第1項若しくは第2項に掲げる者の親族（刑法第11条第1項第1号）又はこの者に近い者に、拡張することができる。
- (4) この法律に基づく措置は、第1項乃至第3項に掲げる要件が存しなかったか又は事後的に消滅したときは、終了することができる。要保護者がさらされている危険が引き続き存続している限り、保護措置は、一般的な危険防止法に基づくものとする。刑事訴訟の終了は、危険が引き続き存続している限り、証人保護措置の取消につながることはない。

第2条 証人保護局 (Zeugenschutzdienststelle)

- (1) この法律に基づく人の保護は、警察又はその他の連邦法若しくは州法に基づいて管轄する官庁（証人保護局）がその義務を負う。要保護者に存する危険の防止についての連邦法又は州法上の規制は、これにより影響を受けない。
- (2) 証人保護局は、自らの専門的な裁量に基づき、決定を行う。案件の考量に際しては、犯行の重大性及び危険の度合い、被疑者の権利、並びに措置の効果を、特に顧慮しなければならない。
- (3) 証人保護に関連してなされた決定及び措置は、文書で記録しなければならない。当該文書は証人保護局によって管理され、秘匿措置に従い、捜査記録の一部を構成しない。当該文

書は、求めに応じ、検察庁に提供しなければならない。検察庁と証人保護局の職員は、刑事訴訟手続において、一般原則に従い、刑事訴訟法第 54 条を顧慮して、証人保護に関する情報も提供する義務がある。

(4) 刑事訴訟が確定的に終結するまで、証人保護の開始と終了に関して、検察庁とコンセンサスを得るようにしなければならない。終了時には、検察庁に、証人保護を終了する旨を通知しなければならない。

第 3 条 秘匿措置、義務

証人保護に関わった者は、自己が得た証人保護措置に関する知見を、証人保護が終了した後においても、権限なく開示することは許されない。公務員でない者（刑法第 11 条第 1 項第 2 号）は、それが必要とみられる限り、非公務員の形式的義務に関する法律（【訳者注】主として国防関連の守秘義務）に従って、義務を負うものとする。

第 4 条 個人に関わるデータの利用

(1) 証人保護局は、証人保護のために必要な限りで、要保護者の個人データに関する情報の提供を拒絶することができる。

(2) 公的機関は、証人保護局の要請に応じて、要保護者の個人に関するデータを遮断し、又は伝達をしない権限を有する。当該要請と相反する公共の利益や保護に価する利益が優越しない限り、公的機関は、当該要請に応じるものとする。証人保護局による措置の必要性の判断は、当該要請を受けた機関を拘束する。

(3) 証人保護局は、非公的機関に、要保護者の個人に関するデータを遮断し、又は伝達をしないことを求めることができる。

(4) 公的機関又は非公的機関内でデータを処理する際には、証人保護が阻害されないことを保障しなければならない。

(5) 刑事訴訟法第 161 条及び第 161a 条は、影響を受けない。

(6) 公的機関又は非公的機関は、遮断されたデータ又はその他の特定のデータの開示を求めるいかなる要請も、遅滞なく証人保護局に通知する。

第 5 条 一時的なカモフラージュ ID (Vorübergehende Tarnidentität)

(1) 公的機関は、証人保護局の要請に応じて、要保護者のために、証人保護局によって報告されたデータを用いて、一時的に改変された身分証明 (ID) (カムフラージュされた文書: Tarndokumente) の構築又は維持のために証書その他の文書を作成し、一時的に変更し、又は、改変されたデータで処理することが許される。当該公的機関は、証人保護局の要請に

相反する公共の利益や保護に価する利益が優越しない限り¹⁹、当該要請に応じるものとする。証人保護局による措置の必要性の判断は、当該要請を受けた機関を拘束する²⁰。本項第1文の目的のために、身分帳簿 (Personenstandregister) への記載を行うことはできない。身分証明書及びパスポートは、ボン基本法 (ドイツ憲法) 第 116 条の意味でのドイツ人でない者には、発行することは許されない。

(2) 証人保護局は、非公的機関に対し、要保護者のために、報告したデータを用いてカムフラージュされた文書を作成若しくは変更し、又は改変されたデータで処理することを求めることができる。

(3) 要保護者は、一時的に改変された身分証明 (ID) で、法交通 (Rechtsverkehr²¹) に参加することができる。

(4) 本条第 1 項乃至第 3 項は、証人保護局の職員についても、それがその職務の遂行に不可欠である限り、準用する。

第 6 条 証人保護措置の取消

証人保護が全体として終了されるか又は個々の証人保護措置がそれ以上必要性を失ったときは、証人保護の利益の顧慮のもとで、関与した公的機関及び非公的機関に通知しなければならない。この場合、公的機関は、第 4 条及び第 5 条にしたがってとられた措置を取り消す。証人保護局は、使用の必要性がなくなったカムフラージュ ID (Tarnidentität) を撤廃する。

第 7 条 第三者に対する請求権

(1) 第三者に対する要保護者の請求権は、この法律に基づく措置によっては影響を受けな

¹⁹ なお、Petersen-Padberg 弁護士によれば、証人の生命と身体が危険にさらされている場合、「相反する公共の利益」や「保護に値する第三者の利益」がこれに優越することは通常ない、とし、前掲注(15)で紹介したハンブルク区裁の判断は疑問である、とのことである。

²⁰ Petersen-Padberg 弁護士によれば、ここでいう「証人保護局による措置の必要性の判断」というのは、ドイツで公的機関が何らかの措置をするにあたり、常に適用される「比例原則 (Verhältnismäßigkeitsprinzip)」による 3 段階のテスト (措置が目的達成のために適合的か、必要不可欠か、狭義の「比例性」〔目的と手段の釣り合い〕を満たすか) のうち、前二つの段階 (適合性・必要不可欠性) を指すという (すなわち、要請を受けた機関は、「狭義の比例性」のみを判断する)。

²¹ Rechtsverkehr は訳出が難しく、法的取引や法的なやりとり・情報交換など法的なトランザクションを包括する多義的な意味を有する。とりあえず直訳して「法交通」とした (この訳語を用いる文献もある)。立法理由書によれば、第 5 条第 3 項での「法交通」に想定されているのは、住居賃借、カーレンタル、金融機関での口座開設、身分帳簿を除く公的な登録・登記であり (Vgl. die Begründung zu § 4 Abs. 2 der BT-Drucksache 14/6467, 12.), 第 9 条第 2 項と異なり、第 5 条第 3 項では訴訟手続は念頭に置かれていない。

い。

(2) 公的機関に対して要保護者の請求権を確保するために必要である限り、証人保護局は、証人保護の開始(Aufnahme)に関し、当該公共機関に通知する。証人保護局は、請求権に関する判断にとって重要である事実を、当該公的機関に確認する。

(3) 強制保険の対象となる要保護者の雇傭や活動が証人保護措置により中断されるか、又は要保護者の年金保険への保険料の払込が証人保護措置により妨げられるときは、当該要保護者は、保護措置の期間について、その期間が既に保険料で賄われていない範囲で、申立てにより任意保険料を追納することができる。強制保険の対象となる要保護者の雇傭や活動が証人保護措置により中断された場合、追納された保険料は、強制保険料とみなされる。当該申立ては、保護措置の終了後1年以内に限りすることができる。社会保障法典 (Sozialgesetzbuch) 第6編第209条が適用される。

第8条 証人保護局の補助金 (Zuwendungen)

証人保護局の補助金は、それが証人保護のために必要である範囲でのみ、付与することが許される。証人保護局は、補助金が故意に虚偽の申告により付与された場合には、特に返還を請求することができる。

第9条 第三者の請求権

(1) 要保護者に対する第三者の請求権は、この法律に基づく措置によっては影響を受けない。証人保護の開始によって、要保護者は、当該請求権を証人保護局に開示しなければならない。

(2) 証人保護局は、法交通における要保護者へのアクセス (Erreichbarkeit) ²²が証人保護措置により阻害されることのないよう配慮する。

第10条 司法的手続における証人保護

(1) 刑事訴訟手続以外の裁判上の手続又は議会調査委員会の手続において尋問を受けるべき要保護者は、各々の手続法の規定にも拘わらず、以前の身元 (Identität) に関してのみ個人情報 (Angabe zur Person) を提供する権利を有し、証人保護の指示の下で、現在の個人事項 (Personalien) 並びに住居所 (Wohn- und Aufenthaltsort) を推知させるような情報

²² 立法理由書によれば、ここでの「法交通における要保護者へのアクセス」の例として挙げられているのは、当事者・証人としての送達や裁判上の呼出しや、強制執行処分 (Zwangsvollstreckungsmaßnahmen) である (Vgl. die Begründung zu § 4 Abs. 2 der BT-Drucksache 14/6467, 12f.)。

の提供を拒否する権利を有する²³。住居所に代えて、管轄の証人保護局を掲げることができる。第1文に従って保護を受けるべき者は、裁判所構成法（GVG）第176条第2項第1文に反して、自己の顔を全部又は一部覆い隠すことができる。

(2) 被保護者のカムフラージュID又は住居所を推知させるような証書その他の書類は、証人保護の目的に反しない限りでのみ、訴訟書類として用いることができる²⁴。

(3) 刑事訴訟手続については、刑事訴訟法第69条第3項、第110b条第3項の規定²⁵が、引き続き効力を有する。

第11条 自由の剥奪を伴う措置に際しての証人保護

勾留、自由刑又はその他自由の剥奪を伴う措置の執行へ影響を及ぼす可能性のある証人保護局の決定は、各行刑施設の長との合意の下でのみ行うことが許される。

²³ MünchKomm StPO/Roggan, aaO.(Fn. 7) ZSHG §§10 は、以前の身元から変更があったことを前提にしている（前掲注(5) 参照）が、そうでない場合、以前の身元に関する情報を提供するのではなく、むしろ一時的に利用に供されるカムフラージュID書類（Tarnpapiere）の作成・提出を認めることになる、という。

²⁴ Petersen-Padberg 弁護士によれば、この規定により、裁判所は、証人に対する危険が続く限り（＝証人保護措置が終了するまで）、個人情報（個人データを推知させるような情報を含む）を含む書類（運転免許証・結婚証明書・出生証明書など）を訴訟記録ファイルに含めることはできない（証人保護局がそうした書類を保管する）、という。現行第10条第2項からはわかりづらいが、ZSHGの草案（Entwurf）第12条第2項には、この旨がより明確に書かれていた。

²⁵ ドイツ刑訴法（StPO）第69条は、第1項で、証人の氏名・年齢・完全な住所についての質問から尋問を開始する旨定めているが、証人の秘匿措置について第3項で、証人の身元（Identität）や住居所を公開すると証人その他の者の生命・身体・自由が危険にさらされるような場合には、個人情報を秘匿できる旨が既に規定されているので、証人の秘匿措置はそれに依るということである。なお同第110b条第3項は秘密捜査官の身元秘匿についての規定である。